

平成29年第3回定例会

長柄町議会会議録

平成29年 9月14日 開会

平成29年 9月15日 閉会

長柄町議会

平成 29 年長柄町議会第 3 回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月14日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○一般質問	9
三 枝 新 一 君	10
川 嶋 朗 敬 君	26
本 吉 敏 子 君	41
鶴 岡 喜 豊 君	56
大 岩 芳 治 君	72
○散会の宣告	88

第 2 号 (9月15日)

○議事日程	89
○出席議員	89
○欠席議員	90
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	90
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	90
○開議の宣告	91

○諸般の報告	91
○一般質問	91
山根義弘君	91
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
○議案第3号、報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑、委員会付託	107
○議案第4号～議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
○同意第1号の上程、説明、採決	134
○同意第2号の上程、説明、採決	137
○同意第3号の上程、説明、採決	139
○同意第4号の上程、説明、採決	141
○議員派遣について	143
○閉会中の継続調査の申し出について	143
○閉議及び閉会の宣告	143
○署名議員	145

平成29年長柄町議会第3回定例会を次のとおり招集する。

平成29年8月17日

長柄町長 清 田 勝 利

1 期 日 平成29年9月14日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	川 嶋 朗 敬 君	2 番	鶴 岡 喜 豊 君
3 番	池 沢 俊 雄 君	4 番	三 枝 新 一 君
5 番	本 吉 敏 子 君	6 番	山 根 義 弘 君
7 番	古 坂 勇 人 君	8 番	関 民之輔 君
9 番	大 岩 芳 治 君	10 番	神 崎 好 功 君
11 番	星 野 一 成 君	12 番	月 岡 清 孝 君

不応招議員（なし）

平成29年長柄町議会第3回定例会会議録

議事日程(第1号)

平成29年9月14日(木曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 一般質問

出席議員(12名)

1番	川嶋朗敬君	2番	鶴岡喜豊君
3番	池沢俊雄君	4番	三枝新一君
5番	本吉敏子君	6番	山根義弘君
7番	古坂勇人君	8番	関民之輔君
9番	大岩芳治君	10番	神崎好功君
11番	星野一成君	12番	月岡清孝君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	総務課長	蒔田功君
企画財政課長	白井浩君	税務住民課長	石井正信君
健康福祉課長	小林敬二君	建設環境課長	内藤文雄君
産業振興課長	若菜聖史君	会計管理者	大塚真由美君
こども園長	安田昭子君	教育長	佐川和弘君
学校教育課長 兼給食センター長	石井一好君	生涯学習課長 兼公民館長	松本昌久君
選挙管理委員会 書記長	蒔田功君	農業委員会 事務局長	若菜聖史君
代表監査委員	風戸不二夫君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 森 田 孝 一 議 会 書 記 安 部 吉 輝

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成29年長柄町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（月岡清孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

5番 本吉敏子君

6番 山根義弘君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（月岡清孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

定例会の会期は、本日9月14日から15日までの2日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から15日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

陳情が1件提出されました。議会運営委員会で協議した結果、審議保留となりました。印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、町教育委員会から平成28年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価についての報告がありました。印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

また、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

次に、長生郡市広域市町村圏組合議会議員であります、池沢俊雄君より報告があります。

長生郡市広域市町村圏組合議会議員、池沢俊雄君。

○長生郡市広域市町村圏組合議会議員（池沢俊雄君） 3番、池沢でございます。

皆さん、おはようございます。

傍聴人の方、朝早くからご苦労さまでございます。

私からは、平成29年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の報告をさせていただきます。

平成29年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会は、8月28日に開会し、長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算繰越計算書、公営企業資金不足比率について、それぞれ書面による報告がありました。

審議案件は、承認3件、平成28年度各会計の決算認定案4件、議案5件を審議し、同日閉会いたしました。また、議長に大多和正之議員、白子町、副議長に鈴木敏文議員、茂原市が、それぞれ就任されました。

以下、審議の結果をお知らせ申し上げます。

初めに、承認第1号、原案承認でございます。専決処分の承認を求めることについて（職

員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)でございます。内容は、職員の勤務時間等に関しては茂原市に準じており、茂原市では所要の改正がなされたことから、当組合としても同様に実施することについて専決処分したので、議会の承認を求めるものでございます。

主な内容は、法改正に伴い、育児または介護を行う職員に、対象となる子供の要件に、特別養子縁組を前提として職員が監護している子供などを加えたものでございます。また、連続する3年の期間内において、1日の勤務時間のうち2時間までの時間について休暇を付与できるように、新たに介護時間の規定を追加したものでございます。

次に、承認第2号、原案承認でございます。専決処分の承認を求めることについて(職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について)でございます。内容は、職員の育児休業等に関する制度については茂原市に準じており、茂原市では所要の改正がなされたことから、当組合としても同様に実施することについて専決処分したので、議会の承認を求めるものでございます。

主な内容は、非常勤職員に対する育児休業の取得案件を緩和するなどの措置として、非常勤職員で在職期間が1年以上あり、養育する子供が1歳6カ月になる日までに任期が満了しない者について育児休業を取得できるように規定の追加、また育児休業等の対象となる子の範囲の見直しをしたものでございます。

次に、承認第3号、原案承認でございます。専決処分の承認を求めることについて(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について)でございます。内容は、職員の給与体系に関しては茂原市に準じた給与体系をとっており、茂原市では所要の改正がなされたことから、当組合としても同様の改正をすることについて専決処分をしたので、議会の承認を求めるものでございます。

改正の内容は、一般職の給与水準の適正化を図るための給与月額率の独自削減について、引き続き平成29年度においても実施するため所要の改正をするもので、削減率については、6級以上の管理職は前年度に引き続き2%、その他の職員については1%から0.7%に変更をしたものでございます。

次に、認定案第1号、継続審査でございます。平成28年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。内容は、歳入総額65億3,129万7,248円、歳出総額63億8,179万2,798円の決算について認定を求めるもので、次の3会計ともども決算審査特別委員会に審査を付託されました。

次に、認定案第2号、継続審査でございます。平成28年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算の認定についてでございます。内容は、歳入総額1億6,834万6,414円、歳出総額1億6,090万6,087円の決算について認定を求めるものでございます。

次に、認定案第3号、継続審査でございます。平成28年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計決算の認定について。内容は、水道事業収益48億2,974万5,112円、水道事業費用48億909万5,732円、資本的収入6億9,380万7,520円、資本的支出15億688万2,924円の決算について認定を求めるものでございます。

次に、認定案第4号、継続審査でございます。平成28年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計決算の認定について。内容は、病院事業収益33億9,338万7,425円、病院事業費用35億1,504万3,548円、資本的収入2億70万7,000円、資本的支出3億4,643万2,700円の決算について認定を求めるものでございます。

認定案第1号から第4号は、茂原市3名、町村各1名の計9名で構成する決算審査特別委員会が設置され、継続審査となりました。

なお、委員につきましては、田畑毅委員、山田広宣委員、中山和夫委員、鶴沢一男委員、中村義徳委員、中村秀美委員、大多和秀一委員、池沢俊雄、私でございます。あと松野唱平委員が選任され、委員長に長南町の松野唱平委員、副委員長に茂原市の山田広宣委員を互選いたしました。

次に、議案第1号、原案可決でございます。平成29年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）。内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,927万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億6,690万7,000円とするものです。

主な歳出といたしましては、佐貫最終処分場ののり面復旧工事の測量設計業務委託と小型動力ポンプつき積載車の購入費でございます。また、地方債補正で消防施設整備事業の起債限度額を2億5,670万円に減額するものでございます。

次に、議案第2号、原案可決でございます。長生郡市広域市町村圏組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正の施行に伴い、改正内容に則した文言の整理及び条のずれに対応するため、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第3号、原案可決でございます。消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容は、入山津分署移転に伴い、新消防

庁舎の位置及び名称を長生村宮成2579番地1、長生分署に変更するため、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第4号、原案可決でございます。千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございます。内容は、千葉県市町村総合事務組合が共同処理事務に軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受付事務を追加するため、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約を制定することについて関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第5号、原案同意でございます。監査委員の選任につき同意を求めることについて。内容は、組合議員の阿井市郎氏を監査委員に選任をするものでございます。

以上のとおり、平成29年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の報告をさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） ご苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（月岡清孝君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、本定例会は一問一答方式と、従来方式の選択制を採用することとし、既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、一問一答方式を採用する場合は、質問、答弁を含めて60分以内で終わるようご協力をお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により順次発言を許します。

◇ 三 枝 新 一 君

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 改めまして、おはようございます。4番、三枝新一でございます。

傍聴の皆様方には、早朝よりお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

今年も異常気象でしょうか、7月は晴れの日が多く、最高気温が30度を超す日が続き、真夏のような陽気であり、8月は晴れの日が少なく、気温も8月としては低目で梅雨のような陽気でした。

海の向こうの大国アメリカでは、テキサス州を襲ったハリケーン・ハービーの被害額が相当額であると、過去のハリケーンの被害額が多かった2005年のカトリーナの1,250億ドル、日本円換算13.5兆円、2012年のサンディ500億ドル、5.5兆円と、ハービーの被害額はサンディを超え、カトリーナに迫る勢いと報道されております。ちなみに、2005年のカトリーナの13.5兆円、この金額は、現在の日本の1年間の予算の約13%ぐらいを占める大変な被害額だと思います。

また、隣国北朝鮮においては、たび重なるミサイル発射を続け、8月29日、発射された弾道ミサイルが北海道の襟裳岬の上空を通過し太平洋に落下したニュース、さらに9月3日には6回目の核実験を行うなど、国連の安保理決議を無視し続ける北朝鮮には憤りを覚えます。

なお、本町においては、悲願でもありました（仮称）茂原・長柄スマートインターの本格工事が、2020年3月完成を目指し9月より開始されました。待ちに待ったスマートインターができることが目前に迫り、胸躍るのは私だけでしょうか。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、これより質問に入らせていただきます。

人口減少化、高齢化、少子化における問題点についてでございます。

①、人口減少化ですが、人口減少化が叫ばれて久しく、本問題は本町のみならず、他町村、ひいては日本国の問題ではないかと思われまます。本町も年々減少の一途をたどっているのが現状でございます。今まで人口減少化問題につき、いろいろな対策を行ってきたと思いますが、今までどのような対策を立てて、どのような結果が出ているか、また、今後どのような対策を考えているのか伺います。

②、人口高齢化ですが、人口の高齢化に伴い、本町の主産業であります農業、特に稲作農家においては、現況耕作者の高齢化、後継者不足等の問題は深刻化しております。そこで、この現状の状況をどのように捉え、今後どのような対策をされるか伺います。

③、少子化ですが、本町の少子化は、特に出生数の低下が著しく、10年前、平成18年の人数は45人から、昨年、平成28年は33人と減少しております。このままの出生数減少が続きますと、本町の小学校2校の存続は危ぶまれると考えます。そこで、長柄小、日吉小の統合についてどのように考えているのかお伺いします。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 三枝議員のご質問にお答えいたします。

1点目の人口減少問題であります。昨年3月、本町では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少に歯どめをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を維持していくことを目的とし、平成31年度までの当面5年間の具体的な施策をまとめた長柄町総合戦略を策定いたしました。

本計画の人口ビジョンでは、今後新たな施策を打ち出すことにより、出生率の向上と社会移動率の好転を見込み、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、本町においては2060年、平成72年には人口が3,276人と、驚くべき数字が出てまいりました。

この数字に対しまして、私どもはどのように人口減対策をとっている形ではありますが、いわゆる人口ビジョンに対して対抗していかなくてはなりません。そこで、総合戦略に盛り込みました、3,276人に対して歯どめをかけて1,631人プラスしていこうと、そういう方向で、4,907人以上を目指すべく、将来人口としての目標を掲げたところでございます。

この将来人口を達成すべく、総合戦略の基本目標は4つあります。

一つは、「いきいき・ながら～若者就業のまち」、二つ目は「にぎわい・ながら～集い、定住するまち」、三つ目は「ときめき・ながら～ライフスタイルの希望をかなえるまち」、四つ目が「わくわく・ながら～安心・快適で魅力あるまち」、この4本の柱を掲げたところであります。

この4本の柱の中には、農林業活性化プロジェクト11事業、雇用機会拡大プロジェクト6事業、にぎわい創出プロジェクト6事業、移住・定住促進プロジェクト9事業、結婚・妊娠・出産応援プロジェクト5事業、子育て支援充実プロジェクト10事業、ながら生活応援プロジェクト8事業、スポーツ・交流活動振興プロジェクト3事業、合計58事業を示し、これら一つ一つを着実に実施し、PDCAメカニズムのもと、効果検証と改善を実施することとしております。

そのうち幾つかを申し上げますと、高校生までの医療費助成や、子育てスタート支援金事業などを初めとした子育て支援、または中学生の海外研修事業や、空調設備、トイレの改修など教育環境の充実、圏央道スマートインターチェンジの事業推進と活用に向けた道路網の整備、住宅リフォーム補助や空き家バンク登録促進事業、企業立地促進条例の施行など移住・定住促進施策、そして、それらに加えて、長柄町生涯活躍のまちの推進などが挙げられます。

人口ビジョンが示すとおり、人口減少は徐々に進行していきます。このことはしっかりとした現実として捉え、その上で少しでも減少を食いとめるために、一つの政策だけではなくさまざまな政策の積み上げと連携を図りながら、効率的に実施していくことが重要であると認識しております。

このようなことから、本町の人口減少の原因の傾向など、今後も調査・分析をさらに行うとともに、一つ一つの施策を推進してまいります。今後も議会の皆様からのご意見を頂戴しながら、さらには総合戦略の検証、見直しなども図りつつ進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の農家対策についてお答えいたします。

農業を取り巻く情勢は、農業所得の恒常的な減少や、農業従事者の高齢化、後継者不足問題等が深刻化し、社会情勢と農業構造の変化が相まって、本町のみならず全国的に大変厳しい状況にあります。

そのような中で、本町においては、担い手の確保や営農組織の育成を図るとともに、その継承を進めてまいりたいと存じます。あわせて、都市と農村との交流の活性化を図ることにより、本町を広くPRし、販路の拡大、さらには新規就農のきっかけとなることを期待するものでもあります。

次に、3項目めの出生率減少に伴う長柄小学校と日吉小学校の統合問題についてのご質問でございますが、本町における児童・生徒数の推移を見ますと、昭和60年代にピークを迎え、現在はピーク時の半数以下となっております。

本町では、将来を担う子供たちがよりよい環境で教育が受けられるよう、平成22年10月に日吉小学校・水上小学校統合推進委員会を設置し、統合に向けての検討を進め、その結果、平成23年3月に水上小学校を閉校し、日吉小学校と統合いたしました。このとき統合に至った最大の理由は、水上小学校の児童数が複式学級となったことであると認識しております。

また、それ以前にも、平成17年に長柄中学校と昭栄中学校を統合して、新生「長柄中学

校」を設置するなど、これまでも継続して学校規模の適正化に努めてまいりました。

今後についてですが、長柄小学校、日吉小学校ともに児童数は緩やかに減少し、また入学前の子供の数が減少傾向にあるものの、今のところ複式学級となる数を上回っております。こうした状況から、今すぐ統合をする予定はありませんが、今後も少子化が進行する可能性があることから、その推移を見守るとともに、学校規模の適正化や学区の見直しも含めて、小学校のあり方等についての検討をしていく必要があると考えております。

また、小規模校では少人数による一人一人に目が行き届き、きめの細かな指導ができることや、学校行事などで一人一人の活躍の場が増えること等、メリットも大きいことから、当面そのメリットを生かした教育を推進していきたいと考えております。

さらに、徐々に児童・生徒数が減少していく傾向にあることを踏まえ、現在の学級数や児童・生徒数のもとで具体的にどのような教育上の課題があるかについて、総合的な観点から分析を行ってまいりたいと考えております。

そして、これまで同様に、小学校統合の適否について考える必要が生じた場合に、統合推進委員会を立ち上げ意見を求めるとともに、保育者や地域住民との共通理解を図りながら進めていきたいと考えております。

以上、三枝議員への答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それでは、自席より失礼いたします。

一問一答の質問に入る前に、若干時間を頂戴したいと思います。

昨年12月に一般質問しました町道1203号線並びに1210号線の安全対策に対し、白線引きを早急にしていただき、ありがとうございました。住民の安全を考えて、早急の対応に感謝申し上げます。

それでは、これから一問一答の質問に入らせていただきます。

①の人口減少化問題ですが、先ほども言いましたが、本町だけの問題ではないというふうには私がお話しした記憶があるんですが、今、町長もおっしゃっていました。現在、長柄町の公式ホームページのところに、人口のこういうものが載っております。この中に非常に数値的なものが書かれておりまして、私もこれを参考にして質問をしようというふうに思っております。

このデータからいいますと、本町の最大人口数が8,934人、この人口は平成9年でございます。今から20年前には9,000人近くまでおったわけですね。それが平成29年になりますと

7,185人、非常に数が減っている。1,800人近くは減っておるわけですね。これをちょっと頭に置きまして、内容等を分析したものを述べさせていただきたいと思います。

まず、このデータをもとに見ますと、さかのぼること10年前、平成19年ですが、本町の人口は8,350人、本年現在、今も言いましたが7,185人と、10年前と比較しますと1,116人の減少でございます。平均すると年間117人弱の減少です。

人口減少の要因はいろいろとあると思いますが、ホームページのデータからいろいろ探ってみますと、ここにこういう欄がございます。この中に、人口動態・出生数の推移というところがあるんですが、この中に人口動態の自然動態、社会動態と2つに分けてございます。自然動態というのは、出生数と自然に亡くなる方の差異でございますね。それから社会動態、これは転入して来られる方、転出される方の差異でございます。

これをちょっと10年間さかのぼっていった結果を発表させていただきますが、細かい数字になって申しわけないんですが、結論から言います。自然動態ですとマイナス65.7人、社会動態ですとマイナス61人でございます。これが減っていく数でございますので、トータルしますと126.7人となります。このままですと、毎年100人減っていくのはもう明白なんですね。

そこで、本町は、先ほど町長もおっしゃいましたが、生涯活躍のまち事業を立ち上げたというお話なんですね。これは、国からの地方創生加速化交付金5,800万円を使いまして、長柄町、千葉大学、リソル生命の森が提携し行った事業でございます。この内容については間違いないと思うんですが、次に、提携して、個々の役割分担というのはどういうふうになっておるのでしょうか。また、本事業はいつまでなのかお伺いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井君。

○企画財政課長（白井 浩君） ご質問にお答えいたします。

まず、これまでも議会のほうで同様の答弁をしておりますので、その内容にそぐう形になりますけれども、まず町ですが、町民と移住者の交流の促進、またセカンドキャリアの支援、地域の医療機関との調整役などを担ってまいります。千葉大学でございますが、教育機関の強みでもございます知的資源を生かした生涯学習や学生との交流、全体構想の策定支援、また策定した健康寿命の延伸プログラムの効果検証などを担っていただきます。リソル生命の森は、所有する多様多彩な施設とプログラム、また専門のスタッフなど、資源を有機的に連携活用いたしまして、事業を推進する主体として役割を担っていただきます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

個々の分担、いろいろあると思うんですが、それでは、7月21日に総合計画策定審議会というものがございまして、私はその委員でございました。もう現在は外れておるんですが、その中に、地方創生加速化交付金の効果検証についてということで会議を行った事実がございまして。

その中で、前回私がC C R C事業について質問したときに、ちょっと時間が足りなくて全部質問できなかつたんですが、一括答弁の中に、町長の答弁の中に、こういう文言がありました。将来的なものというふうなお答えの内容だと思うんですが、その中で、6業務のことを町はやったんだよという答弁があったんですが、これが交付金の6事業、例えば、ちょっと言いますけれども、まず1点目が地域再生計画策定支援業務、2番目が空き家等実態調査業務、3番目、セカンドキャリア支援プログラム策定業務、4点目、健康寿命延伸プログラム策定業務、5点目、航空写真撮影及び地形図作成業務、6点目、総合計画地理情報システム構築業務、この内容でよろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） そのとおりでございます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それでは、ちょっとこの中からかいつまんで質問したいと思います。

まず最初に、今、6項目述べたんですが、その中に地域再生、空き家等、セカンドキャリア、健康寿命延伸は、やる内容としまして、文言が書いてございますので、これは一々読み上げたら時間がございませぬのでかいつまんで言いますけれども、調査・研究が主というふうに考えておるんですが、この調査・研究というのは、現状どの程度までの調査をされているか、ちょっと説明してください。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 空き家につきましては、全ての本町内の空き家数について、定義はいろいろございますけれども、調査は終わっております。もちろん、今おっしゃられた事業、全て調査関係は終わっておりますけれども、空き家につきましてはそのようなことです。

セカンドキャリアなどにつきましては、千葉県内、また千葉県外、東京、横浜方面の都心部の方々、都会の方たちがこちらに移住する意向があるのかないのか、また、そのときどういふものを求めるのか、そういうような意向調査なども行っております。それらをもとに、今、計画プログラムなどを進めていただいたという状況でございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 当然、検証されているので、内容は終わっていると思うんですけども、その中で、航空写真及び地形図作成業務というところに1,760万円強というお金を使っておるんですが、これ、航空写真と上の人口対策との関係というのはどういうものなのか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 総合計画の策定審議会の中でも触れたかと思うんですけども、この航空写真につきましては、本町では平成5年か6年、もう既に二十四、五年が経過しております、古い航空写真を使って、地図としてお客様が必要であれば、その辺の都市計画図の扱いの中で販売をしてまいりました。地形も随分、道路も、それから開発関係も随分とその後、移ってきたわけですが、いかんせんこの事業は、今回1,700万円で実施できておりますけれども、本来であれば、もうこの倍ぐらいかかるのではないかと見積もり等では出ている代物でございまして、なかなかこれまで、市町村合併などがその間に挟まっていたこともありましてできなかったと、見送ってきたというところでございます。

このたび、国の100%補助、町の一般財源はゼロでございます、この地方創生の加速化交付金、人口を増やす計画のもとに、諸般、今回6本ですが、国から認めていただけた暁には、これらの事業が100%の補助でやれるというようなことで、この航空写真の撮影、地形図の作成業務を、これから移住されようとしている方、私どもの窓口相談されている方、また電話等で、住む場所はどういうところがあるんですかとか今も来ておりますけれども、そういう方たちに対して窓口でワンストップで本町の状況を説明できるようにということで提案をさせていただきました、採択を受けたものでございます。

したがいまして、この写真関係——写真といいますとただの上から写したものかということですが、航空写真という航空測量ですので、測量業務をやった成果として地形図を持っているという状況でございます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 今、課長の説明でわかりましたが、一応この中で、オルソ画像というふうなうたい文句がございます。これは、ちょっと私なりに調べてみたんですけども、今おっしゃっていましたが航空写真、空から撮ると、例えば高い建物があつた場合なんかは、それが邪魔して下まできれいに見えないというのが現状の通常言われている航空写真ということだそうです。オルソにしますと、これがもっと見やすくなって、変な話、道路の線引きぐらいまで、あるいはそこに書かれている、例えばバス停がありましたらバス停等々まで鮮明に見えるというふうなことであるみたいですね。

それで、ちょっとそこでお聞きしたいんですが、こういうものを使った航空映像というのは、今、課長がおっしゃいましたけれども、役場の企画課に相談に来た人がリアルタイムで見られるんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 現在、見られるようになっています。

企画財政課でなくても、ほかの課でも、これは全庁的に見ることができるデータとしておりますので、どのカウンターでも見られるという状況でございます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。

それでは、ちょっと私、また時間を見つけて見せてもらいたいと思います。自分のうちがどういうふうになっているのか、ちょっと見たいなど。ワンちゃんの小屋まで見えるのかなというふうに思いますものですから、よろしく願います。

それでは、ちょっと脇にずれて申しわけございませんでしたが、本題に入ります。

先ほども、千葉大学に1,800万円という大金がすぎ込まれておるんですが、これは、1,800万円、大学にすればおいしいお金だと思います。ぜひ、一つの研究費として使用されるということにならないように、できるだけチェックしながら、検証しながら見ていただきたいというふうに思いますので、その辺よろしく願います。

次に、ちょっとさかのぼるんですが、ここに前回質問しようと思って持ってきたんですが、千葉日報と日経新聞。これは昨年、2016年5月に両方の新聞からうたっていて、長柄町の大学を含めたC C R C事業のことが大々と載ってございます。

その中で一つだけちょっとお聞きしたいんですが、今、日経なんですが、その中に、リソ

ル生命の森は、現在300戸の住居を2025年までに1,000戸に増やします。100億円を投資し、市から、2人の高齢者をターゲットとし、1LDKで60平方メートル前後の部屋を提供するとありますが、この、今報道されている内容についての進行状況というものがもしおわかりでしたら教えてください。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） リソル生命の森の進行状況につきましてですが、これはせんだっての総合計画の中でも申し上げたとおり、まだ長柄町のほうには特に具体的な内容は報告がございません。ただ、千葉大学とリソルホールディングス、リソルグループとの間で契約を行って、現在、あの敷地の中にどのような建物をどの配置でつくり、そこへの動線をどうしましょうとか、そういうようなことを大学のほうに、既に委託はもう昨年中から行っておりまして、基本設計、いわゆる基本計画が年内か年度内ぐらいに示されるんじゃないかということで、担当のほうからは報告を受けている状況でございます。

オリンピック・パラリンピックの関係の資材高騰や人件費などの、こういうさまざまな昨今の状況があるということを受けて、民間の企業でございますので、多少のスケジュールの後退というのは考えられるというようなことを聞いておりますが、報道に出ている数字等について、変更の方向性ある、なしは町のほうに来ておりませんので、本日のところはそのような答弁とさせていただきたいと思えます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

なぜこういうことを聞くかといいますと、結構、この新聞を見た方から、CCRC事業、これはどういうふうになっているんだというふうなお話を多々聞くんですね。例えば、リソル生命の森に、これはうわさかもしれませんが、ある場所にマンションを建てて、あるいはそれに近いものを建てて分譲するとか、そういう方法でやるという話も聞いているんだけど、どうだというふうな話も、私、耳にするんですが、私もちょっと内容的にわからなかったものですから、それでちょっとお聞きしたまでのことでございます。情報が入りましたら教えていただきたいというふうに考えますので、よろしくお願ひします。

それから、今、課長がおっしゃった内容はよくわかるんですね。例えば、航空写真の話もしましたが、こういうCCRC事業の現状の進行状況のような形のものを町民の皆さんにどういう形で知らせているのか、ちょっとお聞きしたいんです。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 今後というところだと思いますけれども、もちろん広報等、広報ながら、それからホームページ、これは最低限というところの広報媒体ですので、そちらで町民の皆さんにご報告を随時していくというのが、これから私たちに求められているなというのは十分認識しております。ただ、まだ現段階、C C R Cのほうが、事業者側であるリソルのほうも、まだ計画が明確に出ておりませんので、移住者を迎え入れて何とか長柄町を浮き上がらせたいというこの考え方、生涯活躍のまちの理念は町全体で共有しておりますので、そこについての広報ということはできるんですけれども、いわゆるC C R Cというか、長柄町版生涯活躍のまち全体の構想としては、どうしてもリソル生命の森の中に移住者を呼び込んで、その方たちのセカンドキャリアをどんどん生かしながらやっていこうという計画がありますので、そちらがまだまだ明確にならない段階ではということで、ちょっと今できていない状況なので、今後明確に出せる状況になりましたら出していくということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。

できるだけ迅速に、わかりやすく丁寧な説明をお願いしたいと思います。先ほども言いましたが、今現状どういうふうになっているんだという方が結構多数おりますので、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、人口減少対策としてC C R C事業を行うことに対していろいろあると思いますが、何もしないで現状を見据えるより、新しいことにチャレンジすることはよいことではないでしょうか。何でもやってみなければわからないと思います。新しい事業を立ち上げることには勇気とエネルギーが必要ではないでしょうか。大いにチャレンジすることが必要だと思います。ただし、事業半ばで異常が生じた場合は使途変更もやむを得ないと思いますので、その辺も考えてもらってはいかがでしょうか。本事業の成功を切にお願いいたします。

ありがとうございました。

次に、②の人口高齢化、農業問題についてでございますが、先ほど何回も町長も言っておりますが、高齢化で非常に困っているということでございます。

ちなみに、私の力丸地区の耕作のあれを申し上げますと、約12名の方が16町歩を耕作しておられます。若い方で50代、高齢者では75歳をとっくに過ぎております。アバウトですが、

平均年齢ですと約65歳前後かなというふうに考えております。

このような小規模農家、高齢耕作者、ましては昔と違い稲作・耕作離れが、後継者がいない、将来は決して明るくございません。先ほども町長が言いましたけれども、いろいろやりますよということなのですが、よくある話を申し上げますと、今使っている農機具が壊れたら、高額な農機具を購入してまで耕作しないよという声が相当多数ございます。体力的にはまだやれるんだが、農機具が限界で耕作をやめなければならない。農機具購入等の補助金等は考えていないのでしょうか。お聞かせください。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

産業振興課長、若菜聖史君。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

ただいまのご質問でございますけれども、個人が経営する農業経営者としての補助金という制度につきましては、現在、本町に持ち合わせてございません。

また、管内では長南町で補助制度がございますけれども、ある一定程度の農業経営規模がないと、その受託を受けることはできない、またさらに経営規模を拡大せねばならない、そういうような状況にあるという中でございます。

そこで、認定農業者というような形で、少しでもやる気があるというような方がいらっしゃる場合には、この認定を受けることで国・県の助成を受けることができると、なかなかハードルは高うございますけれども、それら制度がございますことで、ご利用いただければというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 課長がおっしゃいましたけれども、認定農業者、ちょっと私、勉強させてもらいました。結構ハードルが高いですね。

それで、本町には長柄町農業団体振興事業補助金交付という制度があると思います。本制度は、農業法人、水稻営農組合に上限500万円、または営農計画に基づいた複数年度の事業には200万円以上とありますが、この制度は、一回制度を受けたら、それで一回こっきりで終わりという制度なんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） 基本的には、維持管理に求めるものではございませんので、一回こっきりと申しますか、そのように考えていただいて結構かと思っております。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。

それで、大規模農家、すなわち個人で大規模で水稻づくりを行っている方がおりますが、この方々は文章的に解釈すると多分制度を受けられないと思うんですけれども、受けられる方法というのはないのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） お見込みのとおりでございます、個人での制度の活用はできないこととなっております。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

稲作耕作者の高齢化、耕作放棄者が増えることが懸念される今後、耕作放棄地を営農組合、大規模農家に依頼が増すことが予想されます。そこで、営農組合には町の補助金交付制度がありますが、小規模農家にはなく、ましてや大型にやっています大規模農家には補助金制度はない。自己資金には限度がございます。これを何とか助けてやれる方法を考えていただけないでしょうか。

なぜかといいますと、耕作放棄地が増えますと、別問題かもしれませんが、有害鳥獣のすみかになる可能性がありますし、ほかの問題が山積されると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問でございますけれども、なかなか個人の経営者に対しての補助金というのは難しいというふうに認識しております。

しかしながら、例を申し上げて申しわけございませんけれども、ただいま議員のほうからお話がありましたように、力丸地区では12名の方が現在16町歩を耕作なさっていると。これが12名の方が一団体、営農組織として活動いただくことで、この補助制度を活用できると。ぜひその集落営農、営農組合、これらを充実させていきたいというのが本町の方針でございますので、なかなか難しい部分はございますけれども、できればそういった形で、自治会、その集落、これらが一まとまりになって、この補助制度を活用できるような組織を形成していただければというふうに考えておるところでございます。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 課長の言いたいことはわかっているんですが、非常にハードルが結構高い。60半ばを過ぎてからあえてまた大規模農家にすると、機械費用を払ったり設備等の問題で費用がかかりますものですから、なかなか前に進まないというのが現状だと思いますけれども、できるだけご理解いただけるような方法で皆さんに考えていただきたいなというふうに私も思いますので、またお伝え申し上げます。

それでは最後に、国の減反政策が1971年より本格実施され、本年をもって減反政策が廃止されます。本町はこのことについてどのように捉えて、今後どのようにしようとしているのか、お聞かせください。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えします。

今お話がございましたとおり、減反政策、こういった形で国が示す制度はなくなるわけではございますが、そもそもその、今、生産調整という言葉で言われておりますけれども、この生産調整がなくなるわけではございません。政府は、生産者みずからが経営判断、販売戦略に基づいて需要に応じた生産ができるようにすることというような形で、この廃止をしたわけではございますけれども、県においては、国が示していたその生産調整の配分について、千葉県農業再生協議会、これは町に農業再生協議会がございまして、議員もご存じかと思っておりますけれども、その上位団体と申しますか、上にある団体が、一定の生産数量配分を定めた上で町に示すというようなこととなってございますので、昨年と申しますか、今までと同様な配分がなされると。

ただ、先ほど申し上げたように、政府がそのようなお示しをしたところでございますので、一定の支援というものがなくなりますが、新たな支援政策をただいま進めているというふうに聞いてございますので、またそれらにつきましては情報が整理でき次第お示しできるかと思っておりますけれども、ただいま申し上げたように、そもそもその生産調整数量がなくなるということではないということをご認識いただければというふうに存じます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 一つの報道のほうに、新聞ですが、こんな文章がございまして。今、課長がおっしゃったように、手がたい補助でやってきた政策は変わるんだということで、現在

行われています飼料米等への転換というんですか、変えていくというふうな考え方もあると思うんですけれども、廃止されたことについて農家の方にリスクがかかってくると思うんですけれども、できるだけリスクの少ないような方法を提案し、あるいはアドバイスをしていただけたらなと考えるので、その辺も重ねてお願い申し上げておきます。

ありがとうございました。

次に3点目、③の少子化による長柄小、日吉小統合の問題ですが、先ほどの町長の答弁にございましたが、今から6年前ですか、水上小と日吉小が統合し、本町には長柄小と日吉小の2校となったのは認識しております。

ここにデータがあるんですが、これがガッコムというホームページ、これに、先ほど町長も言いましたけれども、小学校の人数、大まかな小学校ですけれども、現在長柄小では137名、日吉小で115名、それで、単純に言いますと1クラスの人数なんですが、これがクラスサイズというふうな形でも言われているんですが、長柄小が22名、日吉小が18.8名というふうな形でクラスを編制されていると思うんですが、先ほども私、このデータを見せましたけれども、ホームページ、これにもこういうデータがございます。明らかに先しぼみというふうな、人口あるいは出生のデータがここに数字で示されてございます。

ですので、ちなみに例を申し上げますと、28年度、長柄地区では出生が21名、日吉は7名、水上が5名、トータルで12名ですね、合計33名。黙っていてもこの方たちが、あと5年もしますと小学校に入るわけですね。入って、当然2校あるわけですので2つに分かれると。そうしますと、今、私、言いましたけれども、日吉小学校については、すんなりこのままいけばの話ですけれども13名、非常に少ない。町長もおっしゃいますけれども、少数人数で云々というメリットもあるよと、わかりますけれども、だんだんそういうふうに先細りになっていっちゃうということになりますので、私の言いたいのは、統合すべきときが来たら検討するんだということではなくて、せっかく、さっき言いましたけれども、長柄町の日吉小と水上小を統合したときの長柄町小学校のあり方検討委員会というものがまだ残っているはずですね。廃止になっていませんよね。こういうものの会議の中で、そういうことの議論がされたことがあるのかどうか。日吉小と長柄小の合併について、そういうことのお話の、それをお聞かせ願いたいんですが。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

学校教育課長、石井一好君。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 三枝議員のご質問にお答えいたします。

本町では、小学校のあり方検討委員会の設置要綱というものがございます。平成22年3月に設置されております。その中で、第1条の目的ですが、「若者の町外への流出や少子化などの影響から、小学校の児童数が年々減少してきている中、小規模化した小学校の適正配置について総合的に検証し、将来を見つめ、また今日この時に成長し続けている子どもたちのために、どのような学校のあり方が良いかを総合的に検討し方向づけをするため、長柄町小学校のあり方検討委員会を設置する」と目的が記されております。

また、委員についても町長が委嘱するということで、こども園の保護者代表者、また小中学校のPTA代表者、そして小中学校の校長、議会の議長、また副議長、議会の住民教育常任委員長、そして教育委員会の教育長が委員とされ、この検討委員会を設けるということがあります。

ご質問の長柄小学校と日吉小学校の統合についての話し合いですけれども、この検討委員会ではまだ話し合いのほうはされておられません。22年度に水上小学校と日吉小学校の統合の検討をした際、その旨の検討をしたということを聞いております。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 今、石井課長がおっしゃったのは、この例規集の中に書いてございます。その内容を全くそのとおりに読みになったということでございます。

私が何を聞きたいかといいますと、もう22年に始まっていますね。これは水上小と日吉小の統合から始まったということは理解できます。それから、平成29年ですから7年たっていますね。22年にやって、翌年の23年には日吉と水上はもう統合しているわけですね。そのときには、長柄は単独でいいんじゃないかということだと思ったんですが、私、今言っているように、この数字自体が徐々に減ってきているということを現実としてやっぱり受けとめないと、いつ来たらいつやるんだと、もう来たからやりますよ、じゃ、あしたからやるんだと言ったって、そのときは多分遅いですよ。ですので、前もって少しずつかじっていくという姿勢も大事じゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 三枝議員のご質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたが、過去の日吉小学校と水上小学校の統合編入のときには、水上小学校が複式学級が複数出てしまうと。複式学級というのは、異なる学年を一つの学級で指導する、そういったクラスが2つになってしまうというようなことが起きてしま

ったということを聞いております。

学校統合の適否を考えますと、その視点としては、義務教育の機会均等や水準の維持向上、その辺の観点を踏まえまして、複式学級が入ってくるかどうか、その辺が全て統合の基準になるのではないかなというふうに考えております。

本町において、ゼロ歳児から5歳児の各小学校区ごとの出生数を見ても、まだ複式学級の基準の8人を超えているという現状であります。ですので、今現在、あり方検討委員会を設けていないわけなんですけれども、また町の出生数等推移を見ながら、この検討委員会のほうも立ち上げていくというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 徐々にタイムリミットが迫っておるんですが、せっかく私、頭の悪い私がパソコンを出して引っ張って出てきたものがございます。

例えば、ここに生徒数の推移がございます。2011年、177人おったわけですね。2016年には137人、これは長柄小です。マイナス40名。日吉小もございます。日吉小は2011年に150名、現在115名、35名。明らかにこの5年ですか、6年か。もう完全に右肩は下がってきているわけですね。

ですので、この辺も踏まえまして、教育長もおられますので、ぜひ早目に——すぐ統合しろとか、私、そういうことを言っているわけではないです。ですので、対応を早目にしたらどうかということをぜひお願いしたいと思います。

ちなみに近隣のことを申しますと、まず茂原市では緑ヶ丘小、それと二宮小等の問題がございすね。当然、西陵中学と富士見中の問題もございす。一番近い長南町においては、昨年度4小学校が統合しまして、本年の4月から運営が始まっております。ですので、周りはそういう状況が徐々に迫ってきている、あるいはそれに対しても対応ができています。ですので、長柄町も先を見据えていただいて、できるだけ早く対応というものを議論しながらやらないと、いきなり統合しますという話が来られても、多分皆さんのアレルギーが強いと思いますので、その辺も重々考えて検討していただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 以上で、三枝新一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は11時20分といたします。

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 21 分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 川 嶋 朗 敬 君

○議長（月岡清孝君） 次に、1 番、川嶋朗敬君。

○1 番（川嶋朗敬君） 皆さん、こんにちは。1 番、川嶋朗敬です。

質問に先立ちまして、私の前振り、好評で聞きたいという人がありましたので、前振りのほうを時間をいただきまして、いろいろな今の状況をお話ししていきたいなというように思います。

それこそ今年も、永年にわたり社会に貢献した方々、老人を敬愛し長寿を祝う敬老の日がまた今月訪れました。今年の長柄町の米寿、88歳を超える方が53名と、また白寿、100歳を迎える方が17名と、これもまた昨年よりも増えております。大変うれしいことでありまして、多分女性かなというように思います。今後も、町のためにお知恵をおかりしながら、ぜひご自愛をくださいますようにお祈り申し上げます。

また、9月は秋の収穫の季節でもございます。先日、長柄小学校の全生徒、137名の生徒による豊かな体験活動実習、水田にて恒例の稲刈りが開催されました。当日は、子供たちのために、佐川教育長さんがコンバインに乗りまして頑張って稲刈りをさせていただきました。また月岡議長さん、また地区の社協の役員の方、そして職員の方も参加をしていただきまして、大変子供たちも元気いっぱい収穫を楽しむ体験学習ができて、皆様方、大変お忙しい中からご出席を賜り、大変感謝をいたしております。

今から5年前のことになります。平成24年1月に厚生労働省がプレスリリースした日本の将来推計人口によりますと、先ほどお話がありました平成72年には日本の人口が8,674万人と大幅に激減してしまいまして、この40%が65歳を占めるという高齢化推計が示されました。今や、17年からますますピークになってきました人口減少、この最も高齢化した人口構造を

持つ国へと日本は変貌をしております。この背景のもと、地方自治の財政は、生産年齢の人口の減少や先行き不透明な経済状況の影響で、安定した税収の確保がだんだん難しくなっている状況でもございます。

皆さんも耳にしたことがあると思いますが消滅自治体リスト、これは、このままでは全国、現在1,718市町村ございますが、896、全体の52%の自治体が消滅しかねないというようにうたわれております。そして、地方自治の経営は破綻してしまうといったような警鐘をきっかけに、政府は地方活性化に一段と力を入れるようになりました。

そこで政府は、若者プラス地方活性化という位置づけをもちまして、少子化対策で何とか一層地方を盛り上げていこうというようにいたしました。しかし、東京への人口が集まる大きな流れはいまだ変わることはありません。

そこで政府はまた、高齢者プラス地方活性化というプランで、高齢化対策が現在進められております。そこで、今日は、先ほど三枝議員が言いました長柄版CCRCというものについてお話しします。

行政の皆さんでしたら、職員は一度は読んだことがあるかと思いますが、楡周平さんの「プラチナタウン」という小説が、今から11年ぐらい前に小説になりまして、5年前にこれがドラマ化されました。この50年後の40%の65歳の高齢者の超高齢化社会の中で老後の新しいライフスタイルの模索をされている、現代の日本が抱えるテーマに真っ向から挑む、北海道の美しい自然を背景に、町を活性化しようとする町長さんと役場職員の熱い挑戦が繰り広げられる日本版CCRCがドラマになりました。これが「プラチナタウン」というドラマになっております。私はもう何回も見ているんですが、こういうDVDが、5時間ドラマに詰まっております。まさしく日本版CCRCになっております。

今回もこの中から一般質問も幾つかしてまいりたいと思いますが、これは北海道の緑原町というところで撮影されまして、山崎町長と、町議歴40年の最古参として議会を裏で支配してきた町のさまざまな利権に絡むK議員、K議員と組んで議会に何かとやじを飛ばす若手議員、さらに、この緑原町の利権に絡み、K議員をコントロールし、山崎町長に警戒を示す黒幕の国会議員に対して、町民の皆さんが暮らしやすく、町外の方も楽しんで時間を過ごせる夢の町、高齢者のためのテーマパークの建設のために町長さんと役場職員の方々が力を合わせて奮闘する、先ほども言いましたように5時間ドラマになっております。ぜひ、職員の担当する方は、一度は見て認識をしていただきたいなというように思います。ちなみに私は10回ほど見ております。

最後に、6月の一般質問では、こういう定住・移住対策に対する、やはり受け皿としてのゴールドセンターの設置を質問させていただきました。今回の質問は、ゴールドにまさるプラチナにて、さらに輝かしいまち・ひと・しごと創生総合戦略での空き家対策の位置づけ、いわゆる特措法を基本とした、地方自治における普通公共団体の目的を達成するために、どのように行政が関与をしていくのか、お聞きしてまいりたいと思います。

趣旨については、先ほどお話ししたように、この空き家調査というものにつきましては平成25年度住宅土地統計調査などで調査をしてございます。これは、昭和23年ごろから毎年5年ごとに関して統計調査として調査をしている事実でございます。

そこで、この趣旨説明の中で、やはり空き家により売りにくく、売りに出されることもなく、また賃貸に出されるわけでもなく、そのまま放置している数は、全体の37.4%がそのような状況になっております。空き家には、居住者が亡くなり、相続がそのまま放置されているものや、金融機関の抵当権等になっている所有者不在、不存在、また居住者が高齢となり福祉施設に入居するなど、老朽化した空き家が増加しております。また、周辺に悪影響を与えていることも事実でございます。今後も少子高齢化の進展により、ますます空き家は増加し、20年後にはこの2倍になると想定しております。

そこで、全国に顕在化している中で、本来は所有者がみずから解決するべきものであります。住民の良好な生活環境の保全と安全・安心な生活を守るために、5つ質問をしてまいります。

まず①、町内の空き家及び廃屋、さらには危険建造物の現状について、町は具体的にどのような調査をしてきたか。また、調査状況を踏まえ、空き家増加の背景と管理状況をお聞きしたいと思います。

②、空き家対策の推進に当たり、空き家への住み替え、他用途への転用による利活用、空き家の除却など、空き家の状況や地域の事情に応じた取り組みを、今後どのように行政は進めていくのかお聞きします。また、空き家の有効利用を図る観点から、中古住宅等を市場に流通させる取り組みをどのように考え進めているのか、ここもお聞きしたいと思います。

③、まち・ひと・しごと総合戦略に基づき、希望する高齢者が健康時から移住し、自立した社会生活を継続的に営める長柄版C C R Cの導入により、まちなかへの転居等も想定されます。構想実現に向けて、空き家や空き公共施設などの地域資源をどのように活用するのか、お聞きしてまいりたいと思います。

④、廃屋の問題として、風景・景観の悪化、防災・防犯機能の低下、火災の発生の誘発、

ごみなどの不法投棄の誘発等がありますが、町はその対応のためにどのような制度で工夫をしていくのか、お聞きしたいと思います。

最後の⑤番目につきましては、このようなさまざまな情報が氾濫している社会で、これまでの画一的な情報提供のスタイルを改め、個々の住民に適した情報の発信を行うためのマーケティング手法の一つであるセグメント、いわゆるセグメンテーションを活用し、長柄まちなか住宅再生バンク等の情報を発信することにより、行政と住民との関係を目指す必要性があると思いますが、見解をお聞きしたいと思います。

私の1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 川嶋議員のご質問にお答えいたします。

1点目の空き家の調査内容及び増加の背景と管理状況についてのご質問でございますが、本町では昨年度、国の地方創生の補助を活用し、移住・定住の促進、空き家の利活用を目的とした空き家実態調査を実施いたしました。その結果といたしまして、本町の空き家の数は全体で184件、そのうち利活用が可能なものは164件、老朽化が著しい空き家は14件、ほぼ解体が必要ではないかと思われる空き家は6件という内容でありました。本町の空き家数は、過去の調査など比較するデータは特にございませんが、議員のご質問のとおり、増加の傾向にあることは間違いないものと認識しております。

この背景につきましては、今回の空き家調査で行った所有者への意向調査によると、空き家になったきっかけの問いに、「別の住居に転居したため」が32%、「相続により取得したが住んでいない」が23%という結果でありました。そのほか、特に回答はありませんが、核家族化の進行により、親の死亡に伴って実家が空き家となるといったケースは多いものと推察されます。また、建物を処分する意向はあっても、取り壊しに要する費用面の問題が発生し、なかなか進められないというケースも多いかと思われまます。

管理状況といたしましては、親族の方や不動産業者等の委託により、年数回空気の入れ替え、庭の除草等、適正な管理をしている物件も幾つかあるようであります。先ほどの利活用可能な164件の空き家につきましては、比較的管理状況は良好であると聞いております。

次に、2点目の今後の空き家対策の進め方及び市場流通への取り組みについてのご質問でございますが、平成25年度以降、定住につなげるべく、いわゆる空き家事業を進めてまいりました。さらに本年度から、空き家の家財道具の撤去、引っ越し費用等の補助を追加し、総

合的に空き家バンク登録促進事業として進めているところであります。

また今後は、専門的なノウハウや豊富な情報量を持つ公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部等とも協定して、連携を図りつつ、なお一層空き家バンクの適正かつ円滑な推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の空き家及び空き公共施設等の活用についてのご質問でございますが、長柄町版生涯活躍のまち構想では、リソル生命の森の区域をエリア型、それ以外の長柄町全域をタウン型と位置づけております。タウン型におきましては、空き家の利用活用がまさに中心となるものと考えており、現在、今後の進め方などにつきまして、調査研究・プログラム化して千葉大学に委託をしておるところでございます。

次に、4点目の廃屋の問題についてのご質問でございますが、議員のご質問にもあるとおり、景観や防災・防犯、ごみ、有害鳥獣等々、大変危惧すべき問題と認識しております。

現在、町といたしましては、所有者にその責務があるという大原則のもと、適切な管理が行われていない空き家については、まず所有者等に連絡を取り、当該空き家の現状を伝えるとともに、当該空き家に関する今後の改善方策や、処分や活用方法等についての意向など、所有者の主張を含めた事情の把握、助言またはお願いにとどまっている状況であります。

最後に、5点目の情報発信についてのご質問ですが、移住希望者等に本町を選択してもらうために、また理解を深めていただくためにも、情報発信は重要な施策の一つと考えます。

本町では現在、来年2月を目途に、町のホームページを全面リニューアルすべく業務進捗を図っているところでございますが、その中で、空き家情報及び長柄町版生涯活躍のまち、移住・定住に特化した特設サイトをつくる予定で進めております。

議員のご提案の長柄まちなか住宅再生バンクにつきましては、情報発信の方法を含めまして検討をしてみたいと思いますので、今後一層ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、川嶋議員のご質問の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

今の答弁に対しまして、私のほうから一つ一つ丁寧にお聞きをしてみたいと思います。

今回のテーマは、プラチナタウンではなく、行政の積極的な取り組みにする関与というテーマでありまして、行政の関与というのはご存じのとおり、よくここでも質問されているように、最小限の経費で最大限の効果を上げなくてはならない、そして、住民にその情報を説明する説明責任がありますよということを話す中で、基本的なのは、民間にできることは民

間という三大原則があるわけであります。その中で、国、県、この地方の普通公共団体がとるべき法律をしていかななくてはならない。しかし今の中では、いろいろな助言までで止まっているケースが非常に多いわけがございます。それを一歩、二歩、目指した中で取り組んでいってもらうのが皆さん方のお仕事であり、関与につながるということになります。

そこで、1番目についてのご質問をします。

私、この28年度決算書をいただきまして見ました。118ページに、地方創生加速化交付事業5,800万円に対しまして、1回目の決算が終わっております。これが18ページに今回決算書で上がってきておりますので、この経費の具体的な内容、先ほどご説明がありましたが、私がお話ししている空き家住宅にかかわる部分につきましては、先ほどもこの中で計画書を見させてもらいましたとおりに、移住者に活用してもらうための空き家、空き事務所等の調査費800万円、当初予算。そして移住情報のワンストップ化を図るための地図情報システムを活用していたということで、これが2,500万円。今後、人口対策、空き家対策、廃屋について役立つ資料としては、私は十分ご理解をしております。なおかつ平成6年から航空写真を飛ばしていないということですから、いいチャンスでもあったわけですね。

しかし、先ほど白井課長が、これは100%国のお金だというように強調しましたが、100%のお金でさえも地域住民の所得税、それから消費税、間接税、ここから出ているものです。ですから慎重に使わなくてはならない。これは認識を、皆さん方、知っておかないと、町の財源じゃないからいいやなんてことは絶対にあってはならないことですので、入れておいてください。

そこで、先ほど町長さんから、184戸の建物が空き家等でありますということでありました。この184戸の建物のうち、まず1つ目、建物登記未登記の戸数が何戸あったのかお聞きしたい。

2つ目、この建物登記の表示登記における債権・債務の状況がどうなっているのか、その件数をお聞きしたい。

そして3番目として、この空き家住宅164戸、その他が20戸、危ない、危険な建物が20戸ということですので、大変申しわけないんですが、これだけは大変失礼なんです、旧長柄、日吉、水上の3地区でどのようにこの建物が分配されているのか、そういう状況なのか、この戸数を教えていただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 川嶋議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、未登記ということのご質問の内容でしたけれども、所有権の確認ということによろしいでしょうか。所有権の確認につきましては、全戸184戸確認をしております。

それから、2点目の債権・債務の状況でございますが、現在、今回の空き家調査では実施してございません。今後184戸を一つずつ所有者につなげていく、お聞きするという作業が入ってまいりますので、その中で調べてまいります。当然、空き家バンクに登録をする段階では抹消登録済みであることなどを促してまいります。

それから、3点目の、184戸の日吉、水上、長柄、それぞれの数でございますけれども、長柄地区で113戸、日吉地区で39戸、水上地区で32戸、これで184戸になると思います。113と39と32ということでございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

長柄地区、面積が大きいだけに、非常に大きいなと実感しております。この対策についてはまた、いち早く検討していきたいと思っています。

先ほど、ついつい言葉に乗って所有権のところに入って行ってしまったんですけども、所有権もそうなんですけれども、184戸を業務委託をしたときに、当然に建物登記ですから別に課税と言っておりませんので、建物登記には表示登記と保存登記があるわけです。当然、甲乙丙丁、全ての登記がされているのは何件ですかということですので、この棟数がお聞きしたかったんですね。それに対して債務、要するに債権、民法上の債務権がついているのがどのぐらいなんですかと聞いたかったんですね。

ですから、登記ができないものを、登記を調べていないものを、それを移住者に見てください、買ってください、これ、移住する方は不安だらけです。空き家だけを調査するのではなく、やはり根本的にその登記がどうなっているかというのを調査しないことには前に進まないんですね。

ですから、今後の取り組みとして債権、今後進めていくということですので、必ず184戸、今後増えてまいりますけれども、必ず行うのは、登記、未登記物件なのか、その状況をきちんと把握した中で空き家バンクというスタートをしないことには、看板をしょっている行政の皆さん方ですから、皆さんを信じて、ホームページで、頼ってきますから、ぜひそこは気をつけてください。

それと、先ほどにもありましたように、空き家にはそれぞれ定義というのがありまして、先ほど言いました特措法の定義、それから住宅・土地統計調査の定義、これは全くばらばらなんです。ですから、当然空き家の戸数が違ってきます。こういう違ってくる状態が続きますけれども、やはり町としての行政の役割は、この定義が両方とも異なる中で人口減少を止めていくには、ストックマネジメント、よく土木のほうでやられているかと思うんですけども、内藤課長、長寿命化対策として。このストックマネジメントが今現在あるわけですから、ぜひその後の、今度のステップというのはアセットマネジメント、よく聞くとお聞きですけども、この目標の数値を持っていくにはアセットマネジメントを最終的な目標に置かないことにはいけないんですね。ですから、結局は、空き家の統計調査と、それから今の特措法の定義、両方をともに調べていただきたいと思います。これは要望に挙げておきます。

続きまして、空き家の廃屋、今説明がありましたように、私もそのとおりだと思います。相続により取得したけれども住んでいないとか、別の居宅に転居したためとかいうものが非常に大きいかと、これはあくまでも首都圏のほうに流れが、先ほど言ったように、なかなか止められないのが空き家の増加につながっているという状況です。

そこで、空き家の管理状況について、これは要望だけしておきます。

この164戸の、比較的良好であるということでありましたけれども、今後は十分にその164戸の方々の利用意向を調べていただきたいんですね。また幼児教育に戻っちゃいましたけれども、なぜ空き家にしておくのかということの意向を調査しておかなければ、これは先に進みません。ですから、この意向調査を十分に聞いてってください。今の現在ですと、取り壊すと固定資産税が高くなるからとか、リフォームする資金がなくなっちゃうとか、ないからとか、結局解体するお金もないとか、いろいろな要素がこうやって出てくるんじゃないかというように思いますので、これを十分調べておいてください。

それと、②の中で進みます。

本町では、29年度から空き家バンク登録事業を進め、移住・定住を促進した空き家改修、家財道具の撤去等の補助をしているよということはわかりました。ただ、私が質問しているのは、あくまでもこの長柄町の恵まれた自然の中で安心して暮らすことができる町づくり、安心して子供を産み育てることができる環境づくり、こういう支援が、田舎暮らしがしてみたい、緑に囲まれたところで生活してみたいという大きな要因ではないかなと思います。

だから私は、ここでは多用途への転用の利活用、空き家の除却などをどうしますかと聞いているわけですね。どうしますかと聞いたのは、実は後で見てもらえばわかるんですが、こ

これは社会資本整備総合対策等の補助事業です。いわゆるひもつきというやつですね。この事業には、除却事業タイプと活用事業タイプの2種類あるわけです。ですから、こういったところの事業を取り入れて、除却、利活用を進めていただきたい。これ、今はこのCCRCの加速化交付金の中で来ておりますので、千葉大の意向、委託した関係だけじゃなくて、行政で何ができるのか。そこでこういった事業が出ていますので、こういう活用をして、除却を取り入れていただきたいなというように思います。

そこで、先ほどの地図情報システムというお話が、私はこの空き家利用に対してもいいなと思います。そうすると、地図情報システムを見ていくと農地が出てくるんですね。いろいろな農地が出てきて、やはり管理されている農地も、それから不耕作耕地も出てきます。そこで、空き家プラス就農のお客様をどのように取り込んでいく活用プランをお持ちか、産業振興課長にお聞きしたいと思います。空き家の農家戸数もあわせてお聞きできればありがたいです。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

産業振興課長。

○産業振興課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えします。

空き家の中の農家戸数ということでございますけれども、以前取引した担当、所管課に伺いますと何件かあったということですが、この辺は時代背景かもしれませんが、非常に田舎に求めるものというような中で、非常に需要が多い、しかしながら供給が少ないというような状況にあると聞いてございます。

また、就農支援ということでございますけれども、確かにその要望の中では、納屋があったりとか農業に活用ができる資材があるとか、そういったことがあると非常に便利だというふうには何うところでございますけれども、ご存じのように農地取得につきましては農家要件というものがございまして、その農地を取得するには5反歩以上の耕作が必要だということでございますので、この点につきましては、ほかの調査もなかなか進まないところではございますけれども、この辺が少し就農の足かせと申しますか、ネックになる部分ではないかというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

その50アールという足かせもあるんですが、これは長柄独自で地区セットをして、下限面

積農地法はいいですよと言っているわけですから、10アールでも20アールでも地区設定ができますから、やはり新しい就農者を迎えたい、新しい方々を長柄に迎えたいという考え方で皆さん一致なんです。農業をやりたいという人に対しても、10アールからでも地区設定をすればいいんです。法律改正すればいいんです。これは簡単なことです。今年すぐでもできます。やるかやらないかですから。ですから、そういう形の中で、法整備をしっかりと整えた中で移住者をお迎えしてあげる、これが行政の関与につながります。

今お話が出ましたように、移住者の方、農家をやりたいんですね。納屋が欲しい、農機具が欲しい、これは全てセットすれば喜んで飛んでくるんですね。ほかの行政はやっていません、こういうことを。ほかの行政はやらなくて結構です。長柄がやればいいんです。長柄に人が集まってきますから。

ただし、先ほども言いましたように、需要と供給のバランスがあるので、住みたいと思っても、先ほど言いましたように、利用者が取り壊しがかかるな、そのくらいだったらいいんですが、売りにたくない、貸したくない、ここがネックになるんですね。ここを十分に、164件、増えていくかなと思いますけれども、その長柄町民の方々と、また移住されて、相続で外へ出た方々と、やはりきめ細やかな対応を続けていけばチャンスは出てくるのかなというように思いますので、農政につきましても、ぜひそういう取り組みを進めてください。農地面積についても、50アールからと農地法の基準を言っているわけじゃありませんから、これは地区設定ができますから、いつでも取り組んでみてください。

そして、質問の中に、町内の空き家を所有する方々の問題に、専門団体の相談窓口の推進を図りますよということでもあります。これ、私の今回のテーマの大切なところですよ。

例えば、きのう、茂原市からちょっと電話がかかってきましたけれども、企画から。ナガラカさんから電話です、川嶋さんからの一般質問が行ってと。私、聞きません。茂原、聞きません。ほかの町村、聞きません。それはなぜかと言うと、茂原さんも大網さんもほかの町村さんも、ほかの他県の町村も、同じことばかりやるからです。同じことをやったら全然進歩はないんです。ですから今回は、ほかのところとやはり一緒にやっても、成功要因につながるかは私は思いませんし、またわかりません。

そこで、町では、廃屋などの問題解決として空き家の適正管理に関する条例、そして長柄町景観条例を早急に迅速に施行し、住民の生活や良好な環境を整えるべき、安全を守るために整えるべきときがもう来ているというように思います。

そうしたら、ここまででしたら、一般的な、例えば宅建の建物取引業九十九里支部さんと

か、全日本の不動産協会の県本部さんとか、こういう方々と協定を結べるんですが、しかし、相続とか紛争とか土地とか、先ほどのように建物登記の活用などは、やはり長柄に入ってくる人のきめ細やかなサービスがなければいけないんですね。この長生郡市には、こういった宅建とかなんとか違うNPO法人がないんですね。これは早い者勝ちです、立ち上げるには。厳しいですが。

だから、こういうNPO法人の、この地域にはありませんので、地元の方々の協力員をやはり募る。そういう方々を入れた中で、やはり長柄町空き家対策等の協議会を設置すべきだと、このように思いますが、白井課長、どうですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 議員のおっしゃられた内容、まさにそのとおりだというふう
に認識しており、答えから申し上げてそのとおりだと思いますし、空家特措法に基づく条例
など、今後進めた暁には、そのような組織、協議会なるものを立ち上げるということが法令
の中にもうたわれておるようでございますので、進め方としてはそういうことになろうかと
思います。

また地元協力員につきましてもご提案がございましたので、そのことも念頭に置きまして、
一旦は、このCCRCという名目のもとで人口減少の問題に対応する空き家調査というところ
で現状ございますので、この一步次のステップということで、議員のご提言の部分について
取り組んでまいるといふような考え方でおります。よろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） よろしくないんです。

皆さんご存じだと思いますが、この5月、6月2日に民法改正の一部改正が行われるとい
うことでご覧になったと思いますけれども、この民法改正というのが、ちょっと私も今日民
法を持ってきたんですけれども、民法の、後で560条、これを見てください。61、62、63、
64、65とありますので、これがこの6月2日に自治体に公布されています。そして平成32年、
今から3年後にこれが施行されます、民法改正が。先ほど個人情報の話が出ましたけれども、
マイカードですか、マイナンバーカード、これだけじゃなくて、顔認識、指紋認識、これを
実施しますと言っているわけですから、そういった民法改正が200項目、延々と改定がなっ
てきています。

その中に大きなネックが、やはり瑕疵担保。売買に関して規制が物すごく縛りがあり、買

受人、売渡人、先ほどの宅建協会の方々も十分勉強していると思いますけれども、ここが大きなネックの民法改正になってきます。これはまさしく民法改正が今年スタートされたから、120年ぶりですよ。

かといって全部が改正されるわけじゃありません。特にこの売買のところ、改正になりますので、十分認識を持って進めていって、今のところ早く条例化したほうがいいです。間違いないです。協議会を立ち上げちゃったほうがいいです。じゃないと、引っ越してきた人に法律上で訴えられます、行政は。ですから、そういう条例というのはいち早く立ち上げておかないといけない。いち早く法改正をキャッチしなければいけないということを説明しておきます。

私の時間もだんだんなくなってきましたので、今日はロスタイムがなさそうなので、③のまち・ひと・しごと総合戦略、千葉大に委託していますよということ、わかりました。でも本当は、千葉大の委託業務を私は聞いているわけじゃなくて、町の行政が何ができるかということを知りたいんですね。だから、空き家の利活用で何をしようとしているのか、何の受け皿でしようとしているのか。

例えば、今はやっているのがコワーキングスペース。これ、どこ市町村でも今はやっていますね。都会の方々が、今、うちのほうの自治会でも来ておりますけれども、都会で仕事ができない、パソコンを打てない、仕事ができない。山の中で仕事を持って、週末に東京に原案を持って帰っています。ですからシェアハウスのことを空き家の中でやっています。だから、こういった取り組みをいち早く、何がこの長柄町で利用可能なのか、ここを少し調査、研究をしていってください。

そして、これも何度も言っていますけれども、例えば長柄の高齢者がひとり暮らしで住んでいました。この高齢者が、大変申しわけないんですが、いつ亡くなるかわからないんですね。亡くなると、その建物がどこの権利になってしまうか、国有地になってしまうのか、いろんな不安な要素があります。しかも、元気なうちにはいいんですが、どんどん高齢化になってくるとひとり暮らしの人が不安になってきます。

そこで、何かいい方法がないか、その建物。これが毎回言っているリバースモーゲージ。このリバースモーゲージローンというのが、昔はそこに東京スター銀行ってあったんですけども、今はないんですが、ここがやっています、千葉銀行、京葉銀行、どこでもこのリバースモーゲージローン、活躍しています。金融機関にはおいしい仕事です。

これは、売り人、買い人、この近い将来、必ず消費税も上がります。年金も下がります。

こういった中でのリバースモーゲージローンを組んで、そういうおひとり暮らしの高齢者の建物の利活用、それから売却、こういったものの取り組みをいち早く組んでいかないことには、ますますこういう高齢化社会の中での空き家住宅が増えてきます。これはもう1年、2年ぐらい前から言っているのかな。十分勉強されてきたと思いますけれども、それも先ほどのプラチナタウン、行政改革、入っています。ぜひそういうものを活用して、高齢者、それから移住者の人たちの受け皿をしていただきたいと思います。

私が必要なところしか、もう皆さん方に聞きませんので、先ほどの④の中で、風景の悪化、これ、全体の72.1%あるんですね。非常に多いです。防災・防犯も66.2%、重複しますが、こういった中にいろいろなごみ問題も出てきます。先ほど、長柄町景観法条例、内藤課長にお願いしましたが、そういう形の中でいち早く取り組んでいただきたいなど。

これは何でこういう質問をするかという、実はこういう資料があるんですよ、国土交通省から、平成21年1月1日時点で、地域に著しく迷惑、町民や住民に被害をもたらす外部不経済の実態調査というのが。ここから質問しました。

これは空き家住宅、ここに書いてあるとおりですが、若菜課長、後で見てもらいたいんですが、この調査の中でいつでも質問ができるんですが、不耕作地の要因。これ、不耕作地も悪化の原因だと書いてあるんですよ。このほかに、手の入れられない山林の要因、対策。いっぱいあります。資材置き場だとか産廃場とか、こういうものが統計できちんと出ています。この中を見て、その対策を十分練って、今回は不耕作地は聞きませんが、十分見て、準備だけは、これを差し上げてもいいですので見ておいてください。

あと、私のほうからの質問の中で、質問というよりも要望を3点ほど――すみません、その前に石井課長に質問を一ついたしましょう、せっかくですから。

この空き家、さっきも言ったように、壊すと税金がかかってしまうよと、これが今、悩みだというのも先ほど言いました。そこで、平成27年5月26日に税法の一部改正があったわけですね、この特措法に基づいて。これは、長柄町の条例化、修正をするまでにはまだ至っていませんけれども、空き家適正管理条例や景観法条例をつくった後に協議会を立ち上げたことに、皆さん方に一部改正は出していただければ結構ですから、それはいいんですけれども、本町において、空家対策推進に関する特措法に伴い、固定資産税の小規模住宅による軽減措置の取り扱いについて、石井課長はどのようなお考えか、お聞きしたいと思います。これ、住民が取り壊すか悩むと困っちゃっているところですから、説明してください。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

税務住民課長、石井正信君。

○税務住民課長（石井正信君） お答えいたします。

先ほど、白井企画課長のほうから条例制定について前向きにというようなことでお答えがありましたけれども、まず条例を制定していただくというようなことが大前提になりますけれども、その中で、協議会の中で特定空き家として認定されたと。認定されて、認定後は所有者に助言とか指導とかということになろうかと思うんですけども、その助言、指導に従っていただいた方にはある程度の特典を与えていいのだろうというふうに考えております。実際、全国町村を見てみますと、2年とかから5年ですね、その中で同じように6分の1の免税といえますか、そういうことでやっております。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） おっしゃるとおりです。長いところで、佐賀県などは10年の猶予期間というところがあります。10年は、私はちょっと長いかなと思いますので、この猶予期間の中で、そういった勧告された建物については取り組む。本人の責任ですから、取り壊しをするような小規模住宅を残してあげるのが町の条例が制定できる場所ですから。法律を超えているわけじゃありませんので、こういった設定を組んでみてください。そうすると、取り壊しについても非常に安心できます。

その中で今後、空き家予防という方法の中で、今、固定資産税の納付書が出ています。固定資産税の納付書は、要するに口座振替の推進だけじゃなくて、適正に空き家を管理していくためにはどうしたらいいかという、やはり住民へのサービス、封筒へも少し予防対策のチラシをぜひ入れていってほしいなというように、これも要望しておきます。

そして、最後のマーケティング手法。これ、新しい中で、来年の2月には新しい、私は成果はわかりませんが、ホームページができるということですから期待していますが、現在どこに行ってもプレスリリースという項目がついているんです。ですから、先端を行った中でセグメントをしてもらいたい。これはターゲットを絞ってもらいたい。

という形で、今回初めて聞いた名前の方もいると思いますけれども、これは企業では当たり前のことですから、ぜひ行政の方も進めていただきたいなというように、私のほうはそれを超える要望を2点だけして終わりにしたいと思います。

1点目は、今後、定住・移住対策において、Uターン、Iターンの方々が必ず増えてまいります。ここから出ていった人は帰ってきてもらわなければいけないんです。先ほど石井課長が言いましたように、住んだ、生まれた、学校に行ったところに帰ってきてもらわなけれ

ばいけないんですよ。ですから、このUターンの設計計画、そして入ってきてもらうIターンの設計計画、これは十分に情報発信をホームページの中でしていってください。これが1点。

残り1分ですね。もう一つは、今月、箕輪町という長野県に視察に行くんですけども、この定住化の問題で。この箕輪町というのは何をやっているかということ、新宿駅に来て「いらっしやい、いらっしやい、いらっしやい。うちの町にいらっしやい」。本当に2万5,000人から減りもしないんですね、増えもしませんけれども。でも、いい財源をきちんとと整えているんですね。ぜひ長柄町の中も、皆さん方プロジェクトを組んで、何も新宿に行けとは言いません。

そこで私の要望したいのは、今日、朝、産業課からあれをもらったんですよ、パンフレット。この長柄グリーンツーリズム。過ぎちゃってごめんなさい、これだけです。グリーンツーリズムのパンフレットをもらったんですよ、新しいバージョン。こういうものがありますから、これを、やはり移住の方に来てもらう、長柄町を知ってもらうために、今日、今回、分析して調べました。山手線の線路、電車、電車のお客様の座席の上にこういう広告のチラシがあるんですね。これはB3の紙で800枚、山手線に。「長柄にいらっしやい。定住者希望しますよ」と、これを張る。これは経費が77万5,000円かかります。ちなみに相模原線を見てみたんです。そうしたら1万8,000円でした。ということは人が乗っていないのかなど。でも山手線、人が乗って目につく。ドアの上だと何百万しちやいますので、ドア付近だと。ドア付近じゃないと77万円5,000円で800枚張れるんですよ。

だからぜひ、リソルさんとか塩田さんとか道の駅さんとか、広告料を応援してもらって、一般財源を使ってもいいんですが、そういうところから広告料を取りまして、山手線、おもしろいですよ。長柄町を知ってもらえます。全国どこの電車でも使えますけれども、ただし1週間しか張れませんけれども、これ1カ月張ると何百万円単位になっちゃいますから、10倍になっちゃいます。でも1週間でも違いますから、ぜひ要望しておきます。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長（月岡清孝君） 以上で、川嶋朗敬君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時10分といたします。

休憩 午後12時24分

再開 午後 1時08分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（月岡清孝君） 次に、5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 皆様、こんにちは。5番、本吉敏子です。よろしくお願ひいたします。

初めに、平成25年6月議会におきまして開かれた交流の場として、本庁の1階のギャラリーでのロビーコンサートの提案をさせていただきました。このたび清田町長を初め、教育委員会、職員の皆様には大変お世話になり、8月24日に第3回目のロビーコンサートを開催できましたことに感謝申し上げます。今回は、夏休み中にもかかわらず、長柄中学校の吹奏楽部の皆さんによる日ごろの練習の成果と、地元で活躍しているバイオリン、ピアノ、チェロの演奏者が多彩な音色を披露していただきました。参加された皆様もすてきなひとときを過ごすことができたと思います。これからも開かれた庁舎、町民にとって垣根のない明るい庁舎にさせていただけるよう要望いたします。次は、このすばらしい議場におきまして議場コンサートができることを楽しみにしております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問、3項目にわたり質問をさせていただきます。

1項目め、学校教育について。

今まで私は、熱中症対策として空調設備・エアコンの設置の提案を、平成25年9月、平成26年6月議会で小中学校の保護者の皆様にアンケート調査のご協力をいただき、その結果をもって提案をさせていただきました。そのときの教育長の答弁では、長柄町の自然環境の中でたくましく生活していく力と、児童・生徒の体と心と健康面とを総合的に捉え、扇風機の設置、各小中学校では夏の日差しを和らげる室内の温度上昇を抑えるためのゴーヤやアサガオなどのつる性の植物を育て、窓辺や壁面にカーテンをつくるなど、また、熱中症チェックの活用、計画的な水分補給、校医との連絡等のさまざまな猛暑対策を講じてこられました。清田新町長になられ、小中学校のエアコンの整備など環境整備が変わり、平成27年には、

ありがたいことに空調設備・エアコン設置に伴う設計業務の学校管理費が予算化され、昨年秋には小中学校の普通教室にエアコンが設置されました。

そこで1点目、今年度から小中学校普通教室へのエアコン設置となり、本格的にエアコンが稼働されるようになりましたが、この小中学校の設備・環境改善に伴う学習効果についてお伺いいたします。

また、7月21日から42日間の夏休みに入り、小中学生は補修、部活動と、夏休みは自分で生活目標を立てたりし、有意義な夏休みを過ごされたと思います。夏季休業中の学校で行う学習会、児童・生徒が自主的に自分の苦手な部分を克服する機会になるよう、学習相談が9日間実施されました。各小学校では昨年から、中学校では3年生を対象に、もう何年も前から職員の先生が各教科、課題について教えていただいております。現在は、教えてくださる先生方は、職員の先生に加え、長柄町で教員を退職された先生方や、長柄中にお勤めになった先生方6名で、課題に対し個別指導をしてくださっていると伺っています。感謝申し上げます。また、本年度は全教室エアコンが設置され、多く講座ができたようです。

そこで2点目、夏休み中の小中学校の学習相談の実施状況についてお伺いいたします。

教員の勤務時間については、文部科学省が昨年秋、10年ぶりに行った調査結果を今年4月に公表されました。小学校と中学校のいずれも勤務時間が増加していることがわかり、長時間労働が課題となっています。

こうした中、積極的に休暇をとってもらおうと、この夏、お盆休みの期間を中心に、学校の業務を一斉に休止する学校閉庁日を設ける動きが広がりました。学校閉庁日について文部科学省は、「学校全体の業務が休止することで教員も休みやすくなる。働き方改革の一つとして有効な取り組みだと思う」としています。

最も増えていたのは中学校の土日の勤務時間で、いずれも平均で前回より1時間49分多い3時間22分でした。小学校の土日の勤務も1時間7分で、前回より49分増えていました。最も増えた業務は、中学校が部活動、小学校が授業準備でした。また、平日の勤務時間は、小学校が11時間15分で前回より43分、中学校が11時間32分、いずれも増加していました。10年前と比べて教員の勤務時間が増加していることについて、文部科学省は、学習指導要領の改定で授業時間が増え、部活動の加熱化などが勤務時間の超過の要因になっていると言われています。

そこで3点目、学校の教員の長時間労働が課題となる中、本町の先生方の勤務状況についてお伺いいたします。

それでは、2項目め、子育て支援についてお伺いいたします。

平成23年9月議会で、本町独自の結婚から妊娠、出産、子育て、予防接種についてなど、子育て支援の情報の提供がわかる子育てハンドブックの作成について提案をさせていただき、平成27年度からすばらしい子育て支援ガイドブックが完成いたしました。子育て中の皆様から大変喜ばれております。

現在、この冊子とホームページで状況を把握できるようになっていますが、今はスマートフォンなどの普及に伴い、QRコードを読み取ると瞬時にURLから情報を把握することができます。本町の冊子のホームページにも、ぜひQRコード表示の提案をいたしますが、考えをお伺いいたします。

それでは、最後の3項目め、健康ポイント事業についてお伺いいたします。

昨年12月に、介護支援ボランティアポイント制度の導入について一般質問をさせていただきました。その際に、介護支援ボランティアポイントに特化した制度ではなく、各種推進事業及び町の諸行事等へ参加した場合にポイントを与える制度を計画し、各種推進事業及びサポーターをモニターとして意見を聞きながら、今年から試行的に実施したいとのことでした。そして、来年度は本格導入ということで、町民の多くの方にできるだけ健康な体を維持していただくため、活動量計の結果、運動教室の参加、体重・体脂肪率の改善にポイントを付与し、商品券と交換できる健康ポイント事業の進捗状況をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わりにいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 本吉議員のご質問にお答えいたします。

まず、1項目めの学校教育につきましては、教育長から答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

次に、2項目めの子育て支援についてですが、このガイドブックにつきましては、育児に関する情報や各種手当、医療費助成など、行政サービスを町民の皆様に関わりやすくお伝えするために、1冊の冊子に集約し作成したものでございます。子育て中の方や妊娠・出産を控えている方が、いつでもどこでも活用し、子育てに役立てていただければと願っておりますので、早速QRコードをホームページに載せたいと思います。

なお、ホームページにつきましては、現在、町のホームページの全面リニューアル作業を行っております。その中に新しいコンテンツの一つとして、町が発行している各種パンフレ

ットを閲覧できるウェブブックを導入する方向で進めております。ご指摘の子育て支援ガイドブックにつきましても、その対象と考えております。

なお、今回のリニューアルにより、ホームページはスマートフォン対応となり、外出先でも町のサービス、事業内容が見やすい形で直接閲覧できるようになります。また、冊子、広報紙など紙ベースのものは、ご提案のとおり早目に対応し、町民の情報のとりやすさなど、利便性向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、3項目めの健康ポイント事業の進捗状況であります。本年度は本事業のスタートの年であり、まずは試行期間として実施する予定であります。

現在、千葉大学におきまして、総務省の補助事業を活用し、NTTが活動量計を用いたシステムを開発しており、その活動量計130個と、そのデータを読み込むためのタブレットを6台提供していただくこととなっており、本町がそのモニターとして計画しております。

また、今後の計画といたしましては、当初10月より運用開始する予定でございましたが、千葉大学予防医学センターより、昨年に引き続き「健康とくらしの調査」を実施するに当たり、昨年度の調査データと比較検討するために、本年度も昨年と同時期である10月に実施し、調査票の回収後に活動量計を配付してもらいたい旨、要請がありましたので、11月より運用開始することで、現在調整を図っているところであります。

なお、本年度は試行期間ということで、ポイント付与対象者につきましては、介護予防推進委員及び介護予防の高齢者サロンなどに参加しています約130名の方をモニターとして計画しております。ポイントは、公民館で行われている生涯学習教室や自主サークル、介護予防教室などへ参加された方に付与し、町内で使える商品券と交換いたします。来年度の本格導入に向けて、参加者からご意見などをいただき、事業の改善を図りながら、よりよい事業にしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、私からの本吉議員の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

教育長、佐川和弘君。

○教育長（佐川和弘君） 本吉議員の学校教育についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、昨年度、小中学校の普通教室に空調設備が設置され、今年度から本格稼働いたしました。この学習環境の整備充実、環境改善を図ったことによる学習効果についてお答えいたします。

昨年度の学校施設整備事業での空調設備工事で、長柄小学校は普通教室など15カ所、日吉

小学校では普通教室など10カ所、長柄中学校も普通教室等10カ所に空調設備を設置いたしました。

今年の7月は例年にない暑さで、総務省消防庁の発表では、7月の熱中症による救急搬送された患者数は全国で2万6,702名と、前年同月を8,031名上回りました。また、千葉県では975名、前年同月631名を344名上回り、病院に患者を搬送したという記事も出ておりました。原因は、本州付近に暖かい空気が流れ込み、北日本や西日本、また東日本で平年より気温が高い日が多かったためと分析しております。

このような気象条件の中、長柄町の小中学校に通う児童・生徒たちは、気温の高い蒸し蒸しした教室の中で学習活動をするのではなく、涼しく快適な学習環境の中で授業に真剣に、そして集中して参加し、学習課題に取り組む姿が多く見られました。また、児童・生徒の健康管理がしやすくなったと、各小中学校の学級担任や養護教諭から報告を受けております。

児童の感想を聞きますと、「外で思い切り遊んで汗をかいて、教室に帰ってくると涼しくて生き返ります」、「勉強にも集中して頑張れます」、「エアコンがあつてよかったです」、また、生徒たちからは「涼しくて勉強がはかどります」、「集中力が持続します」、「効率よく勉強することができます」と感想を話しております。

また、保護者からは「昔の夏の暑さと比較して気温の上昇が顕著です」、「二、三度高くなっている感覚です」、「子供たちの学習環境を整備していただき感謝しております」という意見も伺っております。

全ては、町の宝である児童・生徒のための学習環境の整備充実であり、今後ますます学習効果も高まっていくものと信じております。また、夏休みの学習相談が普通教室を利用して効率よく実施できたのも効果の一つでありました。

今後も空調設備の整った学習環境で、適切にエアコンを使用しつつ、各小中学校において学習内容の充実を図り、学習効果が上がるよう、指導方法の工夫改善を促していきたいというふうに考えております。

2点目の夏休み中の小中学校の学習相談の実施状況についてであります。夏季休業中の教育相談については、夏季休業中の時間的にゆとりのある中で、児童・生徒一人一人の個に応じた指導、また一人一人に合った学習活動を展開し、学習意欲の向上や基礎学力の定着を図り、学力向上につなげることを目的としております。各小学校は、昨年度より日数を増加させてそれぞれ9日間実施し、参加人数は両小学校で438人でした。長柄中学校も9日間の実施で、参加人数は394人でした。児童・生徒たちは、空調設備の整った教室で、それぞれ

の課題に一生懸命取り組んだところです。

3点目の本町の学校職員の勤務状況についてお答えいたします。

現在、教職員の勤務状態は、ご指摘のとおり大きな課題となっております。本吉議員さんから説明もありましたけれども、平成29年4月に公表された文部科学省の調査、教員の1日当たりの学内勤務時間でも、小学校教諭の平日の勤務時間は11時間15分、中学校教諭の平日の勤務時間は11時間32分であり、いずれの職種でも前回調査に比べて勤務時間が増加しているところではあります。

この結果を時間外勤務に換算すると、小学校教諭は1カ月約70時間、中学校教諭は1カ月約93時間に相当します。また、時間外勤務80時間以上に相当する教諭の割合は、小学校で約34%、中学校で約58%という結果が報告されております。業務内容別に結果を見ますと、小中学校とも授業準備及び事務処理の時間が、中学校の休日は部活動及び事務処理の時間が特に増加しています。

本町の学校職員の勤務時間の実態調査をしましたら、小学校のいずれの職種の教職員も、文科省の調査とほぼ同様の結果でありました。1日当たりの学内勤務時間外の平均が3時間の残業時間、1カ月の平均は62時間でありました。中学校の教職員は、1日当たりの学内勤務時間外の平均は3時間48分の残業時間であり、1カ月の平均は74時間でありました。

学校が抱える課題が複雑化、困難化する中、教職員の長時間労働の実態が明らかになってきています。教育委員会としては、これらに対応できる学校現場を実現するため、また、教職員が誇りや情熱を持って使命と職責を遂行できる環境整備を実現していきたいというふうに考えております。さらに、教職員の長時間労働の状況を改善し、教職員が心身ともに健康を維持して、子供と向き合う時間を確保していくことが大切であるというふうに認識しております。

以上、本吉議員からのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） ありがとうございます。

それでは、自席にて質問をさせていただきます。

初めに学校教育についてですが、エアコンの設置ということで本当に学習効果がよくなったということと、また、皆さんが本当にそういう中で勉強できることがよくなったということと、保護者からもそういう声があるということで、本当に喜ばしいことだと思います。

2点目の小中学校の学習相談についても、本当に一人一人に合った学習指導ということで、

私も今まで、以前にも学校教育の推進について、放課後子供教室だとか土曜スクールの提案もさせていただきましたが、まずはこの夏休みを使ってということで、本当に先生方のご苦勞を痛感させていただきました。本当にありがとうございます。

質問させていただきたいのは、現在子供の教育の格差が問題になっております。先ほど言ったように、以前にも学校教育の推進について、放課後子供教室、土曜スクールの提案をさせていただきましたけれども、未来を担う子供たちを健やかに育てるためにも、学校・家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で取り組むことが求められています。

国は、子供たちの学力向上と保護者の負担軽減に取り組む放課後子供教室を推進されております。本町では夏休み学習相談日として取り組みをされておりますけれども、例えばスクールバスで来られるところの学校もありますし、ふだんバス通学をされている生徒は夏休みは自転車で来るようになっている小学校があります。その送迎に関しては、今後どのように考えているのか。先ほども人数を教えてくださいました。延べ人数でも、今回の教育委員会の報告書の中にもありましたけれども、たくさんの方が参加をされていると思いますけれども、どのように考えているかお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 本吉議員さんのご質問にお答えいたします。

現在、夏休みの課外の教育相談活動を昨年度から小学校は始めたわけで、中学校は以前から実施していたということでもあります。今年度も小学校延べ人数400人強、そして中学は394人、400人弱ということで、多くの子供たちがこの課外の教育相談活動に参加しております。

議員のおっしゃる参加する送迎についてなんですけれども、日吉小学校、また中学校につきましては、スクールバスの利用で非常に有効活用を図っているところでもあります。今後、長柄小学校の児童につきましては、やはり現在自転車通で教育相談に参加する、また路線バス等で参加するというので、非常に長柄小の子供たちには困難を与えている状況であります。また今後、教育委員会といたしまして、送迎について検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 今年の夏なんですけれども、バス通の皆さんは、やっぱりバスの定期が無料になったんですけれども、夏休み中には出ていないんですね。1学期、2学期、3学

期ということで学期ごとののは出ますけれども、夏休み中の相談もそうですし、部活に関しては出ないということもありますので、検討していただきたいなというふうに思っております。

今回は、自転車で行くということもなかなかできなかったので参加できなかったという声も聞いております。ですので、その辺の配慮というか、それをぜひ今後考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、本町の小中学校で勤務をされて定年退職をされた教員という方々の掌握というか、教育委員会としてはされているのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 本吉議員のご質問にお答えいたします。

本町の学校現場で定年退職、また早期退職された先生方の名簿一覧を教育長がつくってありまして、その名簿をもとに夏休みの課外と教育相談等、講師等依頼を行っているところでございます。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 今回もそうなんですけれども、現在担任、また教科担任、また学習支援、また教員のOBが協力をして、今回は学習相談日ということで9日間やっていただきました。開催をしていただきました。長柄小学校におきましては2名の講師、また、日吉小学校では2名の講師、また、中学校では6名の講師が携わっていただいたということを伺っておりますが、地域住民の協力や教員を志望する大学生、また、学習塾などの民間教育事業者の協力などの多様な視点からの支援というのは考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 本吉議員のご質問にお答えいたします。

昨年度、日吉小学校の講師の中に1名、大学生、教育実習を行った生徒が協力してくれたという例もございます。

教育委員会といたしましては、子供たちの健やかな成長、また、確かな学力を向上するための支援、また協力をしてくださる方は拒みません。いつでも申し出ていただければ、またお話に乗るということで、ご協力いただければありがたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 先ほどの教員のOBの皆様と、また大学生ということでもありますけれ

ども、白子町では広報で募集をかけているんですね。なので、こういう工夫だとかということもぜひ考えていただきながら、これから進めていったらいいんじゃないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

長時間の労働の是正などの公立小中学校の教員の働き方改革に向けて、教員のかわりに部活動指導や大会への引率に当たる部活動指導員の配置を自治体に促す新しい補助事業が、これから進められていくと思います。部活動指導員、また、部活動の負担軽減になると思われませんが、この事業を当局はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 地域の方々のご協力、先ほども申し上げましたけれども、申し出ていただければ、またお話に乗るということであります。

国のほうから運動部活動に関するガイドラインが間もなく出されるかと思えます。今年度中に出されるかと思えます。そのガイドラインを見まして、また町として対応をしていきたいというふうに考えます。

以前ですけれども、数年前ですが、長柄中学校のほうで部活動の外部指導者をお願いして実践した経緯もございます。機会があれば、また考えてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） そうしましたら、またぜひそういうふうに外部の方にも当たりながら、広くということで、ご協力いただければ声かけをしていただきたいと思います。

次に、教科書の教科配付物の印刷などの、先ほども教育長のほうから、残業に関しましては事務作業がとて多くて、その時間が主な理由だというようなお話もあったと思いますけれども、事務作業を行うスクールサポートスタッフということで、配置する授業や校務の効率化を進める統合型校務支援システムの導入に向けた補助事業が、今新設されるようです。このことに対してはどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 本吉議員のご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるスクールサポートスタッフ、また校務支援システム等々についてですけ

れども、今、文科省が財務省のほうに提案をして、審議をこれからするというような段階だと聞いております。その辺の法整備、また国の動向を見ながら、本町もまた検討をしていきたいというふうに考えておるところであります。

また、校務支援システムの導入についてなんですけれども、これは郡内の教育長会のほうで今話を具体的に進めている段階でありまして、いい結果を現場とすれば待っているという形であります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） それでは、今後多くの教員の方が、また定年退職されていくような形になると思います。先ほど、教育長が名簿をつくられて管理をされているというお話がありましたけれども、退職後は第2、第3の人生を歩まれ、また、再任用や非常勤として再雇用される制度もあり、現在も学校支援として働いていらっしゃる方もいらっしゃると思います。経験豊かな退職された教員の方のマンパワーをおかりして、また、退職教員ボランティアとして、教員支援や放課後の補習や、特技を生かした教科で教育現場をサポートしていただきたいと思いますが、その辺の掌握だとかというのは、どのように掌握されていますでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 本吉議員のご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、定年退職、また早期退職される先生方につきましては、名簿のほうに搭載すると。その際、名簿に、この先生は理科が得意だ、理科の生物が得意だ、また、この先生は数学の分野が明るいというようなただし書きをつけまして名簿のほうを保存していきたい、また、次につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） すみません、約何人ぐらいいらっしゃるのかわかりますか、大体何人ぐらい、先生。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 本吉議員のご質問にお答えいたします。

現在、平成29年の段階で、その名簿で30名ほど記載をしております。また、今年度末、新たにおやめになる先生方をそれに加えていきたいというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 30名ぐらいいらっしゃるということですがけれども、できれば皆さんご協力をいただけるということなんでしょうか。そうではなくて、一応は退職としての名簿をただ挙げてあるのか、また、ご協力いただける方が30名いらっしゃるのか。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 本吉議員のご質問にお答えいたします。

名簿には、退職された先生、早期退職された先生のお名前を記載しております。その先生方お一人お一人が、ご自宅に帰ればお年寄りの方がいて介護の面倒をしなければいけないとか、またお子さんの、お孫さんの面倒をみなければいけないとか、それぞれに諸事情がございますして、ちょうどそのいい時期にぶつかった方々が本町の教育相談にご協力いただいているという現状であります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 5番、本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） それでは、先ほどもお話をしましたけれども、広報だとか、また、個々の当たっていただきながら、ぜひまたご協力いただける方の周知というか、していただきたいという、またお手数をおかけしますがけれども、お願いしたいと思います。

最後にまとめとしまして、今年の6月末には文部科学省などが「学校現場における業務改善に係る取組の徹底について」ということで、教育委員会宛てに届いていると思います。この中で、教員の業務負担の軽減が喫緊の課題、また、教員の長時間勤務を見直すことで教員がみずからを研さんでいる機会を持ち、意欲と能力を最大限発揮して、教員自身が誇りを持って働くことができるようになるという、勤務時間の適正把握、また労働安全衛生管理体制の整備が呼びかけられておりました。

民間企業でも、また働き方改革の進む中、また教員の労働環境についても同様の改革は大切なことです。授業の内容やいじめの状況を見つける心の余裕をしっかりと持っていただいて、子供たちに向き合ってほしいと強く要望したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の2点目、子育て支援について質問をさせていただきます。

QRコードについては、ホームページがこれからリニューアルをされるということで、その前にすぐ実施していただけるということで、載せていただけるということでありますので、よろしくお願いいたします。

また、結婚から妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援として、支援の情報や健康、また育児に関する相談受け付けなどを行うスマートフォン用のアプリというのがありまして、それを配信している自治体も多くなっております。本町ではどうなのかということで質問を考えていましたけれども、リニューアルするときに、ホームページはスマートフォン対応にもなるということでありますので、閲覧できるというふうになるということでしたので、ぜひ楽しみにしていきたいなと思っております。

先ほど町長からは、このホームページのリニューアルということで質問しようと思ったんですが、これは2月ごろということで完成されるということですよ。なので、楽しみにこれから待っていききたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あればいいなと思う情報や、また機能について利用者のニーズに応える取り組み、ICT、情報通信技術を活用した協働の町づくりをぜひまた進めていただきたいと強く要望いたしますので、よろしくお願いいたします。

最後に、3点目の健康ポイント事業についてお伺いしたいと思います。

今までは10月からということでお話を聞いていましたので、千葉大の昨年の調査と今年の調査もしながらということで、実施が一応11月から実施ということでの答弁だったと思います。その中で、歩数計にたまったデータをパソコンに入れなければいけない、取り組む作業というのがあると思いますけれども、これはどこで、また何カ所ぐらいで、またポイントの交換月というのは、その辺を詳しくご説明いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

健康福祉課長、小林敬二君。

○健康福祉課長（小林敬二君） 本吉議員の質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、本年度につきましては試行期間ということで、各種行事などに参加した場合にポイントが付与されるということになります。活動量計にたまったデータは、先ほど言われたようにパソコンのほうに取り込むわけですが、こちらのパソコン、タブレット方式になっておりますけれども、こちらについては役場の庁舎に2台、あと福祉センターに1

台と、公民館と、あと自由に持ち運びができますタブレットを2台設置する予定でございます。

ポイントの管理する予定ですが、こちらのポイント交換につきましては、今年度は介護予防教室などに参加された場合に付与することとしておりまして、1回につきまして介護予防教室の場合は200ポイントと考えています。その他の教室につきましては、参加した場合には100ポイントと考えておりまして、500ポイントで500円分の、今、町の商工会で発行しております商品券と交換できることと考えております。

上限につきましては、本年度11月からの試行ということがありますので、1,500ポイントを予定してございます。ポイントの交換する期間でございますけれども、今年につきましては3月1日から3月末までの約一月間を交換月として予定しております。3月。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 今年度は一応試行期間ということだったと思います。このポイントというのは、先ほどお話がありましたように、介護予防教室は何ポイントだとかというのは、これは決定なんですか。今回は、今年度はこれということで、来年度はもしかして、まだその辺の試行期間なので変わるということもあり得るのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 本吉議員の質問にお答えいたします。

今年度の介護予防については1回200ポイントと、その他については100ポイントという考えでありますけれども、これはたまたま今年度11月からのスタートということになりますので、また来年度以降本格施行になりましたら、このポイントについてもかなり見直しがかかってくるかと思えます。この後、ほかのまた行事等も考えられるわけなんですけれども、その辺を合わせた中でポイントのほうを再度見直ししていく考えではおります。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） このポイントに付与された、また、これはポイントごとに商品券でということでありました。商品券は長柄町の商品券ですよね、もちろんそうだと思うんですけども、皆様のご協力をいただいて、前に商品券があったと思うんですけども、対象の商品券を発行するところの協力店というか、その辺は前と変わらないということよろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 商工会が発行しております商品券を予定しております、その加盟店になっておられる町内のお店となっております。こちらについても、やはりホームページ等でどこが加盟店に加盟しているかというのがわかるかと思えますけれども、うちのほうでも一覧はあることはありますけれども、今手元にございませぬ。とりあえず長柄町で使える商品券ということを考えております。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 前回の商品券のときに、この加盟店ということで、最初と、また途中から結構変わったと思いますので、その辺をしっかりとまた一覧表でいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

あと、町民の皆様が生涯健康な生活を送れるように、健康づくりに取り組んだ方にポイントを付与し、楽しみながら健康づくりに取り組んでほしいと思えますけれども、必須事業ということで、ある自治体では特定健康診断とか、また、各種がん検診等の受診を入れているところもあります。本町はこの辺はどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 本吉議員の質問にお答えいたします。

それこそ本年度につきましては、先ほどから申しておりますとおり、130名の皆さんをモニターとして予定してございます。来年度以降につきましては、40歳以上の町民を対象に広く町民に募集する、参加者を募っていきたくと考えております。

町民がそれこそ自分で健康に関心を持ち、自分に合った健康づくりに取り組んでいくための事業と考えておりますので、日ごろの生活習慣などを見直して、個人の健康目標の設定や特定健診とか、それこそ先ほど申しました各種のがん検診等を受診され、あと健康教室等にも参加された方につきましてポイントがたまる事業を現在検討しておりますので、それこそ今年、実際に11月から試行的にやるわけですけれども、そのモニターさんの意見を聞きながら、よりよい事業にしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） 今年度は試行期間ということですので、これから先にモニターの皆さんの意見を聞かれていくということですが、これはアンケートだとか、どのようなことで考えていこうと思っているのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 本吉議員の質問にお答えいたします。

モニターさんの意見等につきましては、まだどういう方式でやろうかというところまでは
いっていないんですけれども、とりあえずどんな意見でもいいですので、健康福祉課のほう
に意見を出していただければ、それをよりよいものに検討したいと考えておりますので、よ
ろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） わかりました。

来年度からは、また全町民ということで先ほども伺ったと思います。その中で、ちょっと
確認をさせていただければと思うんですが、公民館活動で自主サークルとか生涯学習教室、
例えば運動教室ではないんですけれども、いろいろな生涯学習課で教室がありますが、それ
も皆さん入るということでよろしいのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 本吉議員の質問にお答えいたします。

それこそ今検討段階ではございますけれども、公民館活動、自主サークルで各種教室がご
ざいますけれども、そちらにつきましては全て取り込むような方法で、そのものによってポ
イントがどう付与されるかはまだ検討段階なんですけれども、とりあえずは全て取り込む予
定ではおります。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○5番（本吉敏子君） それでは、生け花教室だとか、また編み物教室だとかいうのがあるん
ですけれども、そこに参加された方も皆さん入るということでよろしいですね。

〔発言する者あり〕

○5番（本吉敏子君） すみません。じゃ、楽しみにしたいと思います。

白子町では「歩く・もらえる・若返る」をキャッチフレーズで、たくさん歩くほど、また
お得なポイントがたまるということで、40歳以上の方を対象に健幸ポイント事業を取り組み
られています。「けんこう」の「こう」というのは幸せという字なんですけれども、先着500
人の枠で600人が応募してこられて、また、今年度は新たに400人の参加者を募集したそう
です。長柄町は今年度は130人ということなんですけれども、来年度からは全町民ということであ

りますので、楽しみにしていきたいなと思うんです。

私も視察に伺わせていただきましたけれども、朝早くから歩け歩け運動をするようになって、また隣近所のコミュニケーションがよくなった。また、不審者等がいなくなり見守りにも大きな効果が出たということで伺っております。健康増進を促すこうしたポイント制度は、各地に広がっておりますけれども、また、国民健康保険の加入者で同実証実験でも医療費削減にも効果が得られているということで伺っております。

一日でも早く、また本町で楽しみながら参加者が健康づくりを活用していただきたいので、こうした取り組みを強くまた要望しながら、また一番いい方向になるように要望していきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で終わりにしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 以上で、本吉敏子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は午後2時10分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

◇ 鶴 岡 喜 豊 君

○議長（月岡清孝君） 次に、2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 2番、鶴岡喜豊です。よろしくお願いします。

傍聴人の皆さん、まだまだ暑い中、ご苦労さまでございます。

平成27年の9月定例議会で初めての一般質問をしてから、早いもので2年が経過し、議会議員として任期が半分過ぎました。議会議員としてターニングポイントを迎えた7月に、この2年間を振り返っているときに、私宛てに手紙が届き、町内にはいろいろ困っている人がいて、私が2年間議員として何も仕事をしていないので、給料を困っている人に差し上げて

はいかがですかと手紙をいただきました。その手紙は残念なことに匿名でした。せっかく手紙をいただいても、匿名では意見の交換もできず大変残念でした。

今、議会では議会基本条例を制定しようとしています。議会の使命、議員の使命、議員の資質だけではなく、私は、条例の中に議会報告会を制定し、議会議員と町民が直接意見交換ができるよう機会を設けようと考えています。そうすれば、意見のある町民の方と意見の交換の場ができ、このような匿名の手紙はなくなるのではないかと考えています。

私が2年間、議会議員として何も仕事をしなかったと思っている町民の方がいることは大変残念なことです。このように見ている町民の方がいることを反省し、何もしない議員と思われぬように、残りの任期もぶれず、こびず、偽らない議員を目指し、微力ながら、常任委員会及び町長より委嘱される委員会も変わりますが、さらに町民の役に立つ努力をしてみたいです。

それでは、議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

1、最初に役場の体制、職員の資質及び例規集におさめられている各要綱について伺います。

①、私は6月の定例議会で、事務分掌にとらわれず仕事の現状を考え、すべきことを考えて仕事をしていただきたいとお願いしました。最近、役場を訪ねたとき、規則どおり、規則に決まっていないから、それはやることではないという説明で、何も考えない職員がいるかと思えば、一親等の親子でも成人した子供のかわりに親に支払いの義務がないと答えた職員がいたのに、たとえ保証人でも支払い義務はあくまでも本人にあるのに、楽をして取れるところから取る、四親等のいところから料金を平気で徴収しようと考えている職員がいて、役場の無責任な対応にあきれました。役場の仕事は規則どおりに、机上の計算どおりに現場がおさまれば何も苦勞することはないのです。まして人間関係になれば、それ以上の苦勞があるのです。

今回のあきれた事例を踏まえて私の経験を話しますが、平成15年度に長生広域に派遣される前の最後の1年は福祉課に在籍していました。生活保護の方の家の塀が風で飛んでしまい、県に相談したら修理費は出せないということでした。今の役場の職員は、町民が困っていても、県に連絡して、仕事は多分ここで終わりです。しかし、私はどうすればよいか考え、材料は家にあったトタンを使い、知人をお願いして材料支給で塀を修復しました。

また、生活保護の申請をして却下になった方は、仕事を探し、雇用主に理由を話し、給料を日払いにしてもらい、そのような約束をし、仕事に行くために作業服をあげ、お弁当代と

して現金をあげたこともありました。

規則では、当然ここまでやる必要はありません。しかし、困っている町民がいるのに、規則にないからとお上仕事ではねつける、今の役場の体制でよいのか疑問です。そして、平気で「私の課ではありません」と言う職員、平気で人の揚げ足をとる職員、そして業務の横のつながりができていない体制、行政の監視役の議会議員としてはまことに遺憾です。今はパソコンの時代なのに、各課の情報を全ての課で共有できるような共有ファイルも構築されていない。私は以前、職員の接遇、職員の職階の管理、職員の派遣のメリットなど質問しましたが、結局その場限りで何もよくなっていないというのが、今回の一件で実感したことです。このような体制、職員の資質について、執行部はどのように考えているのか伺います。

また、役場の仕事はどうしてもハード面に目が行きます。ソフト面の対応がこのようなことで、町民のためになると執行部は考えているのか伺います。

②、平成29年4月1日で現在の例規集が収録製本されましたが、私が気になり確認した要綱は、昭和62年9月3日に改正され、その後は改正されておらず間違っただけです。自分の都合で「規則ですから」、「規則どおりですから」と口にする職員がいるのに、事務分掌にちゃんと法規の管理がうたわれているのに、それさえ履行されておらず、執行部は税金を使い印刷製本して、これでよいと思っているのか大変疑問です。この辺につきまして、執行部はどのように考えているのか伺います。

③、今回の収録製本に当たり、制定年度の古い要綱の検証は実施したのか伺います。

④、今回の収録製本に当たり、昭和に制定された要綱、改正された要綱で今回改正した要綱があれば、要綱名を示し、回答をお願いします。

⑤、町のいろいろな補助金は、補助金交付要綱に基づき当然交付されますが、補助金の交付の条件に、対象業者が町内施工業者によると記載されている交付要綱があります。なぜ町内施工業者に限定するのでしょうか。私の考えは、町からの補助金は町内業者のためにあるのではなく、町民のためにあるのです。町民の方がほかの市町村に親戚、知人等があり、安価にできるのであれば、町でも補助金の支出を抑えることができ、当然町民の方も安価で町から補助金をいただき、それが一番いいはずですが。

町内業者育成のためと聞きますが、今をもって育成しなければいけない業者に、町民の大事な財産を任せられるのでしょうか。町民の業者選定は自由でなければいけないはずですが。町内業者を選定してもらえるかどうかは、行政が補助金交付要綱で縛るのでなく、業者の企業努力だと私は考えています。執行部の考えを伺います。

2、次に、道路占用及び施工承認の道路の本復旧について伺います。

①、平成28年3月定例議会で、道路のパトロールができていないと質問し、指摘した視線誘導標の撤去、ガードレールの袖、破損したガードレールの交換など、一部は実施されましたが、執行部は道路パトロールをしていて気にならないのかわかりませんが、私は町内の道路を走行していて気になったことがあります。それは、道路の本復旧した後の切り張りの部分の復旧方法が統一されていないことです。2車線道路で片側の復旧が平行四辺形であったり、台形で復旧したり、復旧センターまで届いていなかったり、マンホールなど構造物より影響幅がとれていないと考えられるものがあり、執行部より本復旧図の図面をいただきましたが、なぜ図面のとおりに実施させていないのか、理由を執行部に伺います。

また、どのような管理、指導をしているのか伺います。

②、執行部より本復旧図をいただいたときに、本復旧図（D）のセンターを飛び出した長方形の部分は私は要らないと説明しましたが、その後、執行部より何の回答もなかったため、長方形の部分がなぜ必要なのか、執行部の考えを伺います。

③、道路占用の復旧は、原状回復が原則のはずです。なのに、設計構造（C）の交通区分農林1号交通の舗装構成は原状のものと違い、なぜ中途半端な舗装構成なのか伺います。また、農林1号その対象となる道路はどこなのか伺います。

④、許可書の許可条件に、復旧工事の方法について、長柄町道路占用工事共通指示書によると明記されていますが、占用工事共通指示書があるのかと伺ったところ、本復旧図しかないと言われました。工事の方法は共通指示書によると明記されているのに指示書がないと、本当に私としましてはあきれました。この辺は執行部はどのように考えているのか伺います。

以上で、私の一括の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 鶴岡議員のご質問にお答えします。

まず、1項目めの職員の資質及び例規集におさめられている各要綱についてお答えいたします。

1点目の役場の体制、職員の資質についてですが、現行の課・係制の中で、課長、係長を中心に、町づくり、住民福祉の向上に努めているところであります。特に、昨年度から人事評価制度を導入し、組織としての目標及び職員個々の目標を管理職と職員が共有することにより、職員の主体的な職務の遂行と資質の向上を目指しているところであります。また、能

力・実績に基づく人事管理により、職員のモチベーション及び業務効率の向上につなげ、ひいては住民サービスの向上につなげたいと考えているところであります。

このほか、毎年職員の全体研修及び専門研修を通して資質の向上を目指しているところでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、各要綱についてですが、毎年例規の精査を実施しているところであり、本年度も5月に各課長に対し例規精査の指示を出し、8月までに総務課に提出をさせたところであります。今後、総務課で調整してまいる予定であります。なお、この作業は毎年同様のスケジュールで行っているところであります。

個々のご指摘につきましては担当課長から答弁させますが、例規の廃止及び改正に遺漏がある場合は速やかに対応したいと存じますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

2項目めの、町道における道路法に基づく、道路管理者が行う許可に関してのご質問につきましては、事務手続上の詳細にわたるご質問でありますので、建設環境課長に答弁いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、鶴岡議員の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

建設環境課長、内藤文雄君。

〔「総務課長からじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） じゃ、訂正いたします。

総務課長、蒔田功君。

○総務課長（蒔田 功君） 補足説明を申し上げます。

例規の精査についてでございますけれども、先ほど町長から答弁申し上げましたとおり、毎年実施しているところではございますが、昨年私も総務課に参りまして見たところ、ご指摘のとおり、古い例規について、幾つか廃止してもいいんじゃないかというものも散見されました。

ところで、本年度につきましては、先ほども申し上げましたとおり、5月に指示を出しまして、8月までに例規を改正あるいは廃止について提出をさせたところでございます。これらについて、今後私のほうで調整しまして、早急に対応したいというようなことで考えております。

また、3点目の……

〔「改正した要綱の……」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（蒔田 功君） 改正した要綱の見直しという点ですけれども、平成28年中におきましては、条例、規則、規定、要綱を含めまして、新規制定が35件、改正が72件、廃止が2件というようなことをごさいます、ご指摘の昭和の時代、古い要綱等につきましては、廃止につきましては、母子栄養食品支給要綱、これが廃止、社会教育指導員の設置に関する規則、これも廃止、それから教育委員会公印規則、これについては一部改正ということで、昭和の時代の要綱、規則について、昨年、28年中はこの3件が改正または廃止されたということで、また、本年、29年中につきましても、この8月に上がってきた分で数件ありますので、これらをこれから調整し精査していく予定でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

補足説明を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 補足説明を申し上げます。

2点目の道路法24条に基づく道路管理者の承認を受けて行う道路工事、及び同法32条に基づく道路占用に伴う許可に関してのご質問と存じますが、現行の窓口での対応につきましては、道路本復旧の範囲を示した本復旧図及び交通区分による路盤構造図により許可をしているところでございます。

ご指摘の本復旧時における復旧範囲等の考え方につきましては、道路の路面状況等、個別に協議している場合もありますので、それらが原因で全てが統一されていないものと思われるます。

次に、2点目の本復旧図（D）というものでございますが、これにつきましては、センターラインを越えて影響範囲を確保して舗装の本復旧をするという内容でございまして、このような事例は全体的に見ると数は少ないと思われませんが、道路管理面から影響範囲をとることは、その後の維持管理も含めまして、道路構造的には安全側に考えるものですので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、復旧工事に当たりまして施工困難な場合などが発生したときは、その都度申請者と協議の上、復旧範囲を決定したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、3点目の設計構造（C）ですが、対象となる道路種別は原則として農道の支線的な道路で、通行者がごく少数の道路を想定しております。この舗装断面につきましては、アスファルト舗装の基準書に基づき、最下位の構造といたしまして路盤の構成を決定していると

ころでございます。

次に、最後の4点目でございますが、指示書ですが、従来から、先ほど申し上げたとおり、本復旧図、または路盤構造図に基づきまして許可をしておりましたけれども、今後は共通指示書を作成いたしまして指示内容を徹底してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で補足説明といたします。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 鶴岡議員の1項目め、⑤の地元の業者の育成のための件につきまして、私のほうからご説明申し上げます。

その前に、多分ここでおっしゃられている補助金要綱があるというのは、住宅のリフォームの補助金のことだと思いますけれども……

〔「新築も対象」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（白井 浩君） ということなんですけれども、比較という意味から先に申し上げさせていただきますと、リフォームにつきましては町に住んでいる方向け、新築に関しては町に移り住む方向けに制度のほうを考えたところでございます。

まず、リフォームの補助金ですけれども、この長柄町に住み続けていただくことを、この制度の第一の目的、前提としておりますけれども、本町の場合、ほかの市町村なんかでやっているものと違いまして、ちょっと違うところが、通常の住宅リフォームに加えまして、駐車場の舗装や敷地内の外構物なども対象としておりまして、町内産業全般、詳しく申し上げますと、土木、建築、水道、塗装、電気、まだあるでしょうけれども——などなどを業とするものの活性化と雇用の創出を兼ねて目的としてございます。

新築の補助金ということになりますと、本町にこれから移り住む方の利用という仮定といえますか想定上、ハウスメーカーやビルダー——ビルダーというのは千葉県内を広域的にやっていたらっしゃる建築家、もしくは2つか3つの県をまたいでやっているハウスメーカーに近いようなところですね。ハウスメーカーやビルダーで建築したいという意向も十分想定をしておりまして、なおかつ地元業者にも優先性を持たせることで制度設計をしたものです。そこが新築の補助金の中でいう加算措置というところで、町内業者を使った場合には加算となりますというところで要綱のほうをつくっているものでございます。

住宅産業研究所というところの調べによりますと、ハウスメーカー、ビルダー、工務店、

この3つのシェア、100%のシェアの比率なんですけれども、26対20対54ということで数字が示されておりまして、54%が地元の工務店で施工、しかしながら、言いかえれば46%、半数近くの46%はハウスメーカーなどで施工しているということがわかります。これは、54か46かというところでは、はっきりとしたものではございませんので、ほぼおおむね半々といったところですので、全て地元ではなくて、加算という形で考えるというところの裏づけというふうに言えるかと思います。

そこで、町内業者の育成はという考え方、地元の業者の育成という考え方はおかしいのではないのかというところなんですけれども、今申し上げたことを前提とするんですが、町民生活の根幹をなすインフラの中で、とりわけ土木業や建築業の事業につきましては、大事故や大災害のときに速やかな復旧にかかることが責務でありまして、また、その必要が求められております。大規模な災害時には、市名、町名を出して恐縮ですけれども、隣の茂原市さん、それから長南町さんなどの業者も本町の助けには多分来てくれません。皆、自分のところで精いっぱいだと思います。そのような点から、日ごろから地元企業の育成として一定の受注機会を確保し、また、その対応力や技術力の維持向上、常用労務員等の確保、また、経営体質の強化が重要となるものと考えております。ひいては地元の雇用と経済の活性化も期待できます。

ちなみになんですけれども、この住宅リフォームの補助金、先ほど申しましたけれども、土木関係がなかなかほかの町村ではやっていないようですが、建物については長生郡市6町村全てにおいて工事施工者を地元事業者というふうにならうたっております。ただなんだからということではございませんけれども、一応そういうことで、長生郡内6町村ではそのようになっております。千葉県におきましても、ある一定規模の工事につきましては長生管内で指名を行うというような配慮がなされているというふうに聞いております。

ということから、地元業者育成につきましては、何とぞご理解を賜りたいというふうにご考えております。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 一問一答でお願いしたいと思います。

最初に、職員の資質についてお聞きします。

今、ハード面云々というのは本当に目につきやすいと思いますけれども、ソフト面というのはなかなか、人間関係、感情等もこもったりしまして大変難しいと思います。住民福祉課なり税務住民課、住民課長なり、公民館の館長さんですか、一番いろいろ住民と接する機会

が多いと思いますけれども、ソフト面、自分たちの課としては対応をどのようにしているか
お伺いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） 税務住民課の場合は、当然ハードの仕事がございませんし、
ルーチンワークということで、決まったことを確実に行うというようなところで、ミスのない
ように事務を行うというものが第一点、それから、直接住民と向き合う場所でございます
ので、窓口では住民が来ましたら、「こんにちは」、「おはようございます」という挨拶を
きちんとやるというような形で、住民に対して決して不快にさせないというふうなところで
対応しておるところでございます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

生涯学習課長、松本昌久君。

○生涯学習課長兼公民館長（松本昌久君） 公民館はご承知のように、町内のいろいろな方が
サークルとか、図書を借りに来たりとか、多くの住民が来られる場所ですので、まず挨拶は
きちんとすると、きちんとした対応を目指して職員が行っているところでございます。

ほかの課のこととかを聞かれたりする場合もありますので、そういった場合は、なるべく
その質問に答えられるように、例えば役場に電話してみたりとか、そういったことを心がけ
て対応しているところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 鶴岡議員のご質問ですけれども、健康福祉課といたしまして
も、やはりどこの課とも同じなんですけれども、笑顔で挨拶をモットーといたしまして、住
民サービスを第一に考えて住民対応をしているところでございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 小林課長にお伺いしますけれども、一番大変だと思うんですけれども、
健診などの際はどういうところに注意しているんでしょうか。集団健診ですね。いろいろな
集団健診があるかと思えますけれども。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 集団健診と、あとほかのいろいろな検診、確かにございます。役場庁内でやる場合もございますけれども、あと福祉センター、保健センターを利用するときもございます。やはり住民におかれましては、心配して来られる方もおられると思いますので、そちらの住民の身になった形で窓口対応と、あと健診のほうの案内等を重視に、一生懸命やらせてもらってございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 職員の資質といいますか、人間の資質というものは生まれつきのもので直らないと思います。一括の質問でいろいろ申しましたけれども、多分直らないと思いますけれども、各課の横の連絡体制云々はできると思うんです。例えば一番簡単な例を挙げますと、9月25日、議会で3町の親睦会がありますよね、議会事務局で。どうして9月25日に交通安全、5時から私を入れるんでしょうかね。横の連絡がとれていれば、議会の親睦会があるなら9月26日に交通安全に私を回すとか、そういうことが当然できるはずなんですけれども、それさえ、そんな簡単なこともできないというのが今の現状じゃないんですか。いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） まさに議員のおっしゃるとおりでございます。本当に過日、管理職会でその旨、私のほうからお願い申し上げました。見える行事と見えない行事と、特に重なって見えない行事ですね。その辺のところで、やはり遺漏のないようにという形で職員のほうにはお願い申し上げました。

本当に、副長がないということは理由になりませんが、大きな一つのフィルターが欠けているという、それを責任にたくはない。そういう思いでありますから、各課長のほうにはその旨お願い申し上げたところであります。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） ちょっとすっきりした回答じゃなかったんですけども、その辺の、一括質問のときに言いましたけれども、各課で問題を抱えている共有ファイルなど、フォルダーなどをつくって、今はもうパソコンの時代ですから、そういうものを総務課の案件云々を各課職員——職員というと、また守秘義務とかいろいろ個人情報との関係があるから難しいかと思うんですけども、ある程度パスワードを入れて幹部は見られるとか、その辺全体、

横の連絡ですね、そういうものができるようなシステム、そのものは構築できないんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 答弁申し上げます。

共有データにつきましては、必要なものは各課、全職員が見られるような体制になっております。ただ、個別の案件につきましては、問題点等につきましては、個人情報でありますとか、他課には知られちゃいけない情報もございますので、それらについて、例えば町全体にかかわるものは管理職会、あるいは復命等を通じて管理職で共有するような、そういう体制をとっておりますけれども、また、先ほどご指摘の行事等につきましても、月2回、管理職会で行事の調整はさせてもらっているところではございますけれども、行き届かない点については今後気をつけたいというふうに思います。

以上答弁とします。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 続きまして、補助金の関係でちょっとお聞きしますけれども、先ほど白井課長のほうから答弁がありましたけれども、例えば、また質問がダブっちゃうかもしれないんですけれども、新築とリフォーム、同じ建物ですよね。新築は移り住んで帰ってきてもらうため、リフォームは住み続けてもらうためという概念があるのかもしれないかもしれませんが、住民にしてみれば、町民にしてみれば、同じ建物でリフォームは補助金が出ない、新築は補助金が出る。大もとのそういう白井課長が言った概念じゃなくて、補助金のもととなるもの、片方は元金があって、地元の業者だとそれに上乘せをする。リフォームは全然対象外になると。長生郡内6町村なり全部がそのようにやっているということでありましたけれども、午前中ですか、川嶋議員さんのほうからありましたけれども、何も長柄町がそれを真似しなくてもいいんだと思うんです。長柄町独自のものをつくってやっていってもいいというのが、私はそれは川嶋議員と一緒に、そういう考えは当然あります。

長生郡内がそういうことだから云々と、前からイノシシのときも言いましたけれども、毎回そういうふうなんですよね。よその町村云々、この後やっていきたいと思っておりますけれども、じゃ、復旧の問題については、隣の長南町と比べた場合全然違うと、何だ、これはと。そういう問題が出てきますし、やっていることと言っていることが矛盾している面が多々あると思うんですよ。その辺、リフォームと新築の補助金の大量の考え方ですね。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 鶴岡議員が言われている建築物ということに関しては、そのご意見、全く私も否定するところじゃございません。建築物という点については同じなんですけれども、私どものほうでは、先ほども申し上げましたように、そもそもリフォームというのは、もう町内に家を構えていらっしゃるというようなところでございまして、それと新築、これから建てるというものにつきましては、この制度上、建築物という点では同じかもしれませんが、この制度上で言えば同じではないというふうに捉えた中でつくっているものでございます。ご理解をいただきたいというところでお願いになってしまうんですけども、そのように答弁させてもらいたいんですが、あと、長生郡市の6町村云々については、非常に不愉快だということかも知れません。申しわけございません。

ただ、これもただということで申しわけないんですけども、よその町村と同じだから、だからいいんだではなくて、よそでもこういうふうに行っているということで、長柄町が特別抜き出で地元の業者を保護しているとか、優遇しているとか、そういうことではないということで、少しでもご理解を賜ればというふうに思ったので、つけ加えてしまったところでございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 執行部と白井課長のほうの答弁をいただきまして、執行部と私、議員としてのどうしても平行線になっちゃう可能性がありますけれども、その辺は合わせられるところで徐々に話し合っ合わせていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、占用関係のほうに入りたいと思ひますけれども、まず最初に確認したいんですけども、復旧方法なんですけれども、この本復旧図に従う、これに基づき復旧するということがよろしいのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 先ほどお答えしたとおり、窓口の対応は、本復旧の範囲を示した本復旧図、また交通区分による路盤構造図により許可しているのが実情でございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 私、一番腑に落ちなかったのが、2車線道路で平行四辺形があつて、

台形の復旧があるんですよ。これに台形の復旧って載っていないですよ。台形の復旧というのは、影響幅がとれないとき、センターを越えて長方形の部分を継ぎ足すんだよと、そういう本復旧図ですよ。何で台形の復旧方法があるんですか。それがわからないんですけれどもね。影響幅がとれていれば、全部この平行四辺形なんじゃないんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 鶴岡議員の質問にお答えします。

先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、私も全部を把握しているところではございませんけれども、その担当が、その申請者に対して個別に協議した案件でそうなっているものと考えております。仕様書にも書いてありますが、路盤の状況によって、その都度協議するようなことも書いてありますので、申請者との協議により、そのような結果になっているものと思われま。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 急にこうやり取りしていると難しい面があるんですけども、仕様書というのはないんじゃないですか。ないからこれからつくと先ほど答弁でしたんじゃないんですか。仕様書イコール指示書じゃないんですか。今、長柄町はこの本復旧図しかないということだったんですよ。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 鶴岡議員のご質問にお答えします。

多分その図面、本復旧図のところいろいろ文言が書いてありますが、これが全く該当するものかどうかわかりませんが、影響範囲を超えて影響が出ている場合は、現地立ち会いの上決定するというので、ここで解釈をさせていただきました。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） もとになる本復旧図、これに従って占用の道路の本復旧は行くと。それに基づかないで現地で何だかんだと勝手に変えちゃっていいものか。その辺も疑問ですし、もし台形云々とやるということであれば、この本復旧図、こういう形の場合がありますよと、台形の図面を足せばいいんじゃないですか。簡単に考えちゃいますけれども、執行部は考えられないんですかね。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 議員さんが、そちらのほうがわかりやすくいいということであれば、先ほども申し上げましたけれども、今後仕様書もつくっていきたいと思いますので、そういう中で皆さんがわかりやすいような表示について考えていきたいと考えております。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） できるだけ町で統一して本復旧を行うんだと、そういうことで全ての見直しをよろしくお願ひしたいと思います。

そこで、年間どのくらいの占用道路を本復旧したり掘削したり、24条と32条ですか、そういう関係、電柱を建てる占用とか、そういうのはいいですけれども、そういうもの、24条なり32条、そういう占用の申請書、年間どのくらい出ているかわかるでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 答弁いたします。

占用関係の申請は、期間の長期間のものもありますので、新規に出されたものという件数でございますが、占用関係の申請は合わせて67件、そのうち舗装の復旧を伴うものは48件、このうち広域の水道部の漏水に伴う処理にかかわるものが32件、その他のものが16件というような内訳になっております。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 67件、48件云々と占用の申請が出て許可を与えているんだと。その許可を与えた後、検査というのは行っているのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 議員の今のご指摘でございますが、現状では、占用に伴う工事業者、先ほども件数を申し上げましたが、広域水道部の対象がかなり多かったということで、通常、公共工事を請け負っている業者が多いということで、先ほどから議員さんがおっしゃっております図面等の指示で済ませていたところが現状でございます。先ほども答弁申し上げましたが、この辺、共通指示書を作成しまして、これらの徹底を図っていきたくと考えております。

また、検査についてでございますが、先ほども言いましたけれども、公共工事になれてい

る業者さんが多いということで、今まではその検査は写真による検査で対応していたのが現状でございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 写真によるチェックだったら寸法がわからないでしょう。図面は提出させないんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 申請書のときに図面がついてくるわけですが、写真にもスケールがわかるテープ等で表示されている場合もございますので、そういうものを信用して、写真による検査で対応しておりました。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） わかりました。

指示書をつくるということですので、写真による判定云々だけじゃなくて、件数も67件ですか、そのくらいだったら365で割って、1日何件行くかわからないですけども、十分回り切れると思うんですよ、長柄町ごときで。長生郡内で私は回っていましたから。現場の検査、ぜひお願いしたいと思います。

なおかつまた、指示書をつくるということですので、今いろいろ質問して回答もありましたけれども、その辺、よく考えてまとめていただきたいと思います。

それと私、1つ聞くのを忘れたんですけども、この図面の中に1.0メートル以上という言葉がうたわれているんですけども、これも私、腑に落ちないんですよ。道路のセンターがあるものについて、片幅、最低でも2.75あるわけですよ。2.75を割って1対0.5でせりつけければ、幅は1.375とれるわけなんですよ。どうして1.0なんですか。ちょっと隣町を見たんですけども、隣町のやつは、この車線というか、線を引っ張ってある掘削したものから直で幅1メートルと、影響幅1メートルとる。この1メートルというのは1.375をして30センチもあつたら誤差なんかおさまらないでしょう。測量をやったでしょう。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 議員さんのご質問にお答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおり、表示方法は1メートル以上ということになっておりまして、議員さんのおっしゃる2.75、正式な車線がとれていた場合1.3になるということで、1メー

トル以上という表現は誤りではないのかなと今まで認識しておりました。

また、長柄町の町道でも古いところになりますと、2.75確保されなくてもセンターラインがある場所もございましたので、それらを多分踏まえてこうなったものだと思いますので、それにつきましても、表示方法等をわかりやすい表示に改めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 答弁の中でぎつぎつと刺さるところがあるんですけども、町内の中で5.5とれていないでセンターラインが引かれているって、どこがあるんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） すみません。それにつきましても、今どこがあると、今この場でははっきり申し上げられませんが、過去にはそういうところもあったというふうに聞いております。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） あしたまた来ますので、調べておいてください。あした報告してください。どこの箇所が5.5とれていないのにセンターラインが——じゃ、もしそういう道路があったとしたら、反対にセンターを消さなくていいんですか。道路構造例に違反しているんじゃないんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えさせていただきます。

先ほどからちょっと何回にもなってしまうんですが、過去にはそういうところがあったというふうに申し上げたはずでございますので、今そこがあるかどうかは私も認識しておりません。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） あるかないかで答弁しないでくれますか。

それで、1.0と1.375、37センチ5ミリも違っていたら、誤差の許容範囲をとっくの昔にオーバーしています。許されない範囲だと思うんですよ。いかがですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 皆さん、この表が手元がないので話がちょっとわからないかもしれませんが、この図上では1メートル以上という、5メートルの道路でも5.5メートルの道路でも対応できるような表で表示してあるわけですので、ご理解をいただきたいと思いますが、議員さんがおっしゃるとおり、誤解を招くということであれば、この辺の表示方法につきましても、わかりやすく表示をしていきたいと考えております。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 建物の補助金、リフォームと新築の補助金については、少しずつ見直していただければと思うのが私の要望でありますし、また、占用関係につきましては、指示書をつくる時、大幅にというか全て見直してもらいたいと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長（月岡清孝君） 以上で、鶴岡喜豊君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後3時10分といたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時10分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

◇ 大 岩 芳 治 君

○議長（月岡清孝君） 次に、9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

傍聴人の皆様には、大変お忙しいところ足を運んでいただき、本当にありがとうございます。

一般質問をさせていただく前に前振りで、先ほど来皆さんの、執行部の答弁を聞いて一、

二思ったことがありますので、職員の資質という問題が先ほど来出ておりましたけれども、私は一番気になるのは、前から一部では私は指導しているんですけども、電話をしたときに役場の職員、課によってですけども、「はい、長柄町役場総務課でございます」と言う人と「総務課です」と言う方がいるんですよ。「です」という言葉は見下した言葉の表現なんです。ですから、少なくともその辺は統一して、私とすれば名前まで、総務課の誰々ですという、誰でございますというぐらまで丁寧な文言で受けてほしいなというふうに思いますので、その辺のところ、先ほど松本課長からそういう話をしていますけれども、公民館に電話したときもそういうような対応ですので、その辺はぜひ対応していただきたいというふうに思いました。それは、私が気がついたのはつい最近なんですけれども、そういうような対応でしたので、その辺のところを統一して、町長からも職員に、ぜひともそういうような対応ということで指導を賜りたいと思います。

それでは、一般質問をさせていただきますけれども、昨今の世界情勢を見てみますと、イギリスのEU離脱やスペインのカタルーニャ州の独立運動による国家の分裂騒動、あるいは中東ではISによる無差別テロ行為、そして我が日本にとっての一番の関心事は、北朝鮮によるミサイル発射や地下核実験であります。グローバル社会において、このような行為により、日本は経済的にも政治的にも大きく混乱すると思われま。

アメリカのトランプ大統領は、話し合いによる合意は難しく、軍事攻撃をする公算が大きくなってきたような気がいたします。軍事攻撃による解決策は、当然、韓国に滞在している大使館員や各国の駐在員、またアメリカの軍人の家族や旅行者など、韓国からの脱出を全員させなければ軍事攻撃はできないと思いますので、その動きを注視してまいりたいと思います。それには、おおむね2カ月から3カ月ぐらいの日時が必要だと言われております。

北朝鮮による核実験は、まだ9月3日ですので、1カ月もたっておりません。自民党の石破茂元幹事長は、核の「持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則の見直しを議論する 때가来た と発言しております。先ほど申し上げましたように、私たち日本国民もそれに伴って、1945年の終戦以来72年、世界では例を見ない急速な経済発展をし、自由と平和を謳歌してまいりましたが、今は想像ができないくらい大きく混乱するものと推測をいたします。

8月29日午前6時ごろ、北朝鮮のミサイルが北海道上空を通過し、北太平洋に落下いたしました。そのとき、政府より緊急事態速報、Jアラートが通信されました。その中には、誤作動だったり、ミサイルが通過した後にJアラートが鳴ったとか、非常に混乱をいたしました。今、日本各地でそれぞれの県や各市町村は、北朝鮮のミサイル攻撃を想定したJアラート

トによる緊急避難訓練を実施しております。

我が長柄町も、どのような事態になり、何があるか推測できません。非常事態によるＪアラート、全町民を挙げての緊急避難訓練が必要ではないかと考えております。国は、Ｊアラートによる避難訓練は、堅固な建物や地下街に逃げ込むというような指導をしておりますけれども、我が長柄町では、堅固な建物や地下のない農村地域では、どのように避難したらよいか、早急な避難訓練が必要ではないかというふうに考えております。いたずらに町民の心を揺さぶるというわけではありませんけれども、我々は自分の命は自分で守るんだという、強い意思表示をしていただきたいというふうに考えております。

先日、刑部の区会で私が、どんな緊急事態になるかわかりませんので、刑部区で防空壕でも掘ったらどうだというふうな話をしたら、一笑に付されました。しかし、町も緊急事態に備えて、私は大崎電気の目の前にある旧道、高山と鶯谷の堅固なトンネルなども、緊急避難用に有効に活用できるんじゃないかなというふうにも考えておりますので、なければならないにこしたことはありませんけれども、緊急事態というものは考えないことが起きるということでございますので、その辺のところも十分留意しながら、ぜひ緊急避難訓練なども行ってほしいなというふうに思います。

それでは、これより質問に入ります。

町長は３年前、「私の町づくりについて、誰もが幸せに生活していくためには、安心して暮らせることのできる環境が必要である。しかし、少し様子が変わってきました」と書かれております。少子高齢化の波はとどまることを知りませんし、定住者の減少は地域活動の落ち込みが予想されます。町長は、町づくりの源は揺るぎない教育だというふうに言われておりました。３年経過した現在の状況を伺いたいと思います。

それでは、１点目の若者の定住促進について伺います。

町長の政策の中に、子育て支援を中心に、こども園の円滑な運営をし、若者の定住促進に努めてまいりますとありますが、この３年間でどのような政策と、どのような効果があったのかを伺います。

２点目、幼児教育と小中学校の学力について伺います。

町長は政策で、確かな学力と生きる力を育む長柄の教育を目指すと提言しておりました。こども園の教育、養育は、３年前と比較してどのように充実をしてきたのか。また、中学校の学力は３年前と比較し、どのくらい向上したのか。私はいつも質問いたしますけれども、長生郡内13校ある中で、どのくらいのレベルに上がったのかを伺いたいと思います。２回目

の質問等で、先般の全国の学力テストについての質問もさせていただきたいと思っておりますけれども。

3点目、町の未来像について伺います。

町長は、はつらつとした長柄町、温かく住みよい町をさらに発展させます、そして「任せてください町の未来を」と掲げて町長に就任されましたが、今も商工業や農家は衰退し、耕作放棄地は増大し続け、人口も激減させ、郡内で一番人口の少ない小さな町になってしまいました。町長のビジョンや結果が見えませんが、どのような町づくりを目指しているのか伺います。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 大岩議員のご質問にお答えいたします。

1点目の若者の定住促進についてのご質問ですが、私は26年9月に町政を担わせていただき、今月でちょうど3年目となりました。町長選挙に立候補するに当たりまして私が掲げた私の決意、また就任後、議会におきましての所信表明、ともに若者の定住促進、子育て世代の支援につきまして、施策の柱との位置づけから申し述べさせていただきました。もちろん、今もそれは変わりございません。

また、就任後間もないその年の12月、国から、人口減対策の具体的施策を盛り込んだ地方版総合戦略を策定する旨の通達が全国にありました。昨年3月に完成いたしました、いわゆるまち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略でございます。この中で、国立社会保障・人口問題研究所の推計による、2060年、平成72年の本町の人口が3,276人という、まさに衝撃的な数字を目の当たりにしたという状況は、皆さんと全く一緒だったと記憶しております。

計画策定のスタートは、その予測を受け入れた上で、私たちみずからが客観的な分析に基づいて課題を把握し、本町のいわゆる処方箋を示すものでありました。ビジョンといたしましては、その想定できる効果、1,631人を加えた4,907人以上を目指すべき将来人口として定めたところでございます。

そして、その処方の1項目として、私は子育て支援充実プロジェクト、いわゆる子育てしやすい町を目指すということで、10の事業を掲げたところであります。

第1番目は子育て包括支援事業であります。これは、病児・病後保育など、保育サービスの拡充により、子供を持つ親が安心して仕事につける環境をこの町が整備するもの、そのこ

とによって、いわゆる若い人を呼び込めるのではないかというようなことから、本年度から始めております。なお、この中には夜間保育、休日保育も検討内容に含まれておりますが、そちらはまだ検討中でございます。

2つ目といたしまして、こども園・子育て支援センター運営事業であります。こちらはまさにこども園の充実ですが、朝の預かり開始時間を保護者のニーズに合わせて7時30分から15分に早めました。また、この9月から専属の看護師を1名配置し、子供たちの健康と安全に一層万全を期す体制といたしました。

3つ目といたしまして、第2子就園補助事業であります。こちらは従前から行っているもので、継続をしております。

4つ目といたしまして、子育てスタート支援金事業であります。こちらはゼロ歳、1歳児に対しまして、それぞれ支援金、各年5万円支給するもので、平成27年度からスタートいたしました。

5つ目といたしまして、こども医療費助成事業であります。こちら平成27年度から高校3年生まで無料化を始めました。

6つ目といたしまして、放課後児童健全育成事業であります。こちらは、私の就任前から町内2カ所となっておりますが、それをしっかりと継続し、また、エアコン設置など環境改善も実施したところであります。

7つ目といたしまして、ひとり親家庭児童入学祝金事業であります。こちらは、それまで母子家庭に対して行っていた祝い金を、ひとり親と平成27年度から改め、お祝い金5,000円の支給を継続しているものであります。

8つ目といたしまして、こども学習支援体制事業であります。こちらは平成28年度から、夏休み期間中、元教員、また教員を目指す大学生などによる学習支援を各小中学校で実施しております。2年目を迎え、受講率が上がっているとのことであります。

9つ目といたしまして、通学費補助事業であります。こちらは、まずバス通学の小中学生につきましては、平成27年度から定期代の全額補助といたしました。また、今後新たに高校生、専門学校生、大学生に対し定期代を助成するもので、路線バス利用の促進とあわせて、来年度の開始に向け、現在企画担当で制度設計検討をしている段階であります。

10番目として、中学生海外交流事業であります。こちらは平成27年度から実施しております。

大岩議員の1点目のご質問の答弁となりますが、この総合戦略に記載の子育て支援関係10

の事業のうち、これまでの3年間にほぼ事業化をいたしました。

また、どのような効果があったかのご質問でございますが、私にとって数値的な裏づけはございませんが、それぞれの支援等を受けられている方々にとりましては、ある一定の満足度や、子育て環境の変化を実感していただけているのではないかと、これは推察であります。考えるところであります。実際に、町外の子育て世代の方が、ながらこども園を見た際、「引っ越すなら長柄町がいいと友人に伝えます」と言ってくださったとのお話を現場から聞いております。

まだまだ移住者の増、または社会減が社会増へなど顕著な成果はございませんが、言いかえますと、これはなかなかすぐに効果があらわれる、または数字が出るといったわけにはいかないものと思われまので、何とぞご理解のほどお願い申し上げます。

次に、2項目めの幼児教育と小中学校の学力についてお答えいたします。

初めに、こども園での取り組みについてお答えいたします。

ながらこども園では、幼稚園教育要領及び保育所保育指針をもとに、毎年研究テーマを策定し、継続的な指導を行っております。現在は、平成28年度から2年間の教育保育の研究テーマを「遊びを通して心身ともに健康な体をつくる」とし、各年齢や個々の発達状況に応じた身体能力、そして基礎となる体幹能力の向上を目指して取り組みを実施しているところであります。

新しい幼保連携型認定こども園の教育保育要領におきまして、第1に、安心感と信頼感を持っていろいろな活動に取り組む、第2に、体験を通して主体的な活動を促す、第3に、遊びを通して心身の調和のとれた発達の基礎を養う、第4に、心身の諸側面が相互に関連し合い、園児一人一人の発達に即した指導をするとなっております。新指導要領に則した学校保育を行っているところであります。具体的な内容といたしましては、投げる、走る、飛ぶなどの基礎的な能力はもちろん、バランス感覚等を養うため、遊びを主体にした楽しみながら運動できるカリキュラムを作成し、指導を行っております。

今回の研究では、年長児の成長を把握するために、スポーツテストを年3回行い、測定した数値を分析し、その成果につきましては、平成30年5月に開催される千葉県保育協議会主催の千葉県保育研究大会において発表する予定であります。

次に、確かな学力と生きる力を育む教育について、中学校の学力、3年前と比較してどれくらい向上したかというご質問でございますが、本町の中学校では、千葉県の学校教育指導の指針に示されている内容の、確かな学力を育む実践を、着実に、そして確実に従って

ます。

「教育は人なり」というように、子供たちの学力向上のために教員の指導力の向上が重要であることは言うまでもありません。町教育研究会に対する支援を充実させ、学校での研究活動の充実に努めてまいりました。

中学校では、校内研修におきまして、研究テーマを「学ぶ喜びを感じ、主体的に学習に取り組む生徒の育成」とし、生徒の学習意欲を持たせるための指導方法の工夫、改善を行いました。その取り組みの検証の場として、全職員が東上総教育事務所等により、講師を招聘して授業研究を行ってきました。中学校において、全員が授業公開できる例はほかでは少なく、高く評価されているところでもあります。全職員が授業力向上のため、体験的な学習や問題解決的な学習に取り組み、習得、活用、研究の学習プロセスや、主体的、対話的で深い学びの実現を目指しております。

子供たちへの支援では、町で配置している特別支援教育支援員を有効活用し、個に応じた指導を進めております。さらに、夏休みの学習相談活動において、一人一人個々の学習課題、特に基礎的、基本的な学習の定着に努めております。また、普通教室への空調設備等導入により、子供たちが快適な環境の中で集中して学習に取り組める条件整備に努めてまいりました。

こうしたことにより、3年前と比較して、学力は少しずつ向上しております。全国学力・学習状況調査において、基礎的知識を問う国語A、また、知識の活用を見る国語Bについては、いずれも全国平均を上回っております。千葉県実施の標準学力テストの結果も、年度による差はありますが向上しつつあります。しかしながら、調査対象の生徒が異なっていることから、一概に3年前との比較が正しいとは言えるものではありません。また、長生郡市の13校との比較する材料はございません。

学力向上は、学校教育における大きな課題であり、今後とも教職員の資質向上及び教育諸条件の整備拡充のため、町として最大限の支援を続けたいと考えております。

最後に、3項目めのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘の耕作放棄地の増加や人口の減少などにつきましては、現にそのような状況であることは承知しております。どのような町づくりを目指すのかとのご質問でございますが、ご承知のとおり、町づくりと申しますと、諸施策相まって町づくりとなるものと私は考えるところでございまして、これを一言で、またそのうちの幾つかとなりますと、また違った意味での誤解を生むことにならうかと懸念するところであります。

3年前に就任した際、私の所信をこの場で申し述べさせていただきましたが、それら6本の柱を着実に堅実に進めていくことこそが、元気な町、住みよい町につながるものと認識しております。そのようなことをご答弁をさせていただきたいと存じます。

あえてもう一点加えて申し上げれば、それらを包含する意味で、現在、最重要施策として進めております長柄町生涯活躍のまちこそが、目指す姿であると確信しております。

以上で、大岩議員の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 今、1番から3番まで答弁いただいたんですけども、余り長時間にわたって立て板に水のように話されたので、重複する質問が今後出ようかと思っておりますけれども、ご容赦を願いたいと存じます。

それでは、若者定住促進なんですけれども、これは3番の町の未来像としても関係がございますけれども、例えば若者の定住促進のためにどのような政策をとってきたのか、とりあえずそれを伺います。

○議長（月岡清孝君） 企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 今、るる申し上げましたけれども、子育て支援などを充実して迎え入れる体制の整備を行ってきたというところをご答弁申し上げたところでございます。以上です。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 例えば若者定住化にとっては、安定的な就業の場がある、そして魅力ある労働環境が整っている、それら就業に関する情報がいつでも手に入るように、例えば長柄町の企業はどのような募集をしているのか。そこに住民や町民を就業の場としてあつせんしたのかどうか。そういう仕事をしたことがあるのか。また、そういう情報があるのか伺います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ございません。

それで、現在企業のご訪問などをさせていただく中で、その辺の情報をとっておきまして、他の市町などでは、今、議員がおっしゃられたようなことを先進的にやられておるところもあるという情報も当然持っております。ちょっと遅れる形かもしれませんが、現在、移住・定住推進のプログラムを、これも午前中から出る出ておりますけれども、千葉大学の

ほうに委託をして今現在進めておりますが、それらの中で雇用にどうやってつなげていくのかということについても明記をしていく中で、これからホームページだとか、そういうリニューアルしていく事業の中に落とし込んでいくという、まさにそういう作業を今行っているところでございます。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 申しわけありませんけれども、アクションが遅いんですね。

例えば、つい最近そういう状況になったわけじゃないんですよ。先ほど来、人口減少で皆さんからる数値が出ていましたよね。私も一部調査してきました。平成29年9月1日、7,176人で、町長が就任したとき、26年9月1日、7,542人、3年間で366人も減少しているんですよ。去年や今年減少したんじゃないんです。平成8年からずっと減少しているんですよ。

今私が言ったのは、当然企業の情報を集めて、募集している、町内の住民を雇用してもらおうとか、そういうものをぜひ、早くそういうものを理解してもらえなかったかなと非常に残念ですよ。毎年122人減少しているんですよ。122人というと、地域を出して申しわけないけれども、吹谷は70名ぐらいしかいませんよ。高山180、大庭114人、1年に1つ部落がなくなってっちゃうんですよ。そのくらい危機的な状態だということです。まして、社会減、町から出てっちゃう人が多いんじゃないかなというふうに思うんですよ。

やはり地元で生活して結婚できるには、ある程度の定職について所得を持って、初めて家庭生活が築けるものだと思うんです。今言ったように、職場が近くあれば、そして優先的に長柄町の住民を長柄町の企業として採用してもらおう。これからじゃなくて、もう減少しているんですよ、平成8年から。そういうアクションに私は全く気づいていないというふうに思います。ぜひ早急に、町の大きな優秀な企業は何カ所もありますよね。頭を下げに行って、ぜひ町民を使ってくださいという、新卒、あるいは中途採用でもいいんですけれどね。そういうような行政の努力、情熱、パッション、これが足りないんじゃないかというふうに私は指摘しておきます。ぜひ、その若者雇用につながるような施策をとってほしいなというふうに思います。

教育については、1番も2番もありますけれども、こども園については、こども園の1点だけ聞きますけれども、1年間のカリキュラムは誰が作成するのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

こども園長、安田昭子君。

○こども園長（安田昭子君） 質問にお答えいたします。

毎年、担任はもちろんのこと、あと教務、私たちもみんなで確認し合って見直しております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） ただいま園長のほうから、職員と園長で1年間のということで話があったんですけども、じゃ、園長先生は、例えば庁内の管理職会議という出られないかもしれないけれども、少なくとも管理職会議のようなところに出て、その運営なんか、皆さんの意見を聞いたり、そういうことはしていないんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 大岩議員の質問にお答えいたします。

今現在こども園におきましては、管理職という立場ではなくて園長という立場なんですけれども、管理職といたしまして私がこども園のほうも総括しております。その関係上、こども園行事とかいろいろな行事につきましては、管理職会議等でご報告させていただいて、内容については、その辺、説明のほうもさせていただいております。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（石井一好君） 大岩議員のご質問にお答えします。

安田園長先生ですけども、学校の管理運営研修会という校長会があるわけなんですけど、そちらのほうの会議に年3回出席しております。また、町研のほうの会議にも園長先生に出席させていただいて、日々の園の運営について、いろいろな方々からご意見をもらっている場を設けております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 管理職じゃないから、それは出席できないのかもわかりませんが、でも、先ほど安田園長の答弁を聞きますと、1年間のカリキュラムは園長と職員のみなどで決めるというふうに言われているわけですよ。そういう大事なものを決めるときに、例えば教育課長がその中に出るとか、一緒に話し合いをするとか、課長と一緒にいるとか、そういうような体制をしなければ予算要求だつてできないんじゃないですか。外から見ている

だけでさ。こども園からあったからそこへ行くんじゃないなくて、一緒に話をしながらこども園の1年間のカリキュラムを決めていくべきじゃないかなと思うんですけども、そういう情報の連絡というのをもうちょっと密にやったらどうですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林敬二君） 大岩議員の質問にご回答いたします。

先ほどの質問ですけれども、こども園につきまして、やはり私のほうも月何回とか実際立ち会っております。職員会議等につきましても、私は常に出るわけにちょっといきませんので、そのかわり補佐がおりますので、補佐にこども園の職員会議等、そちらのほうに出るようにということで、常に出ることにしております。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 時間がないので、次へ進みます。

それでは、若干重複するかもわかりませんが、幼児教育と小中学校の学力について。

先般、全国の学力テストが公開され、千葉県の上答率順位が発表されました。当然教育長はご理解をしているところだと思っておりますけれども、47都道府県中、千葉県は37位ですよね。県単位ではこういうように報告がされております。

そこで伺います。教育長は、この学力テストの上答率、長柄町の上答率は、もちろんご理解しておりますよね。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

佐川教育長。

○教育長（佐川和弘君） 承知しております。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） じゃ、それを町長には報告はしていないんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

佐川教育長。

○教育長（佐川和弘君） 概要については報告はしてございますが、細かな数字についてはまだ報告しておりません。

〔「概要」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 佐川教育長、お願いいたします。

○教育長（佐川和弘君） 大まかな概要については、点数とかじゃなくて、概要についてはま

た話してありますけれども、細かな数値等についてはまだ報告しておりません。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） じゃ、町長は長柄町中学校の先般の学力テストの正答率というものを把握していないということですね。じゃ、長柄町の例えば学力が千葉県の中で、長生郡とは言いませんけれども、千葉県の中でどのくらいのポジションにあるんだということは承知していないわけですね。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） それは把握しておりません。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） だって町長、揺るぎない教育でしょう。教育が一番大事なんでしょう。じゃ、我々議員も町民も、長柄町の中学校の学力レベルというものが把握できない、わからなくたっていいということなんでしょう。非常に私は不合理だと思うんですけども。少なくとも郡内で何番とは言いませんよ。でも、少なくとも千葉県の中で平均が出ているわけですよ。千葉県が64.5%という数値が出ているんですよ。長柄中学校はその平均より上なんですか、下なんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

佐川教育長。

○教育長（佐川和弘君） 町長への報告についてですけども、現在のところは報告してございません。

今、各小中学校ともに分析を進めさせております。つまり、結果を受けてどのような対策を講じるであるとか、こういうところがちょっと悪かったなとか、こういうところはよかったなとか、その辺の分析結果等を集約した段階で、町長のほうには報告をする予定でございます。

それから、千葉県の中でという部分について、何位とかという部分については掌握できません。全国平均や千葉県平均と比べてよかったとか、悪かったという部分ではできます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 私は、先ほど来、ないとは言っていないよ。千葉県の平均点が出ているんですから、正答率が出ているんですから、長柄町も当然出ているんでしょうというこ

と。それを我々にも周知させて、教えてもらえませんかということなんです。町長が承知していないというのはとんでもない話。時間がなければ、終わってから統計が出るまで、統計が出てから大分私はたっていると思うんです。それでまだ町長には報告していないんですか。

そういうことも含めて、町長はそういうのは気になりませんか。長柄町の学校の正答率が、長柄中学校の正答率がどのくらいのポジションでということが気にならないんですか、町長。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 学力試験の功罪というのは、この戦後の日本の教育の中で一番ネックになっております。それはどういうことかといいますと、教育って誰のものなのと。オリンピックでメダルを取るような総合点、平均点が必要なのか。1から100番までの子供たちの一人一人のよさだとか、そういうものが学力でやはり大事なことで、「あなたはきのうより今日、成長しましたね。だからあしたもう少し頑張ろう」と、教育ってそういうものだと私は思います、原則的には。

確かに議員のおっしゃるように、平均的に数学を解く、国語を解く、そういう力も大事でしょうということはあるかもしれませんが、これはいろいろなお子さんがいらっしゃいますから、まして分母が小さい市町村は非常に動きが激しいです。ですから、そういった意味で私は、教育長の裁量になりますが、この道をやってきた者として今お答えさせていただいておりますが、やはり教育というのは、個人個人を我々はどうやって育てていくかと、そういったものの基本を忘れてはいけません。そういう思いでいっぱいでございます。

したがって、わからなくていいのかとお叱りを受けましたけれども、ある程度の教育長から総論的なことでどうなのといったときに、いや、大体千葉県は云々でありますというようなことは伺っております。それは、千葉県も各市町村は、千葉県教育委員会が千葉県の平均を出すだけであって、例えば船橋市が何点だとか、銚子市が幾らだとか、館山市がどうだとか、御宿町、いすみ市がどうだとか、そういうことは出しません。その辺のところはご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 確かに千葉県は、そういう点数の公表はしないというふうに出ておりましたよ。しかし、点数がわかるんですから、その辺だといったって個人によって幅があると思うんです。順位は決めろとは言わないけれども、平均行っているか行っていないか

らいは報告しても私はいんじゃないかと思えますけれども、隠す必要があるのかどうかです
すね。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

佐川教育長。

○教育長（佐川和弘君） 先ほどの町長の答弁の中に、全国標準学力テストに関して、国語A、
国語Bについては平均点を上回っておったという表現があったかと思えます。そういう答弁
をしております。町長の答弁の中に、全国標準学力テストにおいて、国語A、国語Bについ
ては全国平均を上回っておりましたという表現がございました。数学については言わなかつ
たということは、ちょっと低かったというふうに解釈していただいても結構だと思います。
以上です。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） じゃ、教育長、町長に報告してあるんじゃないですか。さっきの答弁
と違うんじゃないですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

佐川教育長。

○教育長（佐川和弘君） 何点とか、そういったことは報告していません。国語については平
均点を上回ってましたよと、数学についてはちょっと低かったですというような報告はし
たということですから、何点で、0.1点上回ったとか2点上がったとかいうような報
告は、具体的には現在ではしておりません。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 何かちょっとさっきと違うような気もするんですけども、少なく
も千葉県単位では、県単位では、こういうふうにネットですぐ全国平均とか、全国一どこか
というのは競争にさらされちゃうんですよ、県自体は。ですから地方も、順位とは言いま
せんけれども、少なくとも全国の平均以上にはなるんだという、させるんだというボトムア
ップ、下から積み上げていく、そういう私は情熱を持ってもらいたいなというふうには思いま
す。

それはもちろん教育だけではありませんよ。それを言うと何でもそうなんですけれども、
しかし、やはり少しでも点数を多くして、それから学力の高い高校に行って、そういう教育
をして将来的な生活の安定につなげるというのは、やっぱりそこから私は来ていると思うん
ですよ。

すぐこう言う人もいるというけれども、そんな確率の問題ですからね。やはり上位の人たちは上位の生活をという形が、これは確率的に言えば統計で出ておりますので、少しでもそういうような、その勉強の方法として、先ほどいろいろな話が本吉議員さんから出ましたけれども、私は、公営の無料の塾をやって全体の学力を上げていく。公営の無料の塾も、3年生になったら進学のそういう公営の無料の塾をぜひやってほしい。

家庭や家族の所得関係によって教育の差ができないように配慮すべき、私、これが公平な教育だと思うんですよ。そのときの先生も、やはり進学塾の先生を呼んでくるぐらいの、私は器量を持ってほしいなと思う。少なくとも3年生の1年間ぐらいは進学塾の先生に勉強を、土日、あるいは祭日、もちろんクラブもあると思いますけれども、空いたときには、やはり体得した人が優秀じゃないというわけじゃないんですけれども、やっぱりその道のプロに指導してもらうことによって、一つでも高い高校に皆さんを誘導できるんじゃないかなと思いますので、ぜひ公営の無料の塾の設営をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

佐川教育長。

○教育長（佐川和弘君） その公営の無料の塾の質問にお答えをする前に、ちょっと幾つかお話しさせてもらってもよろしいでしょうか。

1点目として、全国学力学習状況調査につきましては、公表ができないということではないんですよ。実施要綱の中にこういった表現がございまして、公表する場合には、子供たちのいい面とか悪い面とか、そういったものを中心にやれと。こういう表現がございまして。

「なお、平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと」と、これが文科省の方針でございまして、長柄町のほうとしても同じような状況で行いたいなというのが1点。

それから、学力が伸びた、伸びないというのを判断する材料というのは、確かに平均点とかそれはありますけれども、私の考える学力向上というのは、例えば中学校1年生のときに入った子供たちがおります。その子供たちが2年、3年と伸びる、学年が上がるにしたがって、それぞれが伸びていくこと。これが学力向上だというふうに考えております。ですから、対象が違うとよかったり悪かったりするんですけども、それで一概に学力が伸びた、伸びないというのは、ちょっと一概に解釈するのは何か違うかなと。

そういった意味で、小中学校では、県の標準学力テストというのを毎年3学期の末に実施

しております。それは毎年生徒が受けるわけですので、例えば中学校の今年の3年生については、中学1年生のときの成績と2年生のときの成績を、その一人一人の子供についてどういふに伸びたかというのが判断できる材料と、分析材料となるわけですね。そんなものを見たときには間違いなく伸びておりますので、そういった意味では学力が向上しているという判断をできる一つ材料と考えております。

公営の塾の部分のところですけども、例えば夏休みの部分を多少広げるなり、また時期を拡大するなり、そういった可能な、ちゃんと塾の先生を呼んでという部分については、また資金的な部分とか、いろいろなことが絡みますので、確かにいい先生に教わればというのはあるかと思うんですけども、そんなところで、少しずつ拡大する方向で検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 残り時間が少なくなりましたけれども、今、教育長から順位云々といった、それは町村単位だと思うんですよ。確かに文科省のほうからそういうような話が出ております。しかし、県単位では順位が公表されているんですよ。県単位では。これを細分化しろというふうには文科省は確かに言っておりません。

しかし、それが一つの指針となって、我が地域の学力がどうなんだということを課題にして、どういうことをしていくかということも、ここに実質調査で書いてあるんですよ。学校、教育委員会とも、全国的義務教育の機会均等と、その水準の維持向上の視点から、各地域における児童・生徒の学力・学習状況を把握・分析、これが一つの点数だと思うんですけども、これにより教育及び教育施設の成果と課題を検証し、その改善を図っていく。これが目的なので、ぜひとも、もう少しでも上を目指して、そういうような教育の改善に取り組んでほしいなというふうに思います。

今、先ほど来皆さんが言っていますけれども、人口の減少というのは喫緊の課題と、私も昔から言っておりますけれども、教育レベルの高いところには人が集まるんだというのが私の教育理論なんですけれどもね。これが全てじゃないと思いますけれども、少なくとも教育というのは、町長だってこの中に言われておりますよ。源は揺るぎない教育だというふうに言われているんですから、ぜひ、ほかの町とは違うような教育体制をつくってやってほしいなというふうに要望いたしまして、時間がありますけれども、質問を終わりたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 以上で、大岩芳治君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日15日は午前10時に開会としますので、ご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時03分

平成29年長柄町議会第3回定例会会議録

議事日程(第2号)

平成29年9月15日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 1号 千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 4 議案第 2号 契約の締結について(町道3033号線道路改良工事)
- 日程第 5 議案第 3号 平成28年度決算認定について
- 報告第 1号 平成28年度長柄町健全化判断比率について
- 報告第 2号 平成28年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について
- 報告第 3号 平成28年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率について
- 日程第 6 議案第 4号 平成29年度長柄町一般会計補正予算(第2号)
- 議案第 5号 平成29年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第 6号 平成29年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 同意第 1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 8 同意第 2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 9 同意第 3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 同意第 4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 議員派遣について
- 日程第12 閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(12名)

1番 川嶋朗敬君

2番 鶴岡喜豊君

3番 池沢俊雄君

4番 三枝新一君

5番	本吉敏子君	6番	山根義弘君
7番	古坂勇人君	8番	関民之輔君
9番	大岩芳治君	10番	神崎好功君
11番	星野一成君	12番	月岡清孝君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	総務課長	蒔田功君
企画財政課長	白井浩君	税務住民課長	石井正信君
健康福祉課長	小林敬二君	建設環境課長	内藤文雄君
産業振興課長	若菜聖史君	会計管理者	大塚真由美君
こども園長	安田昭子君	教育長	佐川和弘君
学校教育課長 兼給食センター長	石井一好君	生涯学習課長 兼公民館長	松本昌久君
選挙管理委員会 書記長	蒔田功君	農業委員会 事務局長	若菜聖史君
監査委員	風戸不二夫君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田孝一	議会書記	安部吉輝
--------	------	------	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（月岡清孝君） ただいまの出席議員は12名全員であります。

地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程については、印刷してお配りしてあるとおりです。

なお、こども園長より遅れるとの連絡がありましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（月岡清孝君） 日程第2、一般質問を行います。

先日からの一般質問を続けます。

◇ 山 根 義 弘 君

○議長（月岡清孝君） 6番、山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 皆さん、おはようございます。6番、山根でございます。よろしくお願ひします。

私もいよいよ高齢者の仲間入りをしまして、約1年が経過しようとしております。幸いに

も認知症にはいまだ至っていないと、私自身はそういうふうに思っていますけれども、聞き取りのメモをとる回数が増えて、記憶力の低下は否めないというようなことで、せめて健康寿命だけはと願う今日このごろでございますけれども、こういうことを言っている間は非常に日本も平和だなという気もしますが、今朝も6時57分ごろ、北朝鮮からミサイルが発射されたということで、既に皆さんご存じのとおりでございます。日本の上空の通過がこれで6回目というようなことございまして、こんな安穩としていていいのかなというような気がします。

Jアラートの中では警戒区域として、隣の茨城県なんですね。まさに隣の県です。そんなような状況の中で、少し緊張感も持たなければいけないなというふうに自己反省をしているところでございます。

今回の質問については、過去に質問させていただいた項目をベースにしておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

1項目めでございます。

圏央道スマートインターチェンジ計画に伴う土地利用計画についてでございます。

(仮称)茂原長柄スマートインターチェンジ事業は、平成32年4月の供用開始に向けて着工されております。私は、平成24年12月及び平成26年12月議会の一般質問において、当該事業は、活力のある町づくりに資する事業効果を期待するものでもあるが、いまだにランドデザインが描かれていないということに一抹の不安があることから、町長は茂原長柄スマートインターチェンジ事業効果をどのように期待し、どのように利用していこうとするのか、お聞きいたしました。

また、平成27年6月議会の一般質問においても長柄町の活性化の基盤をなす都市マスタープラン、つまり土地利用計画は、我が町の将来を展望した点と線、そして面をつなぎながら、豊かな自然との調和の上でなされる長柄町のあるべき姿が描き出されているものであるとした上で、さまざまな課題を抱える現在、特に多様な産業振興こそが雇用の場を生み出し、人口流出問題等の切り札であり、安定的な財政運営を可能とするものであり、また新たな圏央道スマートインターチェンジ事業計画が加わったことから、基礎をなす新たな土地利用計画の策定、つまり長柄町都市マスタープランの見直しを検討すべきである旨の提言をさせていただいた経緯がございます。

そこで、お聞きいたします。

地域住民との協働参画によるスマートインターチェンジ周辺の土地利用計画の策定を早急

になすべきではないかと提案いたしますが、いかがか、お聞きいたします。

次に、2項目めでございます。

長柄町農林業振興基本計画の策定についてでございます。

本件については、平成24年6月議会でやはり一般質問させていただいた経緯がありますが、町執行部の答弁は、耳を疑うような内容でございました。質問趣旨を理解していただけず、残念な思いをしたものでございます。

そこで、新たなかじ取り役として4年目を迎えた清田町政において、改めて長柄町農林業振興基本計画の策定について、提案させていただくものでございます。

地域の活性化は、地域資源である土地、人、環境、文化、教育、福祉、歴史等の多様な資源を最大限に生かす取り組みが必要であるというふうに言われています。各自治体、あるいは、各地域の特色を生かした取り組みが肝要であり、本町においては、農業を核とした地域活性化の礎を先輩諸氏が築き上げてきてくれました。

一方、国策としての農業経営基盤強化促進法は、大規模農業経営者育成を柱に据え、効率的、安定的な持続可能な足腰の強い経営体を目指しており、WTOやTPPも含め、農業のグローバル化が進む中で、必要不可欠、喫緊の課題であります。

しかしながら、本促進法に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の策定が全国市町村一律に課せられ、本町においても平成22年6月に改定し、現在に至っており、形骸化した感が否めません。

本促進法の趣旨である効率的かつ安定的な農業経営は、基本的なことであり、重要であります。ところが本構想においては、長柄町における営農累計による個別経営体、あるいは組織経営体がなし得る農用地利用面積シェアは27.8%、目標年次は10年後とされており、これが達成できたとしても、残りの70%の農地はどうするのでしょうか。

また、兼業あるいは高齢農業者、女性の起業家育成等はどうのような位置づけとなるのかなどなど、さらには農業を核とした他産業との異業種間交流や観光、文化、歴史、福祉、教育等も視野に入れた地域全体の活性化が必要不可欠であります。本構想では多様性に満ちた地域の目指すべき実情と乖離しており、それを補完する施策体系が必要であるというふうを考えます。我が町の現状を踏まえた中で、例えば農地を守るという視点での長柄町農林業基本計画を策定し、農業を核とした町全体の活性化につなげたいというふうを考えます。

幸いにして、我が町も行政や農家、あるいは関係機関のご努力により、多彩の農業施策を図っておりますが、改めて長柄町農林業振興基本計画にそれらも組み入れ、そして体系的に

整理することにより、多様な他産業との連携や観光、文化、歴史、教育、福祉、環境等との施策展開が可能となり、さらなる多様な施策展開が見えてくるというふうに思います。また、個々の農家、あるいは住民の方々が町の施策に自分がどのようにかかわっているのか、理解しやすくなり、協働の町づくりの一助にもなるというふうに確信いたします。

そこで、さらなる地域活性化を目指し、長柄町独自の農林業振興基本計画の策定について提案いたしますが、いかがお考えでしょうか、お聞きいたします。

3項目めでございます。

高齢者保健福祉計画第7期介護保険事業計画等についてでございます。

高齢者保健福祉計画第6期介護保険事業計画が本年度で終了いたしますことから、現在第7期事業計画の策定に向けて準備していることと思います。本年の6月議会において、認知症社会における問題と認知症対策についての一般質問の中で、介護離職者の問題も述べさせていただきました。町では町在宅介護実態調査を実施し、介護離職者の実態を調査することですが、そこでお聞きいたします。

1点目でございます。

町在宅介護実態調査に基づく介護離職者の実態とその対応について、どのように考えるのか、お聞きいたします。

次に、本年4月までに介護保険から切り離されて、市町村事業に移行した軽度の要介護者向けサービスについてでございますけれども、新聞報道によれば、共同通信社が実施したアンケート調査で、県内54市町村のうち24団体、44%が運営に苦慮していることが判明しております。反面、順調と回答があった市町村は15団体、28%、どちらとも言えないが13団体でした。このどちらとも言えない13団体というのは、比重的にはやはり苦慮しているというふうに考えてよろしいのかなというふうに思います。長柄町では、平成28年度より介護予防・日常生活支援総合事業をこれに取り組んでおりまして、本年度で2年目ということになります。

そこで、お聞きします。

2点目ですが、介護予防・日常生活支援総合事業における問題点と対応についてお尋ねいたします。

さらに、政府は介護予防・日常生活支援総合事業に引き続きまして、要介護1及び2の市町村への移行計画についても検討している旨の掲載が新聞報道の中で掲載されていまして。これについても県内35市町村が移行拡大に反対しているようでございます。いまだ総合事業

の検証もなされていない中で、余りにも無謀かつ無責任ではないかというふうに考えますが、要介護1及び2の市町村への移行計画について、長柄町はどのように考えているのか、お聞きします。

以上で1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 山根議員のご質問にお答えいたします。

1項目めの圏央道スマートインターチェンジ計画に伴う土地利用計画についてのご質問でございますが、この件につきましては、3年前に議員からご質問、またご提案をいただき、その際現在の都市マスタープランを尊重しつつ修正すべき点は修正し、取り組んでいく旨、答弁を申し上げました。

ご承知のとおり、茂原市と共同事業として実施しております本事業は、その後各種詳細設計、用地取得など、順調に進捗し、既に一部では工事着手をしております。ようやく徐々ではありますが、形が見え始めてきました。この状況で改めて考えるに、インターチェンジの開設に伴い、広域交通、地域間交通など、新たな交通が発生し、近い将来開発、建設需要が高まることが予想されます。また、本町の玄関口として、観光振興を初めとした地域活性化に向けた取り組みが一層期待されるものと認識しております。

町といたしましては、これまでのように一律に農地保全、農業振興一本で、いわゆる事業化を抑制するばかりではなく、都市計画でいう市街化調整区域としての緑豊かな環境を守りながら、地域の活性化に向けて一定の開発や建築を計画的に誘導する土地利用計画を示すことが求められていると認識しております。

現在の長柄町都市マスタープランは、策定から25年近く経過し、人口フレームの誤差や民間開発プロジェクト計画の頓挫など、現状との乖離も多く、加えて何よりも本スマートインターチェンジが描かれていないことから、見直しの必要は高いものと認識しております。

以上のことから、プランの見直しにつきましては、必要であると考えるところでございますが、1点、総合計画とのスケジュール的な問題があることから、時期に関しましては、今後もう少し検討させていただきたいと存じます。

ご提案の地域住民の協働参画による計画の策定につきましては、この町の将来像を描く作業でもありますので、ぜひとも多くの方の思いを反映できるような手法で検討をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2項目めの長柄町農林業振興計画の策定についてお答えいたします。

近年、農業従事者の高齢化や農作物の価格低迷などにより、農業、農村を取り巻く環境は大きく変化しております。社会情勢の変化に対応した農業施策が必要となっております。

このような課題に対応するため、町では第4次総合計画に基づく平成28年度から平成32年度までの5年間を目標にした後期基本計画に基づき、多様な施策を展開し、地域農業の進展に努めておりますが、議員がご提案する農林業振興基本計画の策定は、持続可能な農業振興を行うため、町民全員が課題を共有し、農業を中心とした地域の活性化を図る上で、有効な手段であると考えております。

まずは先進事例などを研究し、前向きに検討してまいりたいと存じます。ご理解賜りたくお願い申し上げます。

次に、3項目めの高齢者保健福祉計画第7期介護保険事業計画等について、お答えいたします。

初めに、1点目の町在宅介護実態調査に基づく介護離職者の実態とその対応についてとのご質問でございますが、本計画は介護保険法の規定に基づき、3年を1期とし、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画を策定するものであります。

自宅介護実態調査につきましては、要介護認定を受けていて、自宅で生活をされている方を対象に実施したものであります。本調査を見ると、主な介護者の離職者は15人であり、各年齢層の割合で見ると、50歳未満の方が4名で8.7%、60から70歳代の方が10名で13.9%、80歳以上の方が1名で5%でした。人数、割合とも60から70歳代の方が最も多い結果でありました。

町といたしましては、家族の介護負担を軽減するために、第6期介護保険事業計画で計画しております特別養護老人ホームが平成31年3月に開設を予定しておりますので、この特別養護老人ホームに期待したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2点目の介護予防・日常生活支援総合事業における問題点と対応についてとのご質問でございますが、平成28年度より総合事業は、これまでの全国一律のサービスではなく、市町村が運営することにより、自由度が高くなり、地域の実情に応じたサービスを創意工夫によって提供できるようになりました。

介護保険サービスで言いますと、訪問介護と通所介護が総合事業に移行されましたが、町にはそれぞれ2カ所しかサービス事業所はありませんので、既存のサービス事業所のメニューを増やすのではなく、介護予防推進委員及びサポーターの強みを生かし、そのほかの生活

支援サービスである訪問型サービスや通所型サービスの一体的提供など、高齢者サロンの継続やごみ出し、買い物代行などの実施を現在検討しております。

また、ボランティアをすることで、参加者自体が役割を持ち、みずから元気になることは、まさに介護予防の一端と考えられますが、担い手の数に限りがありますので、今後新たな担い手をどう確保していくかが課題となります。今後、担い手を増やしていくためにサポーター研修の拡充など、新たな担い手を確保する態勢を整えていきたいと考えております。

次に、3点目の要介護1及び2の市町村への移行計画について、長柄町はどのように考えているかのご質問でございますが、平成27年7月末現在で要介護認定を受けている方は359名、うち要支援1、2の方が29名、要介護1の方が66名、要介護2の方が107名で全体の56%を占めております。現在、要支援サービス利用者のうち17名の方を居宅介護支援事業所のケアマネージャーに委託しておりますが、受け入れ可能な事業所が少なく、委託先を探すのに、今の人数でも苦慮しているのが現状でございます。

今後、要介護1、2が市町村に移行されるとケアプランを受け入れてくれる事業所が少ないことから、介護が利用できなくなる可能性もありますので、現状では支持できないものと考えております。

以上、山根議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） それでは、自席から2回目の質問をさせていただきます。

1項目めの圏央道スマートインターチェンジ計画に伴う土地利用計画についてでございますけれども、平成25年6月議会の一般質問におきまして、首都圏中央自動車道の開通に相まって、東京、成田方面へのアクセスの選択肢として、町民の利便性や町の活性化等を図るため、高速バスが有効な手段というふう考えることから、運送事業者との提携を図り、町内にバスターミナルを誘致すべく提案をした経緯がございます。先般、茂原市の当該住民の方から土地利用計画の一つとして、高速バスのターミナル計画を茂原市の地域選出市議会議員とともに行政当局に要望しており、長柄町との連携が図れないかというふうに相談されたところでございます。

このように土地利用計画について、茂原市ではスマートインターチェンジ計画に伴い、より具体的な土地利用計画が行政と地元住民により画策されているようでございます。本計画の動向については、既に町執行部でも情報が入っておるといふふうに思いますので、高速バスのターミナル計画について、町のご意向をお聞きしたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長、白井浩君。

○企画財政課長（白井 浩君） 高速バスターミナルの計画についてということで、公共交通政策の関係上、私のほうからご答弁申し上げます。

先ほど町長の答弁にもございましたけれども、このスマートインターチェンジは、鉄道駅のない本町にとりまして、まさに待望の町の玄関口となるものと期待をしております。

そのようなことから、今後バス事業者を初めといたしました関係機関との意見調整、また先進事例などを調査、研究し、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） このバスターミナル計画について、どのような形で決着するかわかりませんが、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、2項目めの長柄町農林業振興基本計画の策定についての2回目でございます。

昨年12月に町農業委員会と町議会での交流会を行いました。その中で、長柄町農林業振興基本計画の策定についてのご意見を伺った経緯があります。CCRC事業との関連性や人口減少問題等との切り口になることを踏まえて、異口同音に賛同を得られたというふうに思っております。

また、先般ある農家に稲刈りの手伝いに行きました。お昼休みのひとときに聞いた話なんですけれども、女子大生の娘が今年の夏に夏休みに3回も学友を誘って宿泊していったとのことでした。外国の留学生の方もいたようでございますけれども、来年もまた宿泊し、農家体験をしたいとのことであったということで、そんなに喜んでくれるなら、いっそのこと農家民泊を始めてみたいというふうに考えたそうで、町にぜひ相談したいと、そんなことを言っておりました。

また、先日NHKの報道で、農福連携の報道がなされていたこともございます。さらに、長南町には、障がい者専用の企業向け貸し付け農園を行っているわーくはびねす農園茂原ファームがオープンしております。

このように、年々社会構造は少しずつ変化していきます。それに呼応した体系的な基本計画がなければ、行き当たりばったりの施策の連鎖が効率的な施策展開の妨げになりますことから、長柄町農林業振興基本計画の策定について、ぜひ早急に、かつ前向きにご検討願いた

いというふうに考えます。これについての答弁は不要でございます。

3項目めの高齢者保健福祉計画第7期介護保険事業計画等についての2回目でございますけれども、1点目の町在宅介護実態調査に基づく介護離職者の実態とその対応について、第7期事業計画の取り組み姿勢についてお聞きをいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

健康福祉課長、小林敬二君。

○健康福祉課長（小林敬二君） 山根議員のご質問にお答えいたします。

その前に、先ほど町長答弁の中で一部ちょっと訂正がございますので、訂正のほうをさせていただきますと思います。

3点目の説明の中でございますけれども、要介護の認定を受ける方の人数の報告の中で、平成27年7月とご発言がございましたけれども、平成29年7月末現在ですので、29年のほうに訂正のほうをお願いしたいと思います。

それと、あと先ほどの山根議員のご質問でございますけれども、こちらにつきましては、第6期の介護保険事業計画におきまして、特別養護老人ホームを平成31年3月に開設予定でございます。その規模といたしましては、ユニット型の個室が30床と在来型の多床室が30床の合計60床と老人短期入所施設といたしまして、10床を併設した施設を計画しておるものがございます。

それと、あとこの施設が満床で入所できない方などの対応といたしまして、施設に空きができるまでの間、在宅サービスの充実を考えていきたいと思っております。

また、通所介護は、昼間の支援に引き続き夜もそのままデイサービスに泊まれるお泊まりデイや訪問介護も24時間サービスを受けられる等の態勢を検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 3項目めの高齢者福祉の関係ですけれども、2点目として介護予防・日常生活支援総合事業における問題点と対応についてでございますけれども、ボランティアの新たな担い手を確保するための方策を打つということでございますけれども、マンパワーの不足もあるのではないかというふうに思います。

ボランティア問題については、本件だけではなく、あらゆる施策において、共同参画社会の形成が肝要であると思っておりますが、我が町の共同参画社会の形成は未熟であり、そもそも新たな仕組みづくりができていないのではないかというふうに考えますが、その辺はいかがか、

お聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

総務課長、蒔田功君。

○総務課長（蒔田 功君） ただいまの共同参画社会の形成について、仕組みづくりができていないのではないかという点について、ご答弁申し上げます。

まず、ご指摘のとおり、共同参画社会の形成は、町としても各種事業の重点項目として位置づけております。町総合計画におきましても、行政改革にいたしましても、重点項目として位置づけているところでございます。

取り組みといたしますと、介護予防、あるいは日常生活支援総合事業などのボランティアの発掘、養成などの事業の中で、そういった意識を醸成していこうと、あるいは別の事業で言いますと、エコドライブでありますとか、町美化運動、あるいは自主防災組織などもそういった協働の意識を醸成しようというようなところで取り組んでおるところでございますけれども、山根議員がご指摘のとおり、まだまだ共同参画社会の形成は未熟であると、町としてもそのように認識しているところでございます。

というところで、今後別なアプローチ、これからまた内部でも協議してまいります、共同参画の旗印のようなものを考えていかなければいけない段階にいるのではないかと考えています。早急にそういった対応をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、答弁いたします。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 3項目めの部分なんですけれども、3点目で要介護1及び2の市町村への移行計画についてということなんです、政府が介護予防・日常生活支援総合事業に引き続きまして、要介護1及び2の市町村への移行計画について、検討していることについて、先ほどの町長の答弁では、町は支持できないとのこととあります。

支持できないということは、つまり反対であるということであると思っておりますけれども、そういうふうに理解いたしますが、よって本件については、県あるいは全国町村会での議論が必要であるというふうに考えます。長柄町だけの問題ではないということとありますので、町長はその辺どういうふうになされるのか、そのご存念を伺いたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議員ご指摘のとおり、要介護1、2が市町村のほうへ移行されるという計画につきまして、過日新聞報道がなされたところであります。

細かいことは別として、我が町といたしましては、他の市町村については、新聞報道では細かいことはわかりません。しかし、本町でそれがもし実行していただきたいということになれば、いろいろな面で実は問題があるということが言えるかというふうに思います。そのことについては、先ほどご答弁させていただきましたが、ケアプランの事業所がないとか、いろいろな面でこの小さな町では無理だということを私は考えております。

そういった中で、今後どうするかという話になりますが、長生郡市がまず前もって首長さん方、また関係の方々おりますので、国の方針について、長生郡市の市町村の考え方はどうなんだというようなことから、県内のいわゆる、今ご指摘のとおり県内の町村の首長さん方、そういったところでこの問題を長柄町から発信して、どう考えていくかというようなことで、私からもある一定の期間において、職責においてご提案をさせていただきたい、考え方を申し述べさせていただきたいというふうに思っています。

現時点では、まだ細かいことはわかりませんが、いろいろな観点からしますと、先ほど議員が申しあげましたように、町としては、それだけのことがうまくできないということで、この件につきましては、支持できないということで今のところ申し上げておきたいというふうに思っております。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） わかりました。

ただ、政府のほうで方針を出してしまってから反対というか、そういう声を出してもそれは時既に遅しということですので、今のうちからちょい出しで、そういう情報をどんどん発信していただきたいというふうに考えます。

それでは、3回目の質問をさせていただきます。

3項目めの高齢者保健福祉計画の件でございます。

2点目の介護予防・日常生活支援総合事業における問題点と対応についてでございますけれども、要介護1及び2の市町村への移行計画が実施されれば、介護予防・日常生活支援総合事業とダブルでの痛手をこうむるということにもなることから、さらなる職員のマンパワーの不足を懸念するというところでございます。

職員の頭数だけで済むのであれば、臨時職員の導入で済むかもしれませんが、専門性やより高度な職責を果たすためには、先を見越した人事管理が求められるというふうに思

います。そもそも町の職員定数管理計画に無理があるのではないかというふうに考えますが、いかがか、お尋ねいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましてのマンパワー不足のご指摘、両事業ともただいま苦戦している現状は、承知しております。

また、諸事の事情によりまして専門職が現状欠けているところも当然承知しておりまして、このままでよいというふうには考えておりませんで、介護予防・日常生活支援事業も初め、重点事業については、めり張りのある職員配置をしていきたいと。また、特にこの事業につきましては、専門職が不可欠であるということがございますので、それらの確保等についてもただいまこれから確保について、今考えているところでございます。

ただ、1点、人口も減少している中で、定員管理計画、これらについては、財政の健全化、あるいは職員配置の適正化等の観点からも、その辺は踏まえまして、事業の推進を図ってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○6番（山根義弘君） 今の3回目の質問については、1点集中のことでお聞きしたわけではなくて、町全体、役場全体のことも含めて、お尋ねしたわけでございますけれども、行政経営という観点からすれば、この定数管理をきつくしていくといたしますか、どんどん見直していくと、そういうことは十分理解はできます。

ただ、一方行政というのは、サービス業という側面があるのではないかなというふうに思います。サービス業というような側面で見えていきますと、この言葉がいいかどうかは別としまして、ある程度余裕の形がないと、適切なサービスを住民に対して対応できないというようなことも十分考えられると思います。

要は、きちきちの中で、果たしてサービス業というのができるのかなという部分ですね。その辺もひとつ考えていっていただきたいというふうに思います。業務の滞りがあってはならない。ただし、人員が余っていてもいけない、非常に難しい選択だとは思いますが、その辺はうまく調整をしながら、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長（月岡清孝君） 以上で、山根義弘君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午前10時55分といたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時54分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） それでは、日程第3、議案第1号 千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、現在千葉県内の全市町村が千葉県町村会へ委託し、共同処理をしている軽自動車税の賦課徴収に関する申告書の受付事務について、新たに千葉縣市町村総合事務組合の事務として共同処理するため、共同処理事務を追加するための規約改正について協議するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第4、議案第2号 契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第2号 工事請負契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本事業は、平成24年度より国土交通省からの社会資本整備総合交付金を受けて実施する事業で、事業の開始から6年目を迎えます。事業内容につきましては、町縦貫道路の高山十字路から国道409号線に接続する一級幹線町道の整備であり、宅地が連続する集落道と耕作地が続く農道としての役割を持っている幹線町道の整備事業であります。道路の規格は、接続する町道2154号線と同等の整備をするもので、昨年度より国道409号線側から工事に着手しております。

このたびの工事契約は、高山十字路から大庭へ向かう切り割り、左側のり面の一部掘削を行い、その土砂を利用し、水田部分の土台盛り土を実施するものであります。事業の実施に当たり、去る8月28日に指名競争入札を執行したところ、5,529万6,000円で長生郡長柄町立鳥391番地、株式会社三橋土木、代表取締役三橋裕氏が落札し、仮契約を締結いたしました。

よって、地方自治法第96条第1項第5号の定めによる議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に該当することから、議会の議決を求めるもので

ございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） ちょっと何点かお聞きいたします。

まず、請負比率をお聞きしたいと思います。そして、予定価格、これは公開しているかどうか、お聞きします。また、入札方法ですけれども、札入れで行っているのか、電子入札云々やっているのか、また指名か一般競争入札か、失礼いたしました。指名ということで、これはいいです。指名業者は何社であったのか、お願いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

まず、1点目の請負比率ですが、本件につきましては96.67でございます。

次に、予定価格の公表についてですが、本町は事後公表としております。

入札につきましては、電子入札でございます。

それから、指名業者数については9社でございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 以前に請負比率を聞いたときに99点何パーセントだと、そういう数字を聞きまして、私はびっくりしちゃったんですけれども、予定価格を公表していないで事後公表ということなんですけれども、私考えたんですけれども、予定価格を事前に公表していれば、その予定価格よりも高く入れる業者はいないと思うんですよ。高く入れちゃえば失格ですから、そうすれば例えば1万円で予定価格を設定した場合、今回は96%ですから、少しはいいかなと思うんですけれども、ほかの6社がそうしたら9,900円、9,800円、9,700円、落札した人が9,600円と、そういう感じだと思うんですけれども、99点何パーセントとか、そういうのは、私にしてみれば信じられないんですけれども、ですからできるものであれば、予定価格、事後公表じゃなくて事前公表、そのようにするのが望ましいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 予定価格の公表につきましては、事前の公表は全く問題ありません。私どもといたしますと、事前の公表よりも事後公表のほうがいいんじゃないかということで今やっているんですけれども、事前に公表すること自体は何ら問題はないというふう認識しております。

参考までに、郡内で言いますと、本町と茂原市が事後公表、白子町は非公開、その他の4町村は事前の公表ということでございます。それらについては、また内部で協議して、事前公表自体は全く問題ないところでございますので、ちょっと詰めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） それでは、公開につきまして、また私が検討と言うと怒られちゃいますけれども、考えてもらいたいと思っております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） ほかにございませんでしょうか。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 今の事前公表と事後公表なんですけれども、事後公表をやっている行政がその後事前公表に例えば変更して、改めてまたそれが事後公表になったそういう市町村があるのかどうかですよね。仮に1回やってみてダメだったら、またもとへ戻すと思うんですけれども、今まで事前公表という行政は余り少なかったと思うんですけれども、どんどん多くの自治体で事前公表ということであれば、事前公表のほうが望ましいんじゃないかということ推測することができると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 原則とすると、事前公表が望ましいということになっております。

各団体によって細かいことは違うんですけれども、事前公表することによって、公正な競争が阻害とまで言いませんけれども、できなくなるようなおそれもあるということで、本町については事後公表の立場ですけれども、事前公表が原則ということで県ではあるんですけれども、若干今の流れでは事前公表が原則だけでも、事後公表もあり得るというようなちょっとニュアンスが変わってきていますので、この辺を見極めながら、適正な入札の執行に努めていきたいというように思っております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 契約の締結について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。

すぐ再開いたしますので、少々お待ちください。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時07分

○議長（月岡清孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第3号、報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（月岡清孝君） それでは、日程第5、議案第3号 平成28年度決算認定について、報告第1号 平成28年度長柄町健全化判断比率について、報告第2号 平成28年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、報告第3号 平成28年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率について、いずれも平成28年度決算関係でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第3号 平成28年度長柄町一般会計及び各特別会計の決算につきまして認定を賜りたく、その内容についてご説明申し上げます。

平成28年度の各会計につきましては、本年5月末日をもって出納閉鎖いたしました。その決算関係書類は、去る8月1日、地方自治法第233条第1項の規定に基づき、会計管理者から提出されました。

よって、同条第2項の定めるところにより、8月23日、24日、25日の3日間にわたり、町監査委員に審査をお願いいたしました。その結果、別冊のとおり決算意見書が提出されておりますので、同条第3項に基づき、これを添付して本議会の認定に付するものであります。

その概要を申し上げますと、まず一般会計の決算額では、歳入総額41億6,780万9,904円、歳出総額39億9,955万4,866円で、歳入歳出差引残額は1億6,825万5,038円であります。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額12億8,420万7,561円、歳出決算額11億5,912万6,970円で、歳入歳出差引残額は1億2,508万591円であります。

次に、農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入決算額5,500万7,040円、歳出決算額5,493万4,068円で、歳入歳出差引残額は7万2,972円であります。

次に、介護保険特別会計につきましては、歳入決算額7億6,590万6,559円、歳出決算額6億7,871万2,710円で、歳入歳出差引残額は8,719万3,849円であります。

次に、浄化槽事業特別会計につきましては、歳入総額5,561万686円、歳出決算額5,555万5,979円で、歳入歳出差引残額は5万4,707円であります。

最後に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額7,418万5,447円、歳出決算額7,312万8,620円で、歳入歳出差引残額は105万6,827円であります。

本町における各会計の決算総額は、歳入で64億272万7,197円、歳出で60億2,101万3,213円となります。歳入歳出差引残額は3億8,171万3,984円であります。

なお、各会計の歳計剰余金は全額を平成29年度へ繰り越すものであります。

以上、平成28年度各会計の決算について報告とさせていただきます。

続きまして、報告第1号 平成28年度長柄町健全化判断比率について、報告第2号 平成28年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、報告第3号 平成28年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率についてご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、地方公共団体の財政の健全性の基準、早期健全化基準及び財政再生基準並びに経営健全化基準を設け、各基準を超えると地方公共団

体は各計画を策定し、財政上の措置を講ずることにより、財政健全化を図ることになります。

また、この基準の比率のうち、健全化判断比率については4つの指標であらわされますが、本町はいずれも国の定める基準以下でございました。その内容は、地方債の元利償還金の減少、基金の増加などにより平成27年度より改善したものになっております。

なお、資金不足比率については、農業集落排水事業特別会計及び浄化槽事業特別会計の両会計の資金不足はございませんでした。

以上、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見書を付して報告するものであります。

なお、平成28年度各会計の決算につきましては、会計管理者に補足説明させますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

大塚会計管理者。

○会計管理者（大塚真由美君） それでは、議案第3号 平成28年度各会計決算につきまして、補足説明を申し上げます。

歳入は収入済額を、歳出は支出済額を説明させていただきます。

それでは、お手元の決算書5ページ、6ページをお開き願います。

一般会計歳入決算です。

1 款町税12億9,714万1,312円、1 項町民税 4 億6,327万9,088円、2 項固定資産税 7 億6,268万808円、3 項軽自動車税2,436万450円、4 項町たばこ税4,682万966円、5 項入湯税ゼロ円。

2 款地方譲与税6,053万円、1 項地方揮発油譲与税1,768万円、2 項自動車重量譲与税4,285万円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金74万3,000円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金326万5,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金240万4,000円。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金 1 億3,108万1,000円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金5,838万2,856円。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金1,619万3,000円。

9 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金105万4,000円。

10 款地方交付税、1 項地方交付税10億3,998万4,000円、内訳は普通交付税で 9 億3,484万

4,000円、特別交付税で1億514万円です。

11款交通安全対策特別交付金、1ページお進みいただきまして、1項交通安全対策特別交付金193万8,000円。

12款分担金及び負担金2,451万1,670円、1項負担金2,137万6,670円、2項分担金313万5,000円。

13款使用料及び手数料6,493万7,501円、1項使用料5,998万7,061円、2項手数料495万440円。

14款国庫支出金2億7,496万1,893円、1項国庫負担金1億2,218万6,574円、2項国庫補助金1億5,020万7,400円、3項委託金256万7,919円。

15款県支出金2億4,090万7,018円、1項県負担金8,587万9,326円、2項県補助金1億3,361万8,429円、3項委託金2,140万9,263円。

16款財産収入1,276万1,970円、1項財産運用収入1,271万5,670円、2項財産受払収入4万6,300円。

17款寄附金、1項寄附金6,291万6,775円。

18款繰入金2億4,502万7,121円、1項基金繰入金2億4,134万8,600円、2項特別会計繰入金367万8,521円。

19款繰越金、1項繰越金1億6,114万1,170円。

20款諸収入1億532万8,618円、1ページお進み願います。1項延滞金加算金及び過料188万4,345円、2項預金利子5万5,227円、3項雑入1億338万9,046円。

21款町債、1項町債3億6,260万円。

歳入合計では予算現額41億9,685万2,000円、調定額42億3,603万1,428円、収入済額41億6,780万9,904円、不納欠損額1,143万8,584円、収入未済額5,678万2,940円です。

続きまして、11ページ、12ページをお開き願います。

一般会計歳出決算です。

1款議会費、1項議会費7,623万8,243円。

2款総務費8億4,290万3,360円、1項総務管理費7億1,213万5,495円、2項徴税费8,473万3,077円、3項戸籍基本台帳費3,484万7,379円、4項選挙費1,035万3,268円、5項統計調査費32万899円、4項監査委員費51万3,242円。

3款民生費8億8,199万3,371円、1項社会福祉費6億4,036万5,129円、2項児童福祉費2億4,162万8,242円、3項災害救助費ゼロ円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費 3 億9,508万478円。

5 款農林水産業費 1 億4,941万9,163円、1 項農業費 1 億4,833万6,693円、2 項林業費108万2,470円。

6 款商工費、1 項商工費2,002万8,223円。

7 款土木費 3 億9,996万7,163円、1 項土木管理費 2 億232万7,979円、2 項道路橋梁費 1 億7,732万1,900円、3 項河川費849万7,448円、4 項住宅費1,181万9,836円。

8 款消防費、1 ページお進み願います。1 項消防費 1 億4,452万9,528円。

9 款教育費 4 億2,497万3,812円、1 項教育総務費4,655万3,248円、2 項小学校費 1 億6,869万6,662円、3 項中学校費7,399万9,257円、4 項社会教育費5,394万892円、5 項保健体育費8,178万3,753円。

10 款災害復旧費 3 万6,600円、1 項農林水産施設災害復旧費 3 万6,600円、2 項公共土木施設災害復旧費ゼロ円。

11 款公債費、1 項公債費 3 億361万2,255円。

12 款諸支出金 3 億6,077万2,670円、1 項普通財産取得費ゼロ円、2 項基金費 3 億6,077万2,670円。

13 款予備費ゼロ円。

歳出合計では、予算現額41億9,685万2,000円、支出済額39億9,955万4,866円、翌年度繰越額は 1 億2,446万4,000円で、その内訳ですが、2 款総務費、1 項総務管理費において戸別受信機外部アンテナ設置事業及び個人番号カード関連事務委託等に係る交付金業務で1,307万7,000円。

7 款土木費、1 項土木費にておいては、地籍調査業務で756万円、2 項道路橋梁費においては、橋梁長寿命化修繕事業、町道3033号線道路改良事業及び（仮称）茂原長柄スマートインターチェンジ設置事業として6,199万7,000円。

9 款教育費、4 項社会福祉費においては、公民館空調設備設置事業、公民館建設に伴う設計業務及び測量業務として4,183万円の繰り越しです。

不用額は7,283万3,134円、歳入歳出差引残額は 1 億6,825万5,038円で、全額を平成29年度へ繰り越しました。

続きまして、19ページ、20ページをお開き願います。

平成28年度国民健康保険特別会計歳入決算です。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税 2 億3,393万4,134円。

2 款一部負担金ゼロ円。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料 6 万 779 円。

4 款国庫支出金 1 億 9,496 万 3,536 円、1 項国庫負担金 1 億 5,668 万 7,536 円、2 項国庫補助金 3,827 万 6,000 円。

5 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金 1,611 万 9,814 円。

6 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金 3 億 3,126 万 9,593 円。

7 款県支出金 6,078 万 3,695 円、1 項県負担金 800 万 5,695 円、2 項県補助金 5,277 万 8,000 円。

8 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金 2 億 2,995 万 4,043 円。

9 款財産収入、1 項財産運用収入 1 万 1,931 円。

10 款繰入金 8,536 万 2,357 円、1 項他会計繰入金 8,536 万 2,357 円、2 項基金繰入金ゼロ円。

11 款繰越金、1 項繰越金 1 億 2,727 万 5,681 円。

12 款諸収入 447 万 1,998 円、1 ページお進み願います。1 項延滞金加算金及び過料 181 万 5,997 円、2 項預金利子 1,000 円、3 項雑入 265 万 5,001 円。

歳入合計では、予算現額 12 億 1,659 万 8,000 円、調定額 13 億 2,303 万 4,280 円、収入済額 12 億 8,420 万 7,561 円、不納欠損額 539 万 1,250 円、収入未済額 3,343 万 5,469 円です。

続きまして、23 ページ、24 ページをお開きください。

歳出決算です。

1 款総務費 2,612 万 2,762 円、1 項総務管理費 2,434 万 9,510 円、2 項徴税费 165 万 282 円、3 項運営協議会費 12 万 2,970 円。

2 款保険給付費 6 億 9,150 万 7,883 円、1 項療養諸費 6 億 460 万 1,265 円、2 項高額療養費 8,336 万 6,618 円、3 項移送費ゼロ円、4 項出産育児諸費 294 万円、5 項葬祭諸費 60 万円。

3 款後期高齢者支援金等、1 項後期高齢者支援金等 1 億 2,266 万 60 円。

4 款前期高齢者納付金等、1 項前期高齢者納付金等 8 万 7,633 円。

5 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金 3,945 円。

6 款介護納付金、1 項介護納付金 5,024 万 9,748 円。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金 2 億 4,383 万 7,529 円。

8 款保健事業費 1,538 万 2,933 円、1 項特定健康診査等事業費 1,130 万 4,597 円、2 項保健事業費 407 万 8,336 円。

9 款基金積立金、1 項基金積立金 6 万 1,931 円。

10 款諸支出金 921 万 2,546 円、1 項償還金及び還付加算金 921 万 2,546 円、2 項延滞金ゼロ円。

11款予備費ゼロ円。

歳出合計では、予算減額12億1,659万8,000円、支出済額11億5,912万6,970円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額5,747万1,030円です。歳入歳出差引残額は1億2,508万591円で、全額を平成29年度へ繰り越しました。

続きまして、31ページ、32ページをお開き願います。

農業集落排水事業特別会計歳入決算です。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金ゼロ円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料1,162万4,390円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金4,330万円。

4 款繰越金、1 項繰越金7万8,007円。

5 款諸収入4,643円、1 項預金利子1,000円、2 項雑入3,643円、3 項延滞金加算金及び過料ゼロ円。

歳入合計では、予算現額5,640万6,000円、調定額5,566万5,724円、収入済額5,500万7,040円、不納欠損額12万6,190円、収入未済額53万2,494円です。

続きまして、33ページ、34ページをお開き願います。

歳出決算です。

1 款事業費、1 項管理費1,873万4,688円。

2 款公債費、1 項公債費3,619万9,380円。

1 款予備費ゼロ円。

歳出合計では、予算現額5,640万6,000円、支出済額5,493万4,068円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額147万1,932円、歳入歳出差引残額は7万2,972円で、全額を平成29年度へ繰り越しました。

続きまして、39ページ、40ページをお開き願います。

介護保険特別会計歳入決算です。

1 款保険料、1 項介護保険料1億5,863万2,750円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料6,600円。

3 款国庫支出金1億4,413万8,000円、1 項国庫負担金1億1,294万円、2 項国庫補助金3,119万8,000円。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金1億7,946万3,989円。

5 款県支出金9,298万2,922円、1 項県負担金9,155万円、2 項財政安定化基金支出金ゼロ

円、3項県補助金143万2,922円。

6款財産収入、1項財産運用収入7,020円。

7款繰入金1億1,191万1,816円、1項一般会計繰入金1億1,191万1,816円、2項基金繰入金ゼロ円。

8款繰越金、1項繰越金7,856万5,888円。

9款諸収入19万7,574円、1項延滞金加算金及び過料12万400円、2項預金利子1,000円、3項貸付金元利収入ゼロ円、4項雑入7万6,174円。

10款町債ゼロ円です。

1ページお進み願います。

歳入合計では、予算現額6億9,755万6,000円、調定額7億7,152万6,059円、収入済額7億6,590万6,559円、不納欠損額94万2,200円、収入未済額467万7,300円です。

続きまして、43ページ、44ページをお開きください。

歳出決算です。

1款総務費、1項総務管理費3,086万4,175円。

2款保険給付費6億1,373万5,594円、1項介護サービス諸費6億8万7,078円、2項高額サービス費1,364万8,516円。

3款地方支援事業費697万4,692円、1項介護予防・生活支援サービス事業費533万4,716円、2項包括的支援事業・任意事業費163万9,976円。

4款基金積立金、1項基金積立金1,073万5,020円。

5款諸支出金1,640万3,229円、1項償還金及び還付加算金1,272万4,708円、2項繰出金367万8,521円。

6款予備費ゼロ円。

歳出合計では、予算現額6億9,755万6,000円、支出済額6億7,871万2,710円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額1,884万3,290円です。

歳入歳出差引残額は8,719万3,849円で、全額を平成29年度へ繰り越しました。

続きまして、49ページ、50ページをお開き願います。

浄化槽事業特別会計歳入決算です。

1款分担金及び負担金、1項分担金107万円。

2款使用料及び手数料、1項使用料1,810万7,180円。

3款国庫支出金、1項国庫補助金413万7,000円。

4 款県支出金、1 項県補助金66万6,000円。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金2,515万円。

6 款繰越金、1 項繰越金10万5,941円。

7 款諸収入 7 万4,565円、1 項預金利子1,000円、2 項雑入 7 万3,565円、3 項延滞金加算金及び過料ゼロ円。

8 款町債、1 項町債630万円。

歳入合計では、予算現額5,686万1,000円、調定額5,576万8,008円、収入済額5,561万686円、不納欠損額 1 万762円、収入未済額14万6,560円です。

続きまして、51ページ、52ページをお開き願います。

歳出決算です。

1 款事業費4,072万1,556円、1 項管理費2,797万3,935円、2 項工事費1,274万7,621円。

2 款公債費、1 項公債費1,483万4,427円。

3 款予備費ゼロ円。

歳出合計では、予算現額5,686万1,000円、支出済額5,555万5,979円、翌年度繰越額はゼロ円、不用額130万5,021円となっております。

歳入歳出差引残額は 5 万4,707円で、全額を平成29年度へ繰り越しました。

続きまして、57ページ、58ページをお開き願います。

後期高齢者医療特別会計歳入決算です。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料5,095万500円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料3,450円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金2,237万2,320円。

4 款繰越金、1 項繰越金76万4,277円。

5 款諸収入 9 万4,900円、1 項延滞金加算金及び過料4,900円、2 項償還金及び還付加算料 8 万9,000円、3 項預金利子1,000円、4 項雑入ゼロ円。

歳入合計では、予算現額7,401万円、調定額7,438万447円、収入済額7,418万5,447円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額19万5,000円です。

続きまして、59ページ、60ページをお開き願います。

歳出決算です。

1 款総務費157万4,752円、1 項総務管理費118万5,952円、2 項徴収費38万8,800円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金7,146万4,868円。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金 8 万9,000円、2 項繰出金ゼロ円。

4 款予備費ゼロ円。

歳出合計では、予算現額7,401万円、支出済額7,312万8,620円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額88万1,380円です。

歳入歳出差引残額は105万6,827円で、全額を平成29年度へ繰り越しました。

以上で、各会計決算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） ここで、監査委員から監査報告があります。

監査委員、風戸不二夫君をお願いいたします。

○監査委員（風戸不二夫君） 監査委員の風戸でございます。

それでは、平成28年度歳入歳出決算の監査報告を申し上げます。

地方自治法第233条の規定により、平成28年度長柄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係書類を8月23日、24日、25日の3日間にわたり、山根委員と監査を実施いたしました。

審査は、平成28年度長柄町一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、浄化槽事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算及び財産に関する調書並びに関係帳簿書類をもって実施をいたしました。

次に、審査の主眼ですが、一般会計及び特別会計の決算においては、計数が正確であるか。予算は議決の本旨にのっとり有効性、経済性、また効率性の観点から適正に執行されているか。補助金は適正に交付され、公正かつ効率的に使用されているか。行政事務は関係諸法令にのっとり執行されているか。これらの諸点に留意し、あわせて関係諸帳簿、証書類を照合精査するとともに、事務担当部局の説明を聴取し、さらに例月出納検査及び定期監査の結果を参考とし、審査を実施いたしました。

審査の結果ですが、各会計の予算額、収入済額、支出済額、歳入簿、現金受払簿により出納証書類と照査の結果、決算は計数的に誤りがなく、出納処理の内容も正当なものであると認められました。

また、歳入歳出全般についての予算執行も適正に処理され、その執行実績についても所期の目的に沿い、住民福祉の増進が図られていることが推察されました。

財産に関する調書につきましては、公有財産、物品、出資による権利及び基金について、それぞれ調書の計数と財産台帳、備品台帳、預金通帳と照合した結果、計数はいずれも正確

であると認められました。

なお、主な審査意見といたしましては、財政面での厳しい状況を踏まえ、事務事業を実施するに当たっては、さらなる計画的な財政運営が図られるよう、また歳計現金及び基金については、安全かつ有利に管理されているが、引き続き管理には万全を期するよう努められたいとの審査意見といたしました。

決算規模を前年度と比較すると、歳入歳出とも決算額は増となっていました。

昨今の経済状況、社会情勢に鑑みると、地方財政の維持向上は困難を極めるとは思いますが、町税の収納率については、担当部局等の努力により、全国平均と同様な水準と向上しておりますが、税の公平性を確保し、安定的な財政運営を維持するため、積極的な担税力調査や滞納処分等により、さらなる収納率向上に努められるよう意見し、また財産運用に関しては、無駄のない支出、効果的な施策及び費用対効果の向上に努められるよう意見いたしました。

なお、従来より行われておるとは思いますが、各事業事務において、計画、実行、評価、改善、いわゆるPDCAサイクルの手法をより推進され、行財政運営を図られれば、さらに健全な財政状況になると推測いたします。

なお、詳細につきましては、お手元に配付してございます決算意見書をご覧くださいと存じます。

次に、財政課健全化法に基づく健全化判断比率の審査につきましては、一般会計の実質赤字比率及び一般会計と各特別会計を合わせた連結実質赤字比率は、各会計の実質収支に赤字が生じていないため、昨年度と同様に該当がございません。

実質公債費比率につきましては、地方債の元利償還金が減少したことから、前年度と比較して1.1%減の5.3%となりました。

また、将来負担比率につきましては、基金の積み立てにより、将来負担額への充当可能基金が増加したことから、昨年度と比較し、3.0%減となりました。いずれの数値も前年度より向上すると同時に、早期健全化基準より低い数値となっていることから、本町においては健全な財政運営がなされていると認められました。

今後も引き続き健全な財政運営をお願いし、決算審査報告といたします。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 監査委員による監査報告は終わりました。ご苦労さまでした。

議案第3号 平成28年度決算認定について、総括質疑を受けます。

なお、総括質疑でございますので、款項の項目についての質問とし、詳細にわたりましては、この後お諮りいたしますが、総務事業及び住民教育常任委員会において審査いたしますので、その際に質問されますようお願いいたします。

それでは、総括質疑を行います。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

それでは、1点だけ質問をさせていただきます。

町税の固定資産税についてですけれども、不納欠損が860万円ほどございます。そして、収入未済額も3,200万円と多額になっております。町民税については、これはなかなか徴収が難しい面もあるかと思えますけれども、少なくとも固定資産税については、不動産があるわけでございますので、そのところを差し押さえとか、公売に付するとか、そういう方法をとっているのかどうか、伺います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） お答えいたします。

これは上からの通達なのでございますけれども、明らかに換価できないような財産については、余り取れないからといって、差し押さえしたりすることは好ましくないというようなことが出ております。差し押さえいたしまして、公売してすぐ換価できるものであれば、そういうものについては積極的にと、しかしながら長柄町の例えば山の中を差し押さえしても、差し押さえするだけの効果がない場合、そういうものもございまして、ただ大岩議員の言うとおりに、できるものは積極的にというようなことではございますので、そういう方向では考えております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 固定資産税については、換価できないものまでということはよくわかりますけれども、例えば銀行等の借入金のために、2番抵当なんかを設定すると、競売になったときの任意売却で、行政に幾ら支払おう、銀行に幾ら支払おうと、案分した形の中での配当があるわけですよ。ですから、そういう面も含めて、換価できるものについては、とりあえず2番抵当、3番抵当でも結構ですので、そこに差し押さえの登記簿が必要かなと思えますけれども。

○議長（月岡清孝君） 答弁求めます。

石井税務住民課長。

○税務住民課長（石井正信君） まず、うちのほうは、預金だとか、証券だとか、そういうものについて差し押さえしております。なおかつそういう預金等ない場合、家だとか、土地だとか、そういうものを差し押さえるような形になるんですけれども、大岩議員の指摘のとおり、可能であれば、積極的に差し押さえしていくというような方向で努めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 8ページの使用料の未済額なんですけれども、私単純に考えまして、使用料というのは、使って何ぼ払うという云々でありまして、使ったものに関して税金と違いまして、使ったもの、借りたもの云々について、それについて333万2,000円ですか、こんなに額があるということをやは何の使用料だったのか、その辺ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 町営住宅の使用料が主なものというふうに捉えておりますが。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 池沢です。

ちょっと1つだけ、17款の寄附金で6,200万円ほど収入済額がございますけれども、この寄附金について、一般寄附金と民生費寄附金の合わせたものだと思うんですけれども、一般寄附金の6,291万4,000円、収入済額がございますけれども、これの内訳、ふるさと納税基金が幾らなのか、通常の一般的な寄附は幾らだったのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 一旦お預かりして、後でお答えでよろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 後でよろしく願います。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 使用料のほうは家賃ということでわかったんですけども、反対に負担金、これについても何々事業なり云々やったものについて、負担金を払うのが当たり前だと思っておりますけれども、この負担金の75万700円ですか、この未済額というのはどんなものでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 申しわけありません。それもあわせて一緒にご答弁させていただきます。

○議長（月岡清孝君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後12時02分

再開 午後 1時00分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、午前中の質問に対し、答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 申しわけございませんでした。

まず、1点目の一般の寄附金についての内容、内訳についてでございますが、ふるさと納税で6,270万4,000円、一般の方からの寄附で21万円でございます。

それから、鶴岡議員の民生負担金の関係のものですが、こちらは2号、3号認定こども園の認定こども保育料でございます。長時間児の保育料ということになるかと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本決算認定につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査と

したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号はそれぞれ所管の常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎議案第4号～議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第6、議案第4号 平成29年度長柄町一般会計補正予算（第2号）、議案第5号 平成29年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第6号 平成29年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）、いずれも補正予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第4号 平成29年度長柄町一般会計補正予算（第2号）、議案第5号 平成29年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第6号 平成29年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計補正予算であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,342万8,000円を増額し、補正後の予算総額を39億1,615万6,000円とするものであります。

主な歳出の内容を款別で申しますと、総務費では、ふるさと納税寄附金の増加に伴う報償金、里山整備で発生する間伐材を活用したバス待合所建設の経費を計上しております。また、法人町民税の確定申告に伴います還付金の経費を追加計上しています。

民生費では、平成28年度の実績に伴います障害者関連の国庫負担金の返還金を計上しています。

農林水産業費では、力丸ほか3水利組合等の水中ポンプ入替工事等に伴う経費を計上しています。

土木費では、橋梁長寿命化修繕計画更新業務、主要地方道市原茂原線、通称刑部バイパス施工に伴う町道据えつけのための町道3171号線道路改良工事の経費を計上しています。

教育費では、給食センターの排水処理装置の修繕料を追加計上しています。これらの経費の充当財源といたしまして、寄附金、用水組合からの分担金、国県補助金、繰入金、繰越金、諸収入を充当するものでございます。

次に、国民健康保険特別会計補正予算であります。749万3,000円を増額し、補正後の予算総額は11億5,299万3,000円となるものであります。

まず、歳出の主なものといたしましては、保険給付費の420万円の増になります。

これは本年4月から7月までの実績により、年間の給付費を算出し、不足分を増額補正するものであります。

次に、後期高齢者支援金等の増であり、このたび社会保険支払基金への支援金が確定し、533万5,000円不足するための増であります。また、介護納付金では社会保険支払基金への納付額が確定し、242万4,000円の剰余が出たため、減額補正するものであります。

歳入では、国庫から療養給付費等負担金が確定し、239万5,000円の増となりました。また、前期高齢者交付金も確定され、1,836万2,000円の減額となるものであります。

なお、歳入の不足分は前年度繰越金から2,344万3,000円を充当するものであります。

次に、介護保険特別会計補正予算であります。1,117万5,000円を増額し、補正後の予算総額を7億1,197万3,000円とするものであります。

今回の主な内容は、平成28年度介護保険給付費の額の確定に伴う負担金の返還のための増であります。この経費を財源といたしまして、繰越金を充てるものであります。

以上、補正予算の説明を終わりますが、一般会計につきましては、企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、私のほうから議案第4号 一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を申し上げます。

まず、歳出の内容から申し上げますと、本補正予算全般的なものとしたしましては、人事異動に伴う人件費の増減がございます。これは平成29年度当初予算編成時と本年4月1日の人事異動による職員の人員配置が異なるためのものであり、一般会計の人件費トータルの金額は変わっておりませんので、3節職員手当にかかわるものにつきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、補正予算書の16ページ、17ページをお開きください。

まず、2款1項1目の一般管理費、18節備品購入費の16万7,000円の増は、労働安全衛生法施行規則改正に伴う職員の労働時間を適正に把握することが義務づけられたことによるこども園等に設置するタイムレコーダー購入による増でございます。

19節負担金補助及び交付金10万円の増は、人事異動に伴う職員研修の増によるものです。

2款1項3目防災対策費、11節需用費30万5,000円の増は、防災行政無線再送信子局バッテリー交換等の修繕料でございます。

2款1項4目財政管理費、8節報償費1,000万円の増は、ふるさと納税の謝礼・返礼品でゴルフ場利用券が主なものとなります。

11節需用費3万円の増は、同じくふるさと納税でございまして、ゴルフ場利用券の複写防止用の用紙代となります。

13節委託料629万6,000円の増は、ふるさと納税業務委託先の株式会社さとふるへの委託料を増額するものでございます。

14節使用料及び賃借料21万6,000円の増は、ふるさと納税申込みフォーム等使用料を増額するものです。いずれも納税寄附額の増加に伴う増となっております。

2款1項6目財産管理費、11節需用費172万4,000円の増のうち、1細目財産管理事業72万4,000円の増は、庁舎内2階、3階の空調室外機の部品交換及び会議室等のモーターダンパー交換、2細目の公用車管理事業、11節需用費100万円の増は、ながら号のギア故障に伴う修理によるものです。

2款1項7目企画費、このページ最下段から次の18ページ、19ページをお願いいたします。

12節役務費につきましては、役場庁舎前路線バスのルート変更に伴い、協働による町おこしを目的とした地元間伐材を活用したバス待合所整備事業に係るもので、ボランティア活動をしていただく方の保険代1万円の増、13節委託料210万円の増は、同じくNPO法人さとネット及び町土建組合へのバス待合所整備事業に係る委託料であります。

19節負担金補助金及び交付金、定住対策事業に係る174万3,000円増のうち、空き家バンク登録促進事業補助金74万3,000円、住宅リフォーム補助金100万円については、それぞれ利用者の増加によるものでございます。

2款1項11目社会保障・税番号制度事業費、14節使用料及び賃借料83万2,000円の増は、10月1日の運用開始を目途に、マイナンバーカードを用いた児童手当、予防接種に関する電子申請手続を可能とする子育てワンストップサービスの接続サービス使用料の増、2款2項2目賦課徴収費、23節償還金利子及び割引料729万6,000円の増は、法人町民税の確定申告に

伴う還付金であります。

2款3項1目戸籍基本台帳費、13節委託料57万3,000円の増は、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに、本人からの届け出により旧姓を併記することが可能となるため、それらに対応するためのシステム改修経費となります。

3款1項2目老人福祉費、20節扶助費108万円の増は、老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所措置者の増によるものです。

20ページ、21ページをお願いいたします。

3款1項3目障害者福祉費、11節需用費11万9,000円の増は、障害福祉計画、障害児福祉計画策定に伴う印刷製本費の経費でございます。

続きまして、先に23節償還金利子及び割引料313万6,000円の増ですが、障害者自立支援給付費国庫負担返還金184万1,000円と障害者医療費国庫負担金返還金121万5,000円、1つ飛ばしまして、障害児通所給付費等国庫負担返還金8万円、これらは実績に伴う返還金となります。

1つ戻りまして、20節扶助費220万円の増は、就学前の発達障害児の施設利用対象者の増加によるものです。

次に、3款1項5目国民健康保険費、28節繰出金の1万7,000円の増は国保会計への繰り出し分です。

3款2項1目児童福祉総務費、23節償還金利子及び割引料9,000円の増は、学童クラブ利用料の還付金です。

4目こども園費、8節報償費9万円の増は、ボールを活用した基礎体力、運動能力の向上、球技の基礎技能の習得を目的とした運動プログラムであるバルシューレを10月からの本格導入に伴い、講師3名分の謝礼を計上するものでございます。

11節需用費20万の増は、こども園施設の修繕料です。現計予算を既に執行したため、新たに施設整備修繕経費を計上するものです。

次に、22、23ページをお願いします。

4款1項2目予防費、15節工事請負費5万円の増は、(仮称)健康ポイント事業において福祉センターに公衆無線LAN回線の増設を行うものです。

3目環境衛生費、11節需用費50万円の増は、産業廃棄物不法投棄看板2カ所の修繕費用、15節工事請負費35万円の増は、長柄ダム水質保護条例規制区域看板5カ所の設置工事になります。ともに本年2月の強風の影響による破損、倒壊等に伴うものでございます。

次に、5款1項3目農業振興費、11節需用費20万円の増は、道の駅の浄化槽放流ますの陥没による放流管の修繕費用、15節工事請負費130万円の増は、千葉県観光地魅力アップ整備事業を活用し、道の駅のトイレを改修するものです。

18節備品購入費14万円の増は、道の駅ながら観光案内所の空調設備が経年による不具合のため、買い換えを行うものです。

19節負担金補助及び交付金9万3,000円の増は、ファーマーズマーケット運営組合に対し、店内にあります精米機のベルト交換費用を農業団体振興事業補助金交付要綱に基づき、2分の1を補助するものでございます。

5款1項4目農業基盤整備費、15節工事請負費、845万円の増のうち、水利組合水中ポンプの入替工事、こちらは飯尾水利組合、金谷用水組合、立鳥・鶺谷揚水組合の3組合からの要望で810万円、また農道・水路維持修繕工事、こちらは針ヶ谷西部梅田橋付近の排水路漏水補修工事の35万円となります。

19節負担金補助及び交付金203万8,000円の増のうち、力丸水利組合へ揚水機場モーターポンプの修繕に対し16万8,000円、立鳥・鶺谷揚水組合の立鳥地先用水路改修工事へ5万6,000円、計22万4,000円を補助するものとし、多面的機能支払交付金26万円の増は、榎本地区の地域資源向上を図る共同活動取り組みの追加による増、次の24、25ページをお願いいたします。

町鳥獣被害防止対策協議会補助金155万4,000円の増は、有害鳥獣捕獲従事者に対しイノシシ捕獲経費の支払いを行う県補助金の交付決定によるものです。

次に、7款2項1目道路維持費、13節委託料600万円の増は、橋梁長寿命化修繕計画の更新業務費です。この計画は5年に一度の見直しが義務づけられておりまして、本年7月に橋梁点検業務が終了し、点検結果に基づき、これらの橋梁の長寿命化に係る修繕計画の更新を行うものです。

15節工事請負費500万円の増は、道路排水路維持事業の町道3183号線舗装工事によるものです。

なお、この工事は長生郡市広域市町村圏組合水道部の水道管復旧工事に伴う道路舗装復旧のため、その全額を受託し、実施するものです。

2目道路新設改良費、15節工事請負費700万円の増のうち、町道1391号線道路改良工事費189万円は、用地買収などが完了し、登記も終了したことから、早期完成を図るため実施するものです。

次に、町道3171号線道路改良工事520万円は、県道市原・茂原線（通称）刑部バイパスの工事進捗に伴う町道付け替え工事を実施するものです。

7款3項2目河川改良費、13節委託料970万円の増は、こちらも刑部バイパス工事に伴う普通河川、刑部川の県施工箇所以外の町が施工すべき河川改良に関し、測量及び設計業務を委託するものです。

刑部バイパス関連予算につきましては、今年度に入り、長生土木事務所に予算が追加され、大きく工事に進捗があるため、それに対応するためのものがございます。

7款4項1目住宅管理費、11節需用費65万7,000円の増は、町営住宅火災報知器用電池等の購入費用でございます。当初予算では、火災報知器の電池交換作業を業者委託の予定でしたが、電池購入により入居者の方へ交換をお願いすることとしたためのものであります。そのため、13節委託料76万7,000円を減額するものです。

8款1項消防費、このページ最下段から次の26、27ページをお願いいたします。

2目非常備消防費、15節工事請負費153万4,000円の増は、山根自治会から要望の防火水槽補修工事を計上しております。

9款2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費65万9,000円の増は、長柄小学校電気区分閉器交換工事であります。平成13年に交換設置し、経年によるもので、関東電気保安協会からの交換すべき旨の指導事項があり実施するものがございます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費、15節工事請負費105万円の増は、長柄中学校本校舎裏側のり面崩落箇所の補修工事を行うものです。

5項保健体育費、3目給食施設費、11節需用費120万7,000円の増は、内訳として調理・洗浄器具の修繕費用で10万3,000円、調理室、下処理室排水水漏れの修繕費用で7万6,000円、排水処理装置ばっ気水中ブローア故障による交換修繕費用で82万8,000円、また現計予算を既に執行したため、新たに修繕経費20万円を計上するものです。

18節備品購入費2万4,000円の増は、連続フライヤー用の安全カバーを経年劣化による破損のため買いかえるものがございます。

以上が歳出の説明でした。

続きまして、歳入を説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

9款1項1目1節減収補てん特例交付金6万6,000円の増。

10款1項1目1節普通交付税845万9,000円の増は、ともに平成29年度交付決定額の確定に

よるものです。

12款1項1目2節老人保護措置費25万円の増は、施設入所に係る自己負担分です。

12款2項1目1節農林水産業分担金450万円は、飯尾、金谷、立鳥・鶯谷の水利組合からの分担金です。

14款2項2目4節学校施設環境改善交付金974万4,000円は、長柄小学校トイレ改修事業に伴う交付金です。

14款2項5目1節社会資本整備総合交付金330万円は、橋梁長寿命化修繕計画更新業務に係る国庫負担金です。

12ページ、13ページをお願いいたします。

14款2項6目1節社会保障・番号制度事業補助金57万2,000円は、先ほど歳出で説明いたしました住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードへ旧姓の併記に対応するためのシステム改修費全額の補助金です。

15款2項4目1節農業費補助金250万3,000円は、説明欄の上から順に、多面的機能支払交付金事業補助金17万9,000円は、実施集落の共同活動取り組み追加によるもので事業費の4分の3の額、鳥獣被害防止総合対策交付金155万4,000円は、有害鳥獣捕獲従事者に対しノシシ捕獲経費の支払いに対する全額の補助金、観光地魅力アップ整備事業補助金77万円は、道の駅トイレ改修工事に係る3分の2の額が交付されるものでございます。

17款1項1目1節一般寄附金3,000万円は、ふるさと納税寄附金の増加によるものです。

18款1項2目1節公共施設整備等基金繰入金925万6,000円は、長柄小トイレ改修工事に充当するものです。

19款1項1目1節前年度繰越金6,625万6,000円は、今回補正の財源不足分を充当するものです。

20款3項雑入、このページ最下段から次の14ページ、15ページをお願いいたします。

2目1節雑入、説明欄の順に、総務課所管雑入で、刑部バイパス工事に伴う地上デジタル放送施設の移設に係る千葉県補償金として12万9,000円、建設環境課所管雑入で、先ほど歳出の7款2項1目15節道路排水路維持事業でご説明した町道の3183号線舗装工事に長生郡市広域市町村圏組合水道部から工事負担金全額500万円で、雑入の合計512万9,000円となります。

21款1項1目1節臨時財政対策債3,760万7,000円の減額は、平成29年度普通交付税額の算定に当たり、臨時財政対策債発行可能額が確定したための減額となります。

21款1項3目1節教育費1,900万円の減額は、14款2項2目4節学校施設環境改善交付金でご説明申し上げました長柄小学校トイレ改修事業に伴う国庫補助金が交付決定されたことにより、起債発行をせず、公共施設整備等繰入金を不足財源とするための減額となります。

あわせて地方補正を行いますので、4ページ、5ページをご覧ください。

臨時財政対策債を1億7,720万円から今回の3,760万7,000円を減額し、合計で1億3,959万3,000円に、学校教育施設等整備事業債を1,900万円から今回全額の減額をし、起債発行額をゼロに変更します。

起債の方法、利率、償還の方法は従前と変更ございません。

以上、一般会計の補足説明といたします。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

なお、会議規則第55条の規定により、質疑は同一議員につき同一の議題について3回を超えることができないというふうになっておりますので、皆さんよろしくお願ひいたします。

9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 9番、大岩でございます。

それでは、二、三お伺ひいたします。

一般の寄附金の関係なんですけれども、ふるさと納税寄附金ということで3,000万円の補正が組まれておりますけれども、この中の指定寄附金と一般の寄附金の割合はどのようになっていますでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 割合というのは、ないですね。

○9番（大岩芳治君） 全額でいいです。

○企画財政課長（白井 浩君） 今現在のですか。

持ち合わせておりませんので、ちょっとお時間をまたいただく形でよろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） 割合とかじゃなくて、金額が指定寄附金がどのくらいあったのか、一般寄附金が幾らなのかをちょっとお伺ひしたいと思ひました。

それに伴って、歳出のほうで、委託料の株式会社さとふるの納税義務が3,000万円の補正

に対して629万円、割合でいいますと20%以上の委託料がかかっているんですけども、その辺のところはどのような形でしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） さとふるさんに関しましては、寄附額の12%を委託料として支払っているものでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 9番、大岩芳治君。

○9番（大岩芳治君） そうしますと、3,000万円の補正に対しての委託料だということふうには考えるんですけども、そうしますと12%よりもかなりパーセンテージが上がっているような気がするんですけども、この辺はどのように説明していただけますでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ふるさと納税のさとふるの分につきましては、当初で寄附金額1,000万円を見込んでおりまして、このたび寄附金額2,000万円ということになります。

当初の中では12%の寄附金額に対するものと、それから返礼品配送料が返礼品率で約50%として計上しておりまして、629万円程度を見込んでいたんですけども、その分またもう1,000万円上乘せということになりますので、今申し上げました委託料の129万余と、それから1,000万円に対する約半分の返礼品、そして配送料500万円、加えて629万円ということになります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 大岩さん、3回までということで今言いましたので。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 鶴岡ですけども、よろしくお願ひします。

25ページなんですけれども、河川の改良費、委託料の関係なんですけれども、まず普通河川の刑部川護岸設計業務、護岸工事の内容、ブロックをやるとか、そういう内容、それはどんなことをやるのか、内容をお聞きします。

そして、もしブロックならブロックをやって、図面、数量までの委託であるのか、工事費までの設計の委託なのか、その辺をちょっとお聞きします。3点ほど。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） ご質問のところは、普通河川刑部川の測量業務は測量業務でございまして、設計業務ということで、その内容をということなんでございまして、この辺につきましても、恐らくブロック積みになると思いますが、その辺はまだ設計が測量もしていませんので、何とも言えないところではございますが、これにつきましても、刑部バイパス事業で、道路側のほうはブロック積みでやっておりますので、その対岸もブロック積みになろうかとうちのほうでは推測しておりますが、その辺につきましては、設計業務の中で検討していきたいと考えております。

この業務委託につきましては、数量から概算金額まで出させる予定でございます。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 3月の常任委員会だったかと思うんですけども、できるだけ町でというような話をして、火災報知器等はマイナス補正予算になっておりますよね。当初町で委託業務で見えてあったんですけども、今回入居者がそれは常任委員会でそういう話が出て、マイナスの76万7,000円になったと思うんですけども、今聞いたところ、ブロック積み云々ということで、測量業務ぐらいはいいとして、ブロックの絵ぐらい自分たちで描けないのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） ご指摘の件でございますが、そういう経過があって、団地のほうは住んでいる方々にやってもらうという方針で今回出させていただきました。

設計につきましても、まだ想定をしている段階でございますので、その辺の比較検討等もございまして、その辺はコンサルに委託したいと考えております。

○議長（月岡清孝君） 2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） これは設計の工事費まで概算で出してもらおうんですか、そうしたら、それはイコールすぐ発注ということですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） その辺につきましては、通常の道路設計と同じで数量まで算出させていただいて、設計につきましては、うちのほうでお金を入れていくというような方向になろうと考えております。

以上です。

〔「議長、いいですか」と呼ぶ者あり〕

○9番（大岩芳治君） ちょっと議事運営について提案いたします。

私は、同一議題について3回というふうに言われたんですけども、これは歳入は歳入でふるさと納税のことを聞いて、歳出は歳出、私は全く別の観点から捉えていいんじゃないかというふうに思いますけれども、例えばふるさと納税寄附金の歳入を3回聞いたら、支出のほうでは全く質問できないという形になっちゃうんじゃないですか。その辺のところは、ちょっと私は納得できないんですけども、同一議題というのはそういうものじゃないと私は思うんですけども。

○議長（月岡清孝君） 同一議題というか、今回はこの補正予算という中でやらせていただいております。それで、時間の関係というのもございますので。

○9番（大岩芳治君） それはわかるんですけども、歳入は歳入じゃないですか。同一議題とは言えないという、そういう判断じゃないでしょうか。それを捉えるとすれば、歳入であったものを今度全く同じ問題を歳出で質問できないという形になっちゃいますよ。そうじゃないですか。これからもそういう判断でいくんですか。それだと余りにもちょっとあれじゃないですかね。それは分けてやるべきだということふうに私は思いますけれども、それから先ほどの指定寄附金のやつだってまだ答弁をいただいておりますけれども。

○議長（月岡清孝君） それは後ほど。

○9番（大岩芳治君） そうすると、その件についてももう質問できないということになっちゃいますよね。歳入が1回やって歳出で2回聞いたら、私はそれは同一議題じゃなくて、歳入の部分のふるさと納税の寄附金と、それから歳出のほうのふるさとの支出と、全く私は別問題だということふうに認識しているんですけども。

○議長（月岡清孝君） 今回、私の許可ということで許します。

答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 指定寄附はないということでお答えさせていただきます。

それと、私の説明がちょっとわかりづらかったということで、さとふるへの委託料、いわゆる手数料というんですか、それは寄附額の12%ということです。そのかわり返礼品の発送まで全てをさとふるさんのほうで賄ってくれていますので、いわゆる今現在は約4割ぐらいの1万円に対して3,900円、4,000円前後の返礼品をやっています。それらの返礼のもの、

それから配送料、それらが今言った4割に配送料などが加わると大体50%ぐらいになるでしょうということですので、1,000万円の増額、今回1,000万円、さとふるさんの分を増やさせていただいていますけれども、そのうちの500万円が約半分が今言った返礼品と配送料の分、それからそのほかに12%のお金がかかるので、トータルで629万円という数字になりますということでございます。

○9番（大岩芳治君） 今、お答えがありましたけれども、指定寄附金はなしということでご理解してよろしいんですね。今までないですね。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 池沢です。

補正予算書の12ページの基金繰入金の2目の公共施設整備基金繰入金で、補正前が640万円、補正額が925万6,000円、合わせて1,565万6,000円という歳入ですけれども、この1,565万6,000円、今回の補正の925万6,000円を含んだ歳出先をちょっと明確にお答えいただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 長柄小学校のトイレの改修事業でございます。

○3番（池沢俊雄君） 幾らですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

○企画財政課長（白井 浩君） 925万6,000円でございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 私は、ちょっとそういうことを聞いたんじゃないんですね。925万6,000円という数字がこの補正予算書の中で、学校管理費の中には金額があらわれていないんですよ。65万9,000円でしょう。長柄小学校のトイレは、この中の補正というのは、全く今回ないんですか。

こうやっていると3回になっちゃうので、えらい短いなという気がしているんですけども、私の言いたいことは、目的基金ですから、ほかの財源には充当できませんよとなっているんですよ、基金条例で。だから、先ほど言ったように、総額が1,565万6,000円、今回公共施設整備基金をあわせて使えますよという補正予算書ですから、この1,565万6,000円というのは、どこに充当がされているのかということをお聞きしているんですよ。今回の補正の中では、それらしき数字があらわれていないんですよ。

本来は、財政のあり方は、補正予算であれば歳入歳出、まず歳出があつて、歳入を何にするかということで、充当財源というのはつくるべきなんです。それで、今回はこの公共施設整備等基金繰入金というものを925万6,000円崩して、充当しますよとなっているんですけども、この数字がどこにもあらわれてきていないんですよ、補正予算の歳出額に。だから、どこにいつているんですかということをお聞きしておるんです。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

佐川教育長。

○教育長（佐川和弘君） それでは、今のお答えになるかどうか、ちょっと不安なところもありますけれども、私が知っている範囲でお答えしたいなというふうに考えております。

当初、トイレの予算につきましては、国からの補助の項目には上がっていますが、全く補助が見込めない状況という中でのスタートで、全て町債を基金としてやるような形での当初予算の組み方をしたと思います。ところがこれが途中で国から補助がおりるとというのが急に入りましたので、それを使って、足りない分をこの基金から繰り入れるという形で、町債からこちらのほうに組みかえたということで、支出については額はたしか変わっていないかなと思うんですが、ということで、支出のほうの補正には入っていないんだらうというふうに私は理解しております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） ちょっとここで休憩を入れます。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時54分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 先ほど質問した繰入金の数字につきましては、また後ほど書類をもって説明していただければというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（月岡清孝君） そのほかございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 平成29年度長柄町一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 平成29年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 平成29年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第7、同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

佐川教育長は退席をお願いします。

〔教育長 佐川和弘君退席〕

○議長（月岡清孝君） 提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 同意第1号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

教育委員会委員長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、現教育長の10月15日の任期満了をもって、教育委員長と教育長を一本化した新教育長制度に移行し、首長が任命することになります。

本案は、現在教育長としてご活躍いただいております佐川和弘氏を引き続き新制度の教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

佐川氏は長きにわたり教育界にご尽力されました後、平成25年4月12日、教育委員に任命し、同日、教育委員会会議において教育長に就任されました。

以来、さまざまな問題に積極的に取り組み、教育行政の円滑な対応に努められております。

同氏は、温厚で誠実な人柄であり、人格、識見ともにすぐれており、また本町教育全般に精通されております。教育長として適任でありますので、ここに議員の皆様のご同意をお願いするものであります。

ぜひともご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は人事案件ですので、会議規則第82条に基づき、投票により採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（月岡清孝君） ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項により議長から指名します。

立会人に7番、古坂勇人君、8番、関民之輔君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。

本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載してください。

なお、白票の取り扱いについては、会議規則第84条により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（月岡清孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に賛成または反対を記載しましたら、議席番号1番の議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（月岡清孝君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

7番、古坂勇人君、8番、関民之輔君、開票の立ち合いをお願いします。

〔開票〕

○議長（月岡清孝君） 開票の結果を報告します。

投票総数11票、これは先ほどの出席議員と同じです。

賛成10票、反対1票。

以上の結果、同意第1号は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（月岡清孝君） 佐川教育長の入場を認めます。しばらくお待ちください。

ただいま教育長に再任されました佐川教育長に一言ご挨拶をお願いいたします。

○教育長（佐川和弘君） 皆さんの同意をいただけたということで、本当にありがとうございます。
ます。

ご承知のように、これからの教育長というものは、新制度に変わりました、今までの教育長と教育委員長と両方の職を兼ねるといような位置づけでございますので、責任の重さを痛感しているところでございます。

非力ではございますけれども、子供たちの知、徳、体の調和のとれた生きる力を向上させるために、そして子供からお年寄りまで、文化・スポーツ活動等を通して、生涯学習の充実のために力を尽くしていきたいと考えております。

皆様方にはご指導、ご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。（拍手）

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 続きまして、日程第8、同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 同意第2号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、現在本町の教育委員であります本間葉子氏が本年10月15日をもって任期満了となるため、新たに皿木にお住まいの窪木尚氏を新教育委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

今回、後任として提案いたします窪木氏は、温厚で誠実な人柄であり、人格、識見ともにすぐれ、学校教育活動に対しましても深くご理解をいただき、教育委員として適任であります。

また、平成20年4月から教育委員に保護者代表を選任することとなり、同氏は現在お子様が本町の中学校に通学され、この点におきましても適任者でありますので、ここに議員の皆様のご同意をお願いするものであります。

ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は人事案件ですので、会議規則第82条に基づき、投票により採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（月岡清孝君） ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項により議長から指名します。

立会人に7番、古坂勇人君、8番、関民之輔君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（月岡清孝君） 本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載してください。

なお、白票の取り扱いについては、会議規則第84条により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をします。

〔投票箱点検〕

○議長（月岡清孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に賛成または反対を記載しましたら、議席番号1番の議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（月岡清孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。

7番、古坂勇人君、8番、関民之輔君、開票の立ち合いをお願いいたします。

[開票]

○議長（月岡清孝君） 開票の結果を報告します。

投票総数11票、これは先ほどの出席議員と同じです。

賛成11票、反対ゼロ票。

以上の結果、同意第2号は原案のとおり同意することに決しました。

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第9、同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

町監査委員は、地方自治法第195条の規定に基づき、お二方で毎月の出納検査及び定期監査、決算監査などを行い、財務の管理執行につきまして、監査いただいているところであります。

本案は、現在監査委員をお願いしております風戸不二夫氏が10月5日をもって任期満了となることから、再度同氏を選任いたしたく、同意を求めるものであります。

風戸氏は、長生中学校長、茂原市立東中学校長を初め、教員として36年間ご活躍されましたが、この間本町学校教育課長などを歴任され、市町村財政にも精通され、人格は円満で、実直かつ公平な方でございますので、監査委員として適任と認め、選任を依頼するものでございます。

ここに議員の皆様のご同意をお願い申し上げます、よろしくご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は人事案件ですので、会議規則第82条に基づき、投票により採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項により議長から指名します。

立会人に7番、古坂勇人君、8番、関民之輔君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（月岡清孝君） 本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載してください。

なお、白票の取り扱いについては、会議規則第84条により否とみなします。

投票用紙配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（月岡清孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に賛成または反対を記載しましたら、議席番号1番の議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（月岡清孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 投票漏れはなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

立ち合いのお願いを申し上げます。

〔開票〕

○議長（月岡清孝君） 開票の結果を報告します。

投票総数11票、これは先ほどの出席議員に同じです。

賛成11票、反対ゼロ票。

以上の結果、同意第3号は原案のとおり同意することに決しました。

◎同意第4号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第10、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法第423条の規定により、3名の委員を任期3年で選任しております。

このうち現職の委員であります近藤秋二氏が平成29年10月28日をもって任期満了となります。

近藤氏は、前任者が任期中途で辞任いたしました関係上、地方税法第423条第6項の規定により、その残任期間となります平成27年9月14日から本委員に就任されました。

この間、同委員会委員としてご尽力いただいております。人格、識見ともに適任者と存じますので、引き続き委員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

ぜひともご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は人事案件ですので、会議規則第82条に基づき、投票により採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項により議長から指名します。

立会人に7番、古坂勇人君、8番、関民之輔君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（月岡清孝君） 本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載してください。

なお、白票の取り扱いについては、会議規則第84条により否とみなします。

投票用紙配付漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検をします。

〔投票箱点検〕

○議長（月岡清孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号1番から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（月岡清孝君） 投票漏れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票をお願いします。

立ち合いの方、よろしく願いいたします。

〔開票〕

○議長（月岡清孝君） 開票の結果を報告します。

投票総数11票、これは先ほどの出席議員と同じです。

賛成11票、反対ゼロ票。

以上の結果、同意第4号は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

◎議員派遣について

○議長（月岡清孝君） それでは、日程第11、議員派遣についてを議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び長柄町議会会議規則第122条の規定により、議員の派遣について申し出がございました。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、議員派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（月岡清孝君） 日程第12、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおり、議会広報編集特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で本定例会の会議に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして平成29年長柄町議会第3回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時27分